

余市水産博物館

BULLETIN OF
YOICHI FISHERIES MUSEUM

研究報告

第 11 号 2008 年 3 月

浅野 敏昭 : 中村家文書に見る漁夫雇用について(2)	1
小川 康和 : 大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について	21
乾 芳宏 : 大谷地貝塚出土の遮光器土偶について	39
駒木根 恵藏 : 史料紹介「余市郡諸調」	45
平成 19 年度博物館活動報告	75

余市水産博物館 研究報告

第 11 号 2008 年 3 月

余市水産博物館

中村家文書による漁夫雇用について（2）

浅野 敏昭

北海道余市郡余市町入舟町 21（余市水産博物館）

I はじめに

小稿で扱う中村家文書は、前号において報告した筆者拙稿と同じく、2006（平成 18）年中に余市町内にお住まいの川端有氏から「中村源兵衛関係史料一式」として余市町史編纂室が借用したものの一部である。

前号で筆者は、1900（明治 33）年から 1912（大正元）年の 13 年間にわたって同家に雇用された各漁夫の氏名、給料などが記載された帳簿、「漁夫給料前金扣」2 点を用いて、同家において雇用された漁夫集団の出身母村や雇用の連続性などについて分析を試みた。

小稿では前号と同様の内容が記された大正期の同家文書、すなわち 1914（大正 3）年から 1916（同 5）年までの各年度別「雇人貸附帳」、1917（同 6）年の「雇人江貸附簿」、1918（同 7）年の「漁夫江貸附帳」

（以下、「貸附帳」）の 5 点から、漁夫集団の出身母村、給料額の推移、雇用の連続性について分析する。

II 中村家文書と中村家

前号拙稿において筆者は、中村家による漁夫雇用について、つぎのとおり分析した。

同家では、1900（明治 33）年から 1912（明治 45）年までの 13 年間に累計 842 名の漁夫を秋田県山本郡の 14 町村及び同県南秋田郡 1 村から募集し、特に多かったのは山本郡東雲村、同塙川村及び同澤目村 3 村からの漁夫であった。

複数年雇用の漁夫は 842 名中 154 名と 2 割弱を占め、秋田県山本郡東雲村、同塙川村、同澤目村、同常盤村出身の漁夫集団が主体的であった。またその 7 割以上が 2~4 年間の雇用であった。

明治 36 年以降の船頭職ほか、いわゆる役付漁夫の給料額が他の漁夫集団との乖離が見られたことに関しては、漁夫募集の規約整備や漁夫集団の組織化がなされる前段階と考えた。

海面漁業組合を持つ村とそれ以外の村からの漁夫に給料額の明確な差異は見られず、漁夫の母村別構成で主体的であったのは、漁村地区の東雲村（船頭職 2 名）、澤目村（船頭職 2 名）、及び農村地区の塙川村の 3 村であった。

中村家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしていたのは澤目村田村家であって、漁夫数集団の中核を担っていた。

漁夫数が明治 38 年から急増した。史料中に「カネマルイチ漁場行キ」の記載があったことなどから、同年以降は中村源兵衛直営の漁場 2 統と「カネマルイチ漁場」の計 3 統に向けた漁夫の雇用が行われていたものと考えた¹⁾。

中村源兵衛名義の鯨定置網について明治 33 年以降のものについて前号でも記したが、ここで大正 3 年以降の関係分を再度確認する。

小稿で扱う 1914（大正 3）年から 1918（大正 7）年の 5 年間に中村源兵衛が漁業権を有した鯨定置網は余市町字ユーベッポの余東定第 32 号、同 98 号、山碓町の同 63 号、同 68 号、ウタゴシの同 102 号の 5 統であった²⁾。

余市町字ユーベッポの余東定第 32 号は 1911（明治 44）年に旧免許原簿から転記、1914（大正 3）年まで中村源兵衛が権利を有した（以降昭和 26 年まで存続）。

ユーベッポの同 98 号は旧番号 35 号、大正 3 年に免許許可され中村源兵衛名義で同年登記された（以降昭和 16 年まで存続）。

山碓町の同 63 号は 1905（明治 38）年に免許許可され、1919（大正 8）年時に中村源兵衛及び柳谷徳太郎、林重蔵の共同所有であった。同年に旧免許漁業原簿から移されたため、それ以前から中村源兵衛名義で所有していたものかどうかは不明である（以降 1946（昭和 21）年まで存続）。

山碓町の同 68 号は明治 37 年に免許許可、大正 9

年に旧免許原簿から転記、中村源兵衛と中村力蔵が1/2づつの権利を有した(以降昭和26年まで存続)。

ウタゴシの同102号は旧番号40号、1922(大正11)年に免許許可され中村源兵衛名義で同年登記されたが、それ以前から中村源兵衛名義で所有していたものかは不明である(昭和22年まで存続)。

III 各年度の貸附帳について

貸附帳の記載内容は、1914(大正3)年から1918(大正7)年の5年間にわたって同家に雇用された漁夫の住所、氏名、年齢、給料、前金、購入した物品の種類(作業用手袋のテガケ、薄縁(ござ類)、煙草、市販の薬、鰯製品など)、品数と金額、給料額から前金や「正金貸」、物品購入代金などを差し引いた残金などである。

山本郡漁夫募集員組合発行の「出稼証明願」、「鰯漁夫被雇契約證書」や病院の領収書が各漁夫の頁にはさまれる。

各史料の規格はつぎのとおりである。

大正3年の貸附帳の表紙には「大正参年 雇人貸附帳 甲寅壱月吉日」と墨書きされる。縦23cm、横15.3cm、野紙が合本される168頁の帳簿である。

以下、順に同4年は「大正四年 雇人貸附帳 乙卯壱月吉日」の墨書、縦23.4cm、16cm、196頁の帳簿である。

同5年は「大正五年 雇人貸附帳 辰ノ壱月吉日」の墨書、縦23.2cm、16cm、192頁の帳簿である。

同6年は「大正六年 雇人江貸附簿 丁巳壱月」の墨書、縦23cm、16cm、147頁の帳簿である。

同7年は「大正七年 漁夫江貸附帳 戊午壱月」の墨書、縦23cm、16cm、200頁の帳簿である。

各頁の記入は墨書で、記入開始年の1914(大正3)年から1918(大正7)年までの各「貸附帳」の筆跡は同一人物と思われる。

以下に大正3年度から大正7度までの各年度の記載項目を①総漁夫数、②記載事項、③出身郡及び出身町村名、④最年少と最年長の漁夫の年齢及び給料額、⑤平均年齢、⑥給料の最高額及び最低額、⑦給料の平均額、⑧名簿の氏名欄の添書きに分けて示す。

なお数値は算用数字で表記、年齢や給料額の平均値は未記載分を除いたもので算出している。

また各年度に雇用されたものの中に「飯焚」「下女」「子守」として数名の女性が見られるが、ここで

は女性も含めて性別を表しながら、貸附帳の記載を示す。

(1) 大正3年度(第1表)

①大正3年度は91名の氏名が記入される。うち女性が漁夫74、75(飯焚)、88、89、90(老母の守)の5名である。

②記載事項は住所、続柄、氏名、年齢、給料額、前金額、物品名、物品購入後の差引金である。年齢の記載がないものは漁夫11など17名、住所の記載がないものは19名、給料の記載がないものは5名である。

③秋田県内に住所を持つものが52名(全漁夫が山本郡)である。青森県内に住所をもつものが17名(全漁夫が三戸郡)である。北海道内に住所をもつものが3名(宗谷郡1名、余市郡2名)である。無記載が19名である。

村別構成で見ると、10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村25名、青森県三戸郡下長苗代村16名である。

④最年少は漁夫89の16歳(給料無記載)、最年長は漁夫72の62歳(給料90円)である。

⑤平均年齢は32.65歳である。

⑥給料の最低額は21円(漁夫86、年齢無記載)、最高額は90円が3名(漁夫48の49歳、漁夫71の51歳、漁夫72の62歳)である。

⑦給料の平均値は35.74円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は32.97円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は42.41円である。

⑧記載された給料合計額3,074円、前金合計2,572円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが20名である。同住所及び地番の漁夫は2組、すなわち漁夫34(弟)と同36(戸主)が山本郡澤目村字大久保岱80番地、漁夫38(孫)と同39(養子)が山本郡東雲村須田19番地である。

弁当料58銭が物品等購入の清算後に追加清算されるものと、差引金に含んで計算されるものがある。

(2) 大正4年度(第2表)

①大正4年度は90名の氏名が記入される。うち女性が漁夫86(飯焚)、88、91(下女)の3名である。

②記載事項は大正3年度の貸附帳と同様である。年

齢の記載がないものは漁夫 71 など 14 名、住所の記載がないものは 17 名、給料の記載がないものは 3 名である。

③秋田県内に住所を持つものが 47 名（全漁夫が山本郡）である。青森県内に住所をもつものが 21 名（全漁夫が三戸郡）である。石川県内に住所をもつものが 1 名である。北海道内に住所をもつものが 3 名（旭川区 1 名、檜山郡 2 名）である。無記載が 18 名である。

村別構成で見ると、10 名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村 19 名、同郡澤目村 12 名、青森県三戸郡下長苗代村 16 名である。

④最年少は漁夫 87 の 16 歳（給料無記載）、最年長は漁夫 68 の 63 歳（給料 90 円）である。

⑤平均年齢は 31.25 歳である。

⑥給料の最低額は 19 円（漁夫 87、年齢 17 歳）、最高額は 90 円が 3 名（漁夫 46 の 50 歳、漁夫 67 の 52 歳、漁夫 68 の 63 歳）である。

⑦給料の平均値は 34.67 円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は 32.16 円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は 39.5 円である。

⑧記載された給料合計額 3,016 円、前金合計 2,524 円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが 21 名である。同住所及び地番の漁夫は 4 組、すなわち漁夫 5（養子）と同 6（孫）が山本郡東雲村字吹越 9 番地、漁夫 23（二男）と同 24（長男）が山本郡東雲村朴瀬 109 番地、漁夫 26（戸主）と同 28（長男）が山本郡澤目村字水沢 133 番地、漁夫 34（戸主）と同 35（二男）が山本郡澤目村字水沢大久保岱 80 番地である。

澤目村の漁夫 46 に 5 円の手当と 10 円の漁夫募集手当が支給されている。この漁夫は第 6 表の 3 年漁夫 48 で、船頭職をつとめ明治 33 年から大正 7 年までの全期間にわたって雇用された漁夫である。

（3）大正 5 年度（第 3 表）

①大正 5 年度は 94 名の氏名が記入される。うち女性が漁夫 86, 87（飯焚）、90（下女）、91（下女）、92（下女）、93（子守）の名である。

②記載事項は大正 3 年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫 74 など 16 名、住所の記載がないものは 20 名、全員の給料が記載される。

③秋田県内に住所を持つものが 47 名（全漁夫が山本

郡）である。青森県内に住所をもつものが 22 名（全漁夫が三戸郡）である。北海道内に住所をもつものが 5 名（全漁夫が桧山郡）である。無記載が 20 名である。

村別構成で見ると、10 名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡東雲村 21 名、同郡澤目村 14 名、青森県三戸郡下長苗代村 16 名である。

④最年少（男性）は漁夫 94 の 16 歳（給料 20 円）、女性では漁夫 93 の 13 歳（給料 8.5 円）、最年長は漁夫 78 の 65 歳（給料 90 円）である。

⑤平均年齢は 28.9 歳である。

⑥給料の最低額（男性）は 20 円（漁夫 88、年齢無記載）、最低額（女性）は 8.5 円（漁夫 93、13 歳）、最高額は 90 円が 3 名（漁夫 34 の 51 歳、漁夫 67 の 53 歳、漁夫 68 の 64 歳）である。

⑦給料の平均値は 34.8 円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は 32.6 円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は 42.2 円である。

⑧記載された給料合計額 3,272 円、前金合計 2,621.5 円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが 21 名である。同住所及び地番の漁夫は 5 組、すなわち漁夫 9（続柄無記載）と同 10（長男）が山本郡東雲村字朴瀬 109 番地、漁夫 24（戸主）と同 25（長男）が山本郡澤目村水澤 133 番地、漁夫 32（甥）と同 34（続柄無記載）が山本郡澤目村字水澤 136 番地、漁夫 50（二男）と同 51（長男）が三戸郡下長苗代村八太郎 24 番地である。

（4）大正 6 年度（第 4 表）

①大正 6 年度は 101 名の氏名が記入される。うち女性が漁夫 90（飯焚）、96, 97（別頁に同人物名で奉公人と記載）、98, 99（下女）、100（下女）、101（子守）の 7 名である。

②記載事項は大正 3 年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫 79 など 12 名、住所の記載がないものは 20 名、給料の記載がないものは 3 名である。

③秋田県内に住所を持つものが 62 名（全漁夫が山本郡）である。青森県内に住所をもつものが 26 名（全漁夫が三戸郡）である。石川県に住所をもつものが 1 名である。北海道内に住所をもつものが 2 名（桧山郡 1 名、余市郡 1 名）である。無記載が 20 名である。

村別構成で見ると、10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡澤目村21名、同郡東雲村14名、青森県三戸郡下長苗代村11名、同郡市川村10名である。

④最年少（男性）は漁夫92の17歳（給料26円）、女性では漁夫98及び101の14歳（女性、給料8.5円）、最年長は漁夫78の64歳（給料90円）である。

⑤平均年齢は32.09歳である。

⑥給料の最低額（男性）は19円（漁夫97、17歳）、最低額（女性）は10円（漁夫98、14歳）、最高額は90円が3名（漁夫77の54歳、漁夫78の65歳、漁夫83の年齢無記載）である。

⑦給料の平均値は34.9円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は31.9円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は43.9円である。

⑧記載された給料合計額3,425円、前金合計2,854.2円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが16名である。同住所及び地番の漁夫は4組、すなわち漁夫5（孫）と同6（長男）が山本郡東雲村朴瀬11番地、漁夫23（五男）と同26（二男）が山本郡澤目村字大久保岱41番地、漁夫32（三男）と同33（長男）が山本郡東雲村字須田12番地、漁夫44（従兄ノ子）と同45（戸主）が山本郡塙川村八森下39番地である。

（5）大正7年度（第5表）

①大正7年度は94名の氏名が記入される。うち女性が漁夫48、86（飯焚）、89（下女）、90（下女）、91（子守）、92、93（下女、飯焚）、94の8名である。

②記載事項は大正3年度の貸附帳と同様である。年齢の記載がないものは漁夫76など12名、住所の記載がないものは25名、給料の記載がないものは2名である。

③秋田県内に住所を持つものが50名（山本郡49名、南秋田郡1名）である。青森県内に住所をもつものが18名（全漁夫が三戸郡）である。北海道内に住所をもつものが1名（桧山郡）である。無記載が25名である。

村別構成で見ると、10名以上の漁夫が雇用されたのは山本郡澤目村19名、同郡東雲村12名、青森県三戸郡下長苗代村11名である。

④最年少（男性）は漁夫31の16歳（給料36円）、女性では漁夫94の13歳（給料無記載）、最年長は漁夫73の66歳（給料95円）である。

⑤平均年齢は30.25歳である。

⑥給料の最低額（男性）は30円（漁夫40、18歳）、最低額（女性）は10.5円（漁夫93、年齢無記載）、最高額は100円（漁夫50の53歳）である。

⑦給料の平均値は43.3円である。秋田県山本郡出身漁夫の給料の平均額は40.8円、青森県三戸郡出身漁夫の給料の平均額は43.3円である。

⑧記載された給料合計額3,982.4円、前金合計3,239円である。

記載された続柄のうち戸主と書かれたものが14名である。同住所及び地番の漁夫は7組、すなわち漁夫8（戸主）と同9（続柄無記載）が山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地、漁夫11（二男）と同12（五男）が山本郡澤目村字水澤大久保岱41番地、漁夫22（長男）と同23（三男）が山本郡東雲村字須田12番地、漁夫30（養子）と同31（孫）が山本郡澤目村字水澤108番地、漁夫32（二男）と同33（三男）が山本郡澤目村目名潟143番地、漁夫39（二男）と同40（四男）が塙川村畠谷46番地、漁夫58（戸主）と同59（長男）が三戸郡市川村字古館15番2号地である。

IV 複数年雇用の漁夫

2年次以上雇用、すなわち複数年雇用の漁夫は107名である（第6表）。

第6表により、「貸附帳」に記載された1914（大正3）年から1918（大正7）年までの5年間における雇用の連続性を見ると、5年間の全漁夫数は470名、このうち全期間にわたって雇用された漁夫は25名、4年間雇用は14名、3年間雇用は22名、2年間雇用は46名である。

複数年雇用の漁夫が10名以上の町村を多い順に示せば、山本郡東雲村が26名、三戸郡下長苗代村19名、山本郡澤目村が15名であった。

同表では前号で分析した明治33～45年までの雇用年を示したが、山本郡澤目村水澤の3年漁夫48と同郡東雲村荷羽田の3年漁夫21の2名が全期間の18年間、同郡東雲村向能代の3年漁夫25が17年間にわたって雇用されている。

V 漁夫の母村構成

大正3～7年の5年間の全漁夫の母村構成を示した（第7表）。この表で整理した山本郡内の町村は3町10村であった。

全漁夫数 470 名のうち、無記載や不明の 102 名を除く 368 名を見ると、すべての期間にわたって秋田県山本郡、青森県三戸郡、北海道内 3 郡の出身者で占められ、県別構成比で見れば、秋田県山本郡出身者が 6~7 割、青森県三戸郡出身者が 2~3 割と両郡出身者が大多数となり、この比率は大きな変動を見せずに推移する。

村別で見れば、累計で山本郡東雲村が 91 名と最多で、以降、澤目村 75 名、青森県下長苗代村 70 名、山本郡塙川村と青森県市川村両村の 29 名と続く。

VII 明治 33 年からの連続性

明治 33 年～大正 7 年までの期間のうち、大正 2 年を除いた 18 年間にわたる漁夫の母村構成を示した（第 8 表）。

全漁夫数 1,312 名中、最多漁夫数を数えたのは山本郡東雲村 302 名、以下順に同郡澤目村 266 名、同郡塙川村 237 名、同郡常盤村 99 名、三戸郡下長苗代村 70 名、山本郡桧山村（町）62 名、同郡能代港町 45 名である。

傾向としては山本郡内の東雲村、澤目村、塙川村、常盤村が全期間にわたった雇用が見られる。明治 40 年以降からは同郡桧山村からの漁夫の雇用が見られだす。

大正以降は青森県三戸郡内の下長苗代村を筆頭に市川村他からの漁夫の供給が始まり、それら青森県の漁夫集団は全体の 3 割弱の割合で推移する。ほぼ時を同じくして道内の漁夫の雇用も見られる。

VII まとめ

ここまで、中村家「貸附帳」に記載された 5 年間の漁夫集団の動向について整理を試みた。以下にまとめてみたい。

①小稿で扱った大正 3 年から同 7 年までに中村源兵衛が所有した定置網は最初に示したとおり 5 統であるが、実際に同家が雇用した漁夫が操業した鯫定置網は 3 統と考えた。

これはこの期間に雇用した男性漁夫数が 90 名台で推移していること、5 統の定置網のうち余東定第 32 号は大正 3 年までの所有であったこと、同 63 号は 3 名の共同名義で同家の持分が 3.75 / 10 と主体的ではなかったことによる。

明治 38 年以降に見られた同家漁夫数の急増は、

「カネマルイチ」中村力蔵漁場 1 統、「マルニ」中村源兵衛漁場 2 統の計 3 統に向けた漁夫の雇用が行われていたことによるものと考えた。その雇用規模は大正 3 年以降も同様であった。

②第 9 表に見るごとく、全漁夫の給料額の平均値は大正 3 年から同 6 年までは 35 円前後で推移し同 7 年で約 8 円程度上昇する。それを秋田県と青森県の両県出身集団とで比較すれば、大正 3 年から同 6 年までは 7 円から 12 円もの大きな開きが見られるが、同 7 年には両集団間の給料額には大きな差は見られなくなる。

③給料額が突出する漁夫が 10 名見られる。

85~100 円超の 4 名の漁夫が、山本郡澤目村の 3 年漁夫 48、三戸郡下長苗代村の 3 年漁夫 71、同村の 3 年漁夫 72、住所無記載の 3 年漁夫 83 である。

給料額 70 円の漁夫が住所無記載の 6 年漁夫 95 である。

同様に給料額 47~50 円超の 5 名の漁夫が、山本郡澤目村の 5 年漁夫 35、同郡能代港町の 3 年漁夫 47、三戸郡下長苗代村の 3 年漁夫 70、同村 3 年漁夫 69、住所無記載の 3 年漁夫 81 である。

前号の報告で筆者は、明治 36 年以降の中村家に雇用された漁夫集団の給料額に船頭職など役付漁夫と他漁夫との乖離が見られだすことを指摘した。上述した 90 名ほどの集団の中で、85~100 円超の 4 名の漁夫と、給料額 70 円の漁夫及び給料額 47~50 円超の 6 名の漁夫あわせて 10 名が役付漁夫とすれば、前者 4 名が集団を束ねる船頭職、後者 6 名がその補佐としての各種船頭職であり、山本郡出身漁夫集団と三戸郡出身漁夫集団とに独立した定置網組織 2~3 統が構成できないであろうか。

④各年度の清算後に不足金が生じる漁夫が、大正 3 年の 25 名を最多として毎年見られるが、これと雇用の連続性との相関を見れば、複数年雇用の漁夫が圧倒的に不足金を生じさせている。ここでは詳細な事例をあげないが、不足金を生じさせたのは単年度雇用の漁夫で 18 名、複数年雇用の漁夫で 44 名であり、後者が圧倒的に多いことがわかる。

⑤複数年雇用の漁夫は全漁夫 470 名中 107 名、2 割程度で、秋田県山本郡東雲村出身漁夫が 26 名と最も

第9表 給料額の平均値(円)

年 次	大正 3 年	大正 4 年	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年
全 漁 夫	35.74	34.67	34.80	34.90	43.30
秋田県山本郡	32.97	32.16	32.60	31.90	40.80
青森県三戸郡	42.41	39.50	42.20	43.90	43.30

多く、ついで青森県三戸郡下長苗代村 19 名であった。前号で報告した明治 33 年から同 45 年までの複数年雇用の漁夫の比率も、全漁夫 842 名中 154 名と 2 割弱を占め、小稿で示した大正 3 年以降も同様の傾向が引き続いて見られたことになる。

⑥漁夫の郡別構成は、各年とも秋田県山本郡出身者が 6~7 割、青森県三戸郡出身者が 2~3 割と固定した比率で推移した。

村別で見れば、累計で山本郡東雲村が 91 名と最多で、以降、澤目村 75 名、青森県下長苗代村 70 名、山本郡塙川村と青森県市川村両村の 29 名と続く。

前号で報告した明治 33 年から明治 45 年までの 13 年間に中村家が雇用した漁夫は、秋田県山本郡の 14 町村及び同県南秋田郡 1 村から募集していたが、大正 3 年以降の 5 年間では秋田県山本郡内の 3 町 10 村、同県南秋田郡 1 村、青森県三戸郡 4 村、石川県珠洲郡 1 村、北海道旭川区、同宗谷郡 1 村、同桧山郡 1 村、同余市郡余市町からの漁夫であった。

なかでも秋田県山本郡東雲村、同塙川村及び同澤目村 3 村からの漁夫が突出し、同家の漁夫雇用に中心的な役割を果たしていたのは澤目村の田村家であり、同村出身の漁夫が船頭職でもあった。

大正 3 年以降も澤目村田村姓の漁夫の雇用は引き続き見られ、また同村出身の船頭は、史料のない大正 2 年度の雇用状況は不明であるが、前号での報告の 13 年間と小稿で見た 5 年間の全期間、連続的に雇用されている。

漁夫集団の主体的な構成はこれら 3 村の出身漁夫が引き続き担ったが、ここに青森県三戸郡下長苗代村からの漁夫が新たに加わった。

中村漁場では 2~3 統が組織でき得る規模の漁夫を青森、秋田両県及び地元余市町を含む北海道内から募集したが、明治期まではその全数の供給源を秋田県に求め、大正期以降は秋田県及び北海道とあわせて、より高額な給料を支給することとなる青森県からも漁夫の募集を行った。

これは漁夫の雇用契約の期間の拡大や募集にあてる人員増といった雇用側の負担が増すことを意味す

る。それまで雇用されていた漁夫が他漁場との契約を行って供給元の漁夫の絶対数が不足したものか、或いは雇用側が新たな人材を他に求めたものなのであろうか。

今後は、小稿で扱った明治・大正期における類似の史料の分析をより多く行い、他地域から募集された漁夫集団の構成や動向を多角的に検討したいと考えている。また、より新しい時期の東北各県からの漁夫の雇用についての長期間かつ広範囲な史料の調査、検討を進めてまいりたい。

最後に、小稿を報告するにあたって、史料の借用と閲覧をご許可いただいた余市町 川端有氏はじめ、北海道開拓記念館 三浦泰之氏、余市町史編纂室駒木根恵蔵氏、余市郷土研究会 近藤芳二氏にご協力、ご指導を賜りました。また職場を同じくする乾芳宏氏、小川康和氏にもご助言を頂きました。記して感謝の意を表します。

第1表 大正3年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覧

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸雜費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	34	山本郡檜山町檜山124番地	32.50	31.00	—	0.58	1.50	昭養子／外に58銭弁当料払い
2	漁夫2	26	山本郡檜山町30番地	32.00	30.00	2.10	—	0.48	長男／給料額と差引金の総合致せず
3	漁夫3	30	山本郡東雲村吹越6番地	32.50	30.50	2.71	—	▲ 0.13	戸主／給料額と差引金の総合致せず
4	漁夫4	44	山本郡東雲村吹越9番地	32.50	31.00	5.91	—	▲ 3.73	妻子／給料額と差引金の総合致せず
5	漁夫5	25	山本郡東雲村	30.50	29.00	0.91	—	0.59	孫
6	漁夫6	31	宗谷郡利尻村鬼脇村宇アシリコダン	32.00	31.00	0.66	—	0.34	甥／元吹越／外に58銭弁当料払い
7	漁夫7	36	山本郡東雲村吹越字悪土95	32.50	31.00	1.31	—	0.19	戸主
8	漁夫8	29	山本郡柳村242番地	32.00	32.00	0.75	—	▲ 0.75	長男／外に58銭弁当料払い
9	漁夫9	40	山本郡柳村字太内田70番地1	32.00	30.00	1.84	—	0.16	戸主
10	漁夫10	27	山本郡東雲村朴瀬109番地	32.00	30.00	0.87	—	1.13	長男／外に58銭弁当料払い
11	漁夫11	—	山本郡東雲村82番地	32.00	29.00	2.87	—	0.13	義姫子／外に58銭弁当料払い
12	漁夫12	25	山本郡東雲村朴瀬85番地	31.00	30.00	3.62	—	▲ 2.04	三男／外に58銭弁当料払い
13	漁夫13	23	山本郡東雲村朴瀬109番地	31.00	29.00	1.03	—	1.55	二男／差引金に弁当料58銭含む
14	漁夫14	46	山本郡東雲村朴瀬92番地	32.00	30.50	2.37	—	▲ 0.29	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
15	漁夫15	37	山本郡東雲村真壁地	31.00	30.00	0.37	—	0.68	長男／外に58銭弁当料払い
16	漁夫16	29	山本郡東雲村真壁地字水添68番地	31.00	30.00	0.67	—	0.91	昭養子／差引金は弁当料58銭を加算した額
17	漁夫17	55	山本郡東雲村荷八田18番地	32.00	30.00	1.52	—	0.48	戸主／外に58銭弁当料払い
18	漁夫18	23	山本郡東雲村荷八田17番地	31.50	29.00	0.63	—	2.45	孫／差引金は弁当料58銭を加算した金額
19	漁夫19	42	山本郡東雲村荷八田10番地	32.50	31.00	4.31	—	▲ 2.27	前夫子／差引金に弁当料58銭含む／給料額と差引金の総合致せず
20	漁夫20	38	山本郡東雲村荷八田29番地	32.50	31.00	5.74	—	▲ 4.24	養子／差引金は弁当料58銭を加算した金額
21	漁夫21	40	山本郡東雲村荷八田字中沢見40番地	32.50	30.00	4.87	—	▲ 1.79	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
22	漁夫22	48	山本郡東雲村荷八田字合野24番地	31.50	30.00	1.84	—	▲ 0.34	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
23	漁夫23	36	山本郡東雲村荷八田字森下248	31.50	30.00	3.05	—	▲ 0.97	雄夫／差引金は弁当料58銭を加算した金額
24	漁夫24	30	山本郡東雲村向能代116番地	31.00	30.00	0.37	—	1.21	甥／差引金は弁当料58銭を加算した金額
25	漁夫25	42	山本郡東雲村向能代乙99番地	32.50	31.00	2.55	—	▲ 0.47	戸主／外に増食1円／差引金は弁当料58銭を加算した金額
26	漁夫26	21	山本郡塙川村比八田小字八口下79	31.50	30.00	2.58	—	▲ 0.50	弟／差引金は弁当料58銭を加算した金額
27	漁夫27	29	山本郡富根村飛根154番地	32.50	31.00	6.69	—	▲ 4.61	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
28	漁夫28	34	山本郡飛根149番地	32.00	30.50	1.07	—	1.01	長男／差引金は弁当料58銭を加算した金額
29	漁夫29	37	—	32.50	31.00	1.59	—	▲ 0.09	昭養子／給料額と差引金の総合致せず
30	漁夫30	25	山本郡高根村畠谷7番地	32.50	30.00	1.16	—	1.92	弟／差引金は弁当料58銭を加算した金額
31	漁夫31	41	山本郡澤目村水沢18番地	32.50	31.00	4.37	—	▲ 2.87	弟／差引金は弁当料58銭を加算した金額
32	漁夫32	43	山本郡澤目村水沢132番地	32.50	31.00	5.03	—	▲ 2.95	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
33	漁夫33	22	山本郡澤目村水沢85番地	32.00	30.00	1.77	—	0.83	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
34	漁夫34	22	山本郡澤目村字大久保岱80番地	31.50	30.00	1.40	—	0.23	弟／給料額と差引金の総合致せず
35	漁夫35	25	山本郡澤目村字大久保岱	32.50	31.00	1.40	—	0.68	二男／給料額と差引金の総合致せず
36	漁夫36	27	山本郡澤目村字大久保岱80番地	32.50	31.00	0.74	—	1.34	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
37	漁夫37	38	山本郡八森村213番地	32.50	32.00	5.83	—	▲ 4.75	昭養子／差引金は弁当料58銭を加算した金額
38	漁夫38	19	山本郡東雲村須田19番地	31.50	29.00	1.46	—	1.62	孫／差引金は弁当料58銭を加算した金額
39	漁夫39	43	山本郡東雲村須田19番地	32.50	30.00	4.98	—	2.20	養子／給料額と差引金の総合致せず
40	漁夫40	28	山本郡能代港町出戸町7番地	32.50	30.00	0.80	—	2.28	弟／差引金は弁当料58銭を加算した金額
41	漁夫41	23	山本郡浅内村河戸川167番地	27.00	25.00	—	—	2.58	五男／差引金は弁当料58銭を加算した金額
42	漁夫42	19	山本郡塙川村坂形乙46番地	30.50	29.50	0.23	—	1.35	孫／差引金は弁当料58銭を加算した金額
43	漁夫43	32	山本郡常磐村常磐58番地	32.00	30.00	7.23	—	—	戸主／6月30日以降別直
44	漁夫44	36	山本郡東雲村荷羽田字竹原20番地	32.50	30.00	0.80	—	2.28	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
45	漁夫45	18	山本郡東雲村荷羽田32番地	27.00	22.00	0.07	—	5.50	孫／給料額と差引金の総合致せず
46	漁夫46	58	山本郡金岡村豊岡金田字豊岡金田	31.00	28.00	2.51	—	—	此者昨年雇入クル留玉郎／代り人ナリ同人死亡ニ付雇入ナリ
47	漁夫47	38	山本郡能代町字阿吽寺下51番地	47.00	45.00	1.08	2.00	1.50	戸主／差引金は弁当料58銭を加算した金額
48	漁夫48	49	山本郡澤目村水沢136番地	90.00	80.00	14.26	10.00	27.00	戸主／給料額と差引金の総合致せず
49	漁夫49	39	山本郡澤目村水沢29番地	32.50	30.50	5.92	—	▲ 3.34	差引金は弁当料58銭を加算した金額
50	漁夫50	47	山本郡東雲村吹越12番地	32.50	31.00	2.08	—	▲ 0.58	戸主／弁当料58銭
51	漁夫51	22	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎116番地	36.00	33.00	0.16	—	2.84	二男
52	漁夫52	40	三戸郡下長苗代村大字川原木字北沼	35.00	32.00	—	—	3.00	戸主
53	漁夫53	28	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎	36.50	33.50	0.20	—	2.80	長男
54	漁夫54	31	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎56番地	36.50	33.50	1.81	—	1.19	長男
55	漁夫55	31	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎24番地	37.00	34.00	5.28	—	▲ 2.28	二男
56	漁夫56	34	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎112番地	38.00	35.00	1.28	—	1.72	長男
57	漁夫57	28	三戸郡下長苗代村大字川原木字八太郎100番地	37.00	34.00	5.61	—	▲ 2.61	弟
58	漁夫58	45	—	36.00	33.00	1.01	—	1.99	戸主
59	漁夫59	31	—	37.50	34.50	—	—	3.00	孫
60	漁夫60	44	三戸郡市川村字古館15番地	36.00	33.00	2.40	—	0.60	弟

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	32	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎87番地	37.00	34.00	0.86	—	2.14	夫／別頁に大正2年度の記載あり
62	漁夫62	26	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎	36.50	33.50	—	—	3.00	長男
63	漁夫63	26	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎96番地	37.00	34.00	0.92	—	2.08	三男
64	漁夫64	18	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎114番地	25.00	20.00	0.04	—	5.00	長男／給料額と差引金の差合致せず
65	漁夫65	—	—	31.00	28.00	—	—	3.00	二男
66	漁夫66	20	—	30.00	28.00	0.30	—	1.70	—
67	漁夫67	19	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎	32.00	28.00	0.30	—	3.70	栄吉
68	漁夫68	27	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎90番地	36.50	33.00	3.33	—	0.17	長男
69	漁夫69	33	—	47.00	40.00	0.16	5.00	11.84	長男
70	漁夫70	35	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎20番地	45.00	38.00	1.34	—	5.66	長男
71	漁夫71	51	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎95番地	90.00	60.00	—	7.00	37.00	戸主／書類費に「はき 翁玉」あるも金額なし
72	漁夫72	62	三戸郡下長苗村大字川原木字八太郎？	90.00	64.00	—	10.00	36.00	長男／土産 身欠 老母
73	漁夫73	—	山本郡常盤村58番地	34.50	10.00	32.58	—	1.52	給料額と差引金の差合致せず
74	漁夫74	25	山本郡常盤村	25.00	20.00	0.15	—	7.65	妻／入 料円八拾鈴 秋田ヨリ当着マモノ片旅費／給料額と差引金の差合致せず
75	漁夫75	26	山本郡常盤村	25.00	0.00	0.20	1.00	24.80	飯焚／宗吉婆／1円は外敷／5月12日以降別頁
76	漁夫76	—	—	34.50	20.00	23.62	1.50	12.38	手当の1円50銭の名目は道具料
77	漁夫77	—	—	36.50	20.00	10.28	—	6.22	—
78	漁夫78	—	—	36.50	20.00	21.16	—	▲4.66	給料額と差引金の差合致せず
79	漁夫79	—	—	35.50	20.00	37.61	—	▲6.01	給料額と差引金の差合致せず
80	漁夫80	—	—	36.50	15.00	54.65	—	▲18.15	右ハ雇ノ母つなノ給料ニテ差引
81	漁夫81	—	—	43.00	20.00	18.76	—	4.235	—
82	漁夫82	—	—	35.50	25.00	7.51	—	2.97	—
83	漁夫83	—	—	85.00	15.00	26.40	5.00	48.60	—
84	漁夫84	—	—	36.50	10.00	30.25	—	▲3.75	—
85	漁夫85	—	—	—	36.50	34.72	—	1.78	給料額36.5円と推定
86	漁夫86	—	—	21.00	—	1.32	—	19.68	諸経費に大正2年の賃金41.29円合む／手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計
87	漁夫87	—	—	—	—	51.26	51.50	0.24	二女／手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計／給料額と差引金の差合致せず
88	漁夫88	17	余市郡余市町富沢町	—	—	11.98	30.50	12.11	7月8日以降別頁／手当額は大正2年夏給料及び大正3年春給料の合計／給料額と差引金の差合致せず
89	漁夫89	16	余市郡余市町富沢町	—	—	12.65	26.00	17.48	—
90	漁夫90	—	—	25.00	0.00	18.15	—	6.85	老母／守／諸経費は廻籠賞付金の不足分
91	漁夫91	—	秋田県山本郡沢目村字水沢	—	—	36.00	27.50	▲8.5	—

第2表 大正4年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覧

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	31	山本郡東雲村字吹越	31.50	30.00	0.83	—	0.66	戸主
2	漁夫2	48	山本郡東雲村字吹越12番地	31.50	30.00	0.00	—	1.50	戸主
3	漁夫3	37	山本郡東雲村字懸土95番地	31.50	30.00	4.23	—	▲ 2.73	養子
4	漁夫4	38	山本郡東雲村字吹越2番地	32.50	31.00	0.32	—	1.18	戸主
5	漁夫5	44	山本郡東雲村字吹越9番地	31.50	30.00	0.37	—	1.13	義子
6	漁夫6	26	山本郡東雲村字吹越9番地	30.00	29.00	0.47	—	0.53	孫／大正四年秋田ニテ受取済
7	漁夫7	32	—	31.00	30.00	0.75	—	0.25	甥／原耕利尻鬼陥村アシリコダン49
8	漁夫8	19	山本郡東雲村二八田字竹原4番地	26.00	23.00	0.32	—	2.68	長男
9	漁夫9	19	山本郡東雲村荷羽田32番地	28.00	26.00	0.32	—	1.68	長男
10	漁夫10	39	山本郡東雲村荷羽田29番地	31.50	30.00	0.48	—	1.02	弟
11	漁夫11	43	山本郡東雲村荷羽田17番地	31.50	30.00	—	—	1.50	孫／五月二三日 金武円也 改メテ正金貸
12	漁夫12	24	山本郡東雲村荷羽田18番地	31.00	30.00	—	—	1.00	孫
13	漁夫13	33	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	31.00	30.00	—	—	1.00	戸主
14	漁夫14	41	山本郡東雲村荷羽田字中沢見40番地	31.50	30.00	0.32	—	1.18	戸主
15	漁夫15	22	山本郡塙川村比八田小字八幡下79番地	31.50	30.00	0.59	—	0.91	弟
16	漁夫16	18	山本郡塙川村比八田小字八幡下39番地	25.00	22.00	0.32	—	2.68	戸主
17	漁夫17	27	山本郡塙川村比八田28番地	31.50	30.00	4.24	—	▲ 2.74	二男
18	漁夫18	31	山本郡柳村字太内田70	31.00	30.00	0.32	—	0.68	戸主
19	漁夫19	30	山本郡柳村242番地	31.50	30.00	0.42	—	1.08	長男
20	漁夫20	28	山本郡柳山町柳山30	31.00	30.00	1.15	—	▲ 0.15	長男
21	漁夫21	40	山本郡柳山町123番地	31.50	30.00	3.70	—	▲ 2.20	婿養子
22	漁夫22	46	山本郡東雲村朴瀬92番地	31.00	30.00	0.32	—	0.68	戸主
23	漁夫23	24	山本郡東雲村朴瀬109番地	31.00	29.00	—	—	—	二男／右ハ大正四年十二月秋田ニテ同人雇入前金ノ内ニテ差引済／雇用せず
24	漁夫24	28	山本郡東雲村朴瀬109番地	31.50	30.00	0.53	—	0.97	長男
25	漁夫25	41	山本郡澤目村字水沢88番地	32.50	31.00	4.07	—	▲ 2.57	弟
26	漁夫26	44	山本郡澤目村字水沢133番地	32.50	31.00	0.74	—	0.76	戸主
27	漁夫27	23	山本郡澤目村字水沢85番地	31.50	30.00	0.39	—	1.11	戸主
28	漁夫28	19	山本郡澤目村字水沢133番地	25.00	22.00	—	—	3.00	長男
29	漁夫29	21	山本郡澤目村字水沢136番地	31.00	30.00	0.58	—	0.42	三男
30	漁夫30	33	山本郡澤目村字水沢163番地	31.00	30.00	0.53	—	0.47	戸主
31	漁夫31	21	山本郡澤目村字水沢138番地	30.50	28.50	0.53	—	1.47	甥
32	漁夫32	20	山本郡澤目村字水沢□□12	31.00	30.00	1.32	—	▲ 0.32	三男
33	漁夫33	26	山本郡澤目村字水沢大久保台41	31.50	30.50	7.47	—	▲ 6.47	二男
34	漁夫34	24	山本郡澤目村字水沢大久保台80	31.50	30.00	—	—	1.50	戸主
35	漁夫35	23	山本郡澤目村字水沢大久保台80	31.50	30.00	0.32	—	1.18	二男
36	漁夫36	43	山本郡東雲村向能代乙99	31.50	31.00	1.40	—	0.10	戸主
37	漁夫37	39	山本郡能代港町能代町宇阿吽寺下51	47.00	45.00	1.13	1.00	1.87	戸主
38	漁夫38	38	山本郡東雲村真壁地28番地	31.00	30.00	0.37	—	0.63	長男
39	漁夫39	29	山本郡能代港町出戸町7番地	31.50	30.00	0.98	—	0.52	弟
40	漁夫40	18	山本郡山本郡常盤村190番地	29.00	27.00	0.71	—	1.29	—
41	漁夫41	45	山本郡東雲村須田19番地	32.50	31.00	2.06	—	▲ 0.56	養子
42	漁夫42	24	山本郡浅内村河戸川167番地	29.50	28.00	—	—	1.50	五男
43	漁夫43	19	山本郡塙川村113番地	25.00	22.00	0.07	—	2.93	孫
44	漁夫44	41	山本郡塙川村字石川1313番地	31.50	30.00	0.53	—	0.97	弟
45	漁夫45	38	山本郡塙川村字石川16番地	31.50	30.00	0.16	—	1.34	戸主
46	漁夫46	50	山本郡澤目村字水沢136番地	90.00	90.00	8.58	15.00	6.43	戸主／別書付に5円手当及び10円漁夫募集手当／給料額と差引金の差合致せず
47	漁夫47	27	青森県三戸郡市川村325番地	38.00	35.00	—	—	3.00	二男
48	漁夫48	18	青森県三戸郡八太郎71番地	25.00	22.00	—	—	3.00	二男
49	漁夫49	37	青森県三戸郡市川村331番地	37.50	34.50	—	—	3.00	婿養子
50	漁夫50	30	青森県三戸郡八太郎	37.50	34.50	—	—	3.00	二男
51	漁夫51	28	青森県三戸郡八太郎	37.50	30.00	0.10	—	7.40	長男
52	漁夫52	20	青森県三戸郡八太郎	33.00	30.00	—	—	3.00	四男
53	漁夫53	19	青森県三戸郡八太郎	32.00	30.00	—	—	2.00	二男
54	漁夫54	19	青森県三戸郡八太郎114番地	28.00	23.00	0.32	—	4.68	長男
55	漁夫55	27	青森県三戸郡八太郎96番地	38.00	35.00	0.32	—	2.68	三男
56	漁夫56	27	青森県三戸郡八太郎	38.00	35.00	0.18	—	2.82	二男
57	漁夫57	46	青森県三戸郡八太郎	36.00	33.00	—	—	3.00	戸主
58	漁夫58	29	青森県三戸郡八太郎110番地	38.00	34.50	0.32	—	3.18	弟
59	漁夫59	35	青森県三戸郡八太郎112番地	39.00	36.00	1.46	—	1.54	長男
60	漁夫60	33	青森県三戸郡八太郎87番地	38.00	35.00	0.56	—	2.44	夫／別頁にも記載あり

No	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	45	青森県三戸郡市川村字古館15番地	36.00	33.00	0.16	—	2.84	弟
62	漁夫62	32	青森県三戸郡市川村65番地	37.50	34.50	0.58	—	2.42	長男
63	漁夫63	32	青森県三戸郡市川村24番地	38.00	34.50	4.02	—	▲ 0.52	長男
64	漁夫64	29	青森県三戸郡八太郎	37.50	34.50	4.68	—	▲ 1.68	長男
65	漁夫65	36	青森県三戸郡八太郎20番地	47.00	40.00	0.37	—	6.63	長男
66	漁夫66	34	青森県三戸郡八太郎	48.00	45.00	5.00	2.00	—	長男
67	漁夫67	52	青森県三戸郡八太郎95番地	90.00	60.00	—	3.00	—	戸主
68	漁夫68	63	—	90.00	55.00	—	5.00	34.50	戸主／給料額と差引金の整合致せず
69	漁夫69	20	桧山郡上ノ国村大字小砂子村	34.00	25.00	0.54	—	6.46	長男／三円片旅費／6.46円に3円の片旅費合む／給料額と差引金の整合致せず
70	漁夫70	21	桧山郡上ノ国村大字小砂子村	34.00	25.00	5.80	—	6.20	二男／三円片旅費／6.2円に3円の片旅費合む
71	漁夫71	—	—	35.00	25.00	7.47	—	7.53	一円五十銭道具使用料／給料額と差引金の整合致せず
72	漁夫72	20	—	31.00	20.00	9.97	—	▲ 4.97	給料額と差引金の整合致せず
73	漁夫73	—	—	36.50	20.00	35.68	—	0.82	給料額と差引金の整合致せず
74	漁夫74	—	—	—	20.00	17.25	—	▲ 12.25	金五拾円也 証書金／九円也 一分五厘ノ利子／參拾円ト也 大正五年五月二十日 ノ証書貸付
75	漁夫75	—	—	35.50	20.00	8.87	—	6.63	—
76	漁夫76	—	—	35.50	23.00	22.99	—	▲ 10.49	—
77	漁夫77	—	—	37.00	20.00	28.65	—	▲ 11.65	—
78	漁夫78	—	山本郡常盤村	33.50	30.00	11.49	—	▲ 7.04	戸主／残金ハ証書貸シ
79	漁夫79	—	—	45.00	23.00	29.10	—	▲ 7.10	10銭返金後の残金7円は証書貸し
80	漁夫80	—	—	34.50	15.00	17.09	—	2.41	—
81	漁夫81	—	—	36.50	20.00	21.40	—	▲ 4.90	4円50銭は証書貸し、40銭は1日分の出西貸として相殺
82	漁夫82	—	—	36.50	5.00	14.86	—	—	—
83	漁夫83	50	石川県珠洲郡	20.00	2.00	1.16	—	16.84	別質にも記載あり
84	漁夫84	27	秋田県山本郡	25.00	—	3.15	—	21.90	仮焚／給料額と差引金の整合致せず
85	漁夫85	—	—	22.00	—	7.75	—	14.25	仮焚き／十三円五十銭大正三年度ノ夏給料
86	漁夫86	16	旭川区中島	—	—	3.38	—	21.62	二男／小間使／差引金に大正3年度夏給料10円及び大正4年度春給料15円合心／別 質にも記載あり
87	漁夫87	17	—	19.00	—	3.05	—	2.84	4円35銭前年度の残金あり／別質にも記載あり
88	漁夫88	—	—	30.00	5.00	59.01	—	▲ 29.01	諸雑費に35円土地担保の証書貸し及び13円23銭の利子金を含む
89	漁夫89	39	山本郡能代町大柳町新道4番地	30.00	25.00	4.15	—	6.15	戸主／給料額と差引金の整合致せず
90	漁夫90	—	—	—	—	—	8.47	—	下女

第3表 大正5年中村漁場「貸附報」氏名ほか一覧

順	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	19	山本郡塙川村比八田39番地	27.0	25.0	—	—	2.00	戸主
2	漁夫2	22	山本郡塙川村比八田字八幡下39番地	30.0	28.0	0.50	—	1.50	—
3	漁夫3	43	山本郡塙川村比八田79番地	31.5	30.5	3.24	—	▲ 2.24	—
4	漁夫4	22	山本郡檜山町檜山口番地	30.0	28.0	—	—	2.00	長男
5	漁夫5	49	山本郡東雲村字吹越12番地	31.5	30.0	1.00	—	0.50	戸主
6	漁夫6	33	山本郡東雲村字吹越宇谷地25番地	31.0	31.0	0.59	—	0.41	戸主
7	漁夫7	45	山本郡東雲村字吹越9番地	31.5	30.0	0.00	—	1.50	養子
8	漁夫8	32	山本郡東雲村字吹越6番地	31.5	30.0	0.35	—	1.15	戸主
9	漁夫9	25	山本郡東雲村字朴瀬109番地	31.5	29.5	0.37	—	1.63	—
10	漁夫10	29	山本郡東雲村字朴瀬109番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	長男
11	漁夫11	47	山本郡東雲村字朴瀬92番地	31.0	30.0	2.50	—	1.50	戸主
12	漁夫12	24	山本郡東雲村字朴瀬大川反97番地	29.5	28.0	1.47	—	0.03	戸主
13	漁夫13	32	山本郡東雲村字朴瀬越田畔18番地	31.5	30.0	—	—	1.50	養子
14	漁夫14	43	山本郡東雲村字朴瀬安木57番地	31.5	30.0	—	—	1.50	戸主
15	漁夫15	44	山本郡東雲村字朴瀬羽田17番地	31.5	31.5	0.53	—	▲ 0.53	長男
16	漁夫16	40	山本郡東雲村荷羽田29番地	31.5	30.0	2.53	—	▲ 1.03	婿養子
17	漁夫17	24	山本郡東雲村荷羽田字森下3丁目44番地	31.0	29.0	0.76	—	1.24	弟
18	漁夫18	41	山本郡東雲村荷羽田字中沢見40番地	31.5	30.0	0.16	—	1.34	戸主
19	漁夫19	34	山本郡東雲村荷羽田字吉森下248番地	31.5	30.0	0.15	—	1.35	戸主
20	漁夫20	19	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	28.0	26.0	1.86	—	0.14	戸主
21	漁夫21	26	山本郡澤目村字水澤32番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	孫
22	漁夫22	38	山本郡東雲村荷羽田竹原28番地	31.5	30.0	1.41	—	0.09	戸主
23	漁夫23	42	山本郡澤目村字水澤7番地	32.5	31.0	0.37	—	1.13	弟
24	漁夫24	45	山本郡澤目村字水澤133番地	32.5	31.0	—	—	1.50	戸主
25	漁夫25	20	山本郡澤目村字水澤133番地	28.0	26.0	0.37	—	1.63	長男
26	漁夫26	34	山本郡澤目村字水澤163番地	31.5	30.0	0.53	—	0.97	戸主
27	漁夫27	24	山本郡澤目村字水澤85番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	戸主
28	漁夫28	24	山本郡澤目村字水澤大久保台	31.5	30.0	1.53	—	▲ 0.03	二男
29	漁夫29	25	山本郡澤目村字水澤大久保台83番地	31.5	30.0	1.00	—	0.50	戸主
30	漁夫30	27	山本郡澤目村字水澤大久保台41番地	32.0	31.0	1.03	—	▲ 0.03	二男
31	漁夫31	19	山本郡澤目村字水澤32番地	25.0	22.0	0.37	—	2.63	五男
32	漁夫32	22	山本郡澤目村字水澤136番地	31.0	30.0	0.97	—	0.03	甥
33	漁夫33	37	山本郡澤目村字水澤104番地	31.5	30.0	0.37	—	1.13	長男
34	漁夫34	51	山本郡澤目村字水澤136番地	90.0	90.0	5.10	20.0	14.90	外ニはき五玉
35	漁夫35	32	山本郡澤目村字水澤178番地	47.0	40.0	0.69	—	6.31	弟
36	漁夫36	29	山本郡檜山町檜山31番地	31.5	30.0	1.88	—	▲ 0.38	長男
37	漁夫37	41	山本郡檜山町檜山123番地	31.5	30.0	0.00	—	1.50	養子
38	漁夫38	44	山本郡東雲村向能代字山口48番地	32.5	31.0	1.07	—	0.43	戸主
39	漁夫39	31	山本郡東雲村向能代字山口48番地	31.0	30.0	2.76	—	▲ 1.76	弟
40	漁夫40	37	山本郡東雲村向能代字上野187番地	31.5	30.0	0.16	—	1.34	—
41	漁夫41	32	山本郡能代町港町出戸町7番地	31.5	30.0	1.57	—	▲ 0.07	弟
42	漁夫42	34	山本郡能代町綾治町33番地	31.5	30.0	—	—	1.50	女婿
43	漁夫43	31	山本郡柳村242番地	31.5	30.0	0.81	—	0.69	長男
44	漁夫44	32	山本郡柳村字大内田70番地	31.5	30.0	0.83	—	0.67	戸主
45	漁夫45	20	山本郡塙川村字塙川113番地	28.0	25.0	0.73	—	2.27	孫
46	漁夫46	46	山本郡東雲村須田19番地	32.5	31.0	1.43	—	0.07	養子
47	漁夫47	20	三戸郡下長苗村114番地	31.0	26.0	1.20	—	3.80	長男
48	漁夫48	19	三戸郡下長苗村八太郎76番地	28.0	25.0	0.16	—	2.84	長男
49	漁夫49	29	三戸郡下長苗村八太郎95番地	37.5	30.0	0.32	—	7.18	長男
50	漁夫50	31	三戸郡下長苗村八太郎24地	37.5	34.5	0.16	—	2.84	二男
51	漁夫51	33	三戸郡下長苗村八太郎24地	38.0	35.0	1.64	—	1.36	長男
52	漁夫52	36	三戸郡下長苗村八太郎22地	39.0	36.0	3.74	—	▲ 3.74	長男
53	漁夫53	33	三戸郡下長苗村八太郎65地	37.5	34.5	0.53	—	2.47	長男
54	漁夫54	31	三戸郡下長苗村八太郎	37.0	34.0	0.05	—	2.95	長男
55	漁夫55	28	三戸郡下長苗村八太郎	38.0	35.0	0.80	—	2.20	二男
56	漁夫56	28	三戸郡下長苗村八太郎96番地	38.0	35.0	0.53	—	2.47	長男
57	漁夫57	28	三戸郡市川村325番地	38.0	35.0	0.16	—	2.84	二男
58	漁夫58	25	三戸郡市川村326番地	35.0	32.0	1.41	—	1.59	長男
59	漁夫59	46	三戸郡市川村字古館	36.0	33.0	1.86	—	1.14	弟
60	漁夫60	54	三戸郡市川村138番地	34.5	31.5	—	—	3.00	戸主

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	38	三戸郡市川村331番地	37.5	34.5	1.70	—	1.30	糸子
62	漁夫62	22	三戸郡市川村字古館15番地	35.0	32.0	0.16	—	2.84	長男
63	漁夫63	30	三戸郡下長苗村八太郎100番地	38.0	35.0	0.42	—	2.58	弟
64	漁夫64	47	三戸郡下長苗村八太郎	36.0	33.0	0.05	—	2.95	戸主
65	漁夫65	37	三戸郡下長苗村八太郎20番地	47.0	40.0	1.40	—	5.60	長男
66	漁夫66	35	三戸郡下長苗村八太郎	50.0	50.0	—	2.0	—	長男
67	漁夫67	53	三戸郡下長苗村八太郎95番地	90.0	60.0	—	—	30.00	戸主／外ニ はき 五五玉
68	漁夫68	64	三戸郡下長苗村八太郎124番地	90.0	40.0	4.16	5.0	50.84	戸主／外ニ はき 式玉
69	漁夫69	18	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	28.0	25.0	3.00	—	3.00	三男／諸経費3円は片旅費として支給
70	漁夫70	21	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	34.5	30.0	1.42	—	3.08	長男
71	漁夫71	34	檜山郡上ノ国村大字小砂子1番地	34.5	30.0	5.50	—	▲ 1.00	二男
72	漁夫72	29	檜山郡上ノ国村大字小砂子17番地	34.0	30.0	3.87	—	3.13	長男／諸経費のうち3円は片旅費として支給
73	漁夫73	28	檜山郡上ノ国村大字小砂子13番地	34.0	30.0	3.16	—	3.84	諸経費のうち3円は片旅費として支給
74	漁夫74	—	—	36.5	20.0	11.70	—	4.75	外ニ一金三円也枠換ノ手数料
75	漁夫75	—	—	47.0	33.0	19.91	—	▲ 5.91	此處へ入三円也片旅費 入三円也枠換費 差引テ九枚／給料額と差引金の整合數せず
76	漁夫76	—	—	32.5	20.0	30.74	—	1.76	—
77	漁夫77	—	—	34.5	23.0	7.99	—	3.51	—
78	漁夫78	—	—	37.0	20.0	25.29	—	▲ 8.29	—
79	漁夫79	34	山本郡常盤村常盤58番地	31.5	27.0	9.79	—	▲ 5.29	外ニ～合紙 薺 合計金六円二十二銭不足
80	漁夫80	—	—	87.0	25.0	77.44	—	9.56	外ニ一金參円也 枠換ノ手数料
81	漁夫81	—	—	34.5	15.0	8.97	—	10.53	外に實質及び裏代あり
82	漁夫82	—	—	36.0	10.0	14.11	—	—	右ハ式号差引帳上り／給料額と差引金の整合數せず
83	漁夫83	—	—	36.5	25.0	42.04	—	▲ 5.54	入金參円也 枠換ノ手数料
84	漁夫84	—	—	36.5	25.0	27.08	—	▲ 15.58	入金參円也 枠換ノ手数料
85	漁夫85	—	—	27.0	15.0	6.70	—	5.30	—
86	漁夫86	—	—	27.0	10.0	0.05	—	16.95	—
87	漁夫87	—	—	27.0	2.0	—	—	25.00	飯焚
88	漁夫88	—	—	20.0	1.0	0.21	—	18.79	—
89	漁夫89	17	—	35.0	—	51.51	—	▲ 16.51	大正4年からの履い入れ、給料額は大正4年及び5年の合計額
90	漁夫90	—	—	35.0	—	8.47	—	26.53	下女
91	漁夫91	—	—	16.0	—	19.19	—	▲ 3.19	下女／給料は大正5年夏秋の給料
92	漁夫92	16	—	15.0	—	12.63	—	2.37	次女／下女／給料は大正5年夏秋の給料
93	漁夫93	13	—	8.5	—	6.00	—	2.50	子守／女（娘？）
94	漁夫94	16	—	20.0	—	13.58	—	6.42	給料は大正5年夏秋の給料

第4表 大正6年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覧

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項/ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	35	山本郡東雲村荷羽田字森下248	32.5	31.0	0.70	—	0.80	孫
2	漁夫2	25	山本郡東雲村荷羽田字森下	32.5	31.0	0.50	—	1.00	弟
3	漁夫3	24	山本郡東雲村朴瀬29番地	31.0	29.0	—	—	2.00	三男
4	漁夫4	23	山本郡東雲村朴瀬48番地	30.0	28.0	—	—	2.00	三男
5	漁夫5	19	山本郡東雲村朴瀬11番地	25.5	23.0	0.24	—	2.22	孫/給料額と差引金の整合致せず
6	漁夫6	40	山本郡東雲村朴瀬11番地	32.5	31.0	1.34	—	0.16	長男
7	漁夫7	33	山本郡東雲村朴瀬18番地	33.0	—	1.00	—	32.00	養子
8	漁夫8	30	山本郡檜山町檜山30番地	32.5	31.0	1.17	—	0.33	長男
9	漁夫9	44	山本郡檜山町檜山63番地	32.5	31.0	0.855	—	0.645	戸主
10	漁夫10	24	山本郡檜山町檜山114番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	長男
11	漁夫11	26	山本郡澤目村田中25番地	32.5	31.0	0.63	—	0.87	養子
12	漁夫12	32	山本郡澤目村田中4番地	32.5	31.0	0.72	—	0.28	弟/給料額と差引金の整合致せず
13	漁夫13	23	山本郡澤目村田中7番地	32.0	30.0	0.08	—	1.92	長男
14	漁夫14	19	山本郡澤目村田中字田上8番地	30.5	28.0	0.50	—	2.00	戸主
15	漁夫15	18	山本郡澤目村田中字田上19番地	30.5	28.0	0.08	—	2.42	長男
16	漁夫16	20	山本郡澤目村田中川向11番地	31.5	30.0	2.34	—	▲ 0.84	養子
17	漁夫17	23	山本郡澤目村田中4番地	32.0	30.0	0.92	—	1.08	二男
18	漁夫18	21	山本郡澤目村田中字田上70番地	31.5	30.0	1.57	—	▲ 0.07	二男
19	漁夫19	44	山本郡澤目村字水澤7番地	32.5	31.0	0.42	—	1.08	戸主
20	漁夫20	27	山本郡澤目村字水澤45番地	32.5	31.0	0.17	—	1.33	戸主
21	漁夫21	44	山本郡東雲村朴瀬字越田畔57番地	32.5	15.0	1.22	—	20.77	戸主/給料額と差引金の整合致せず
22	漁夫22	18	山本郡澤目村字水澤字大久保台	29.0	26.0	3.14	—	▲ 0.14	三男
23	漁夫23	17	山本郡澤目村字水澤字大久保台41番地	25.5	22.5	0.17	—	2.83	五男
24	漁夫24	31	山本郡澤目村字水澤字大久保台83番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	戸主
25	漁夫25	39	山本郡澤目村字水澤字大久保台82番地	32.5	31.0	0.72	—	0.78	長男
26	漁夫26	28	山本郡澤目村字水澤字大久保台41番地	32.5	31.0	6.58	—	▲ 5.08	二男
27	漁夫27	46	山本郡澤目村字水澤字大久保台133番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	戸主
28	漁夫28	27	山本郡澤目村字水澤134番地	32.5	31.0	0.50	—	1.00	二男
29	漁夫29	46	山本郡東雲村字須田	33.5	32.0	1.22	—	0.77	養子/給料額と差引金の整合致せず
30	漁夫30	22	山本郡東雲村字須田27番地	31.5	30.0	1.22	—	0.28	二男
31	漁夫31	23	山本郡檜山町字堤下42番地	31.0	30.0	0.67	—	0.31	弟
32	漁夫32	24	山本郡東雲村字須田12番地	32.5	31.0	1.52	—	▲ 0.02	三男/給料額と差引金の整合致せず
33	漁夫33	33	山本郡東雲村字須田12番地	32.5	31.0	1.77	—	0.57	長男/給料額と差引金の整合致せず
34	漁夫34	21	山本郡塙川村塙113番地	30.5	27.0	1.07	—	2.43	孫
35	漁夫35	22	山本郡塙川村字八森下44番地	31.0	29.0	—	—	2.00	弟
36	漁夫36	36	山本郡塙川村字烟谷100番地	32.5	31.5	—	—	1.00	孫
37	漁夫37	23	山本郡塙川村字烟谷川畠51番地	32.0	32.0	—	—	—	私生児
38	漁夫38	25	山本郡塙川村坂形字二口坂25番地	30.0	28.0	0.34	—	1.66	弟
39	漁夫39	32	山本郡柳村242番地	32.5	31.0	—	—	1.50	長男
40	漁夫40	33	山本郡柳村字内田70番地1	32.5	31.0	—	—	1.50	戸主
41	漁夫41	23	山本郡澤目村高口10番地	32.5	30.5	1.75	—	0.25	長男
42	漁夫42	20	山本郡澤目村高口22番地	32.0	30.0	0.84	—	1.16	長男
43	漁夫43	21	山本郡澤目村字名渕83番地	32.0	31.0	1.49	—	▲ 0.49	長男
44	漁夫44	23	山本郡塙川村比八田八森下39	32.5	30.5	1.00	—	2.00	従兄ノ子/給料額と差引金の整合致せず
45	漁夫45	20	山本郡塙川村比八田八森下39	29.5	27.5	0.88	—	1.12	戸主/病気のため5月21日現出し、旅費として3円88銭渡す
46	漁夫46	20	山本郡島源村字崩田105番地	28.0	26.0	0.50	—	1.50	長男
47	漁夫47	40	山本郡東雲村能代字上野92番地	31.5	30.0	0.17	—	1.33	戸主
48	漁夫48	26	山本郡能代港町出戸町7番地	32.5	31.0	0.17	—	1.33	弟
49	漁夫49	18	山本郡塙川村外荒巻1番地	30.0	28.0	0.34	—	1.65	甥
50	漁夫50	33	山本郡東雲村字吹越	32.5	31.0	1.17	—	0.38	給料額と差引金の整合致せず
51	漁夫51	33	山本郡澤目村字水澤字-36番地	47.0	42.5	7.44	—	—	戸主
52	漁夫52	52	—	—	90.0	17.96	20.0	3.45	五月代を日外ニ改テ金五円也正金貸/手当金は漁夫世賃料10円及び春手当10円
53	漁夫53	29	青森県三戸郡市川村325番地	39.5	36.5	1.07	—	1.93	二男
54	漁夫54	39	青森県三戸郡市川村331番地	39.0	36.0	2.44	—	0.56	婿養子
55	漁夫55	30	三戸郡下長苗村村字八太郎95番地	39.5	35.0	—	—	4.50	長男
56	漁夫56	29	三戸郡下長苗村村字八太郎96番地	40.0	37.0	—	—	3.00	三男
57	漁夫57	31	三戸郡下長苗村村字八太郎100番地	40.0	37.0	0.70	—	2.30	弟
58	漁夫58	34	三戸郡下長苗村村字八太郎65番地	39.5	36.5	1.50	—	1.50	長男
59	漁夫59	26	三戸郡市川村	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
60	漁夫60	48	三戸郡下長苗村村字八太郎	37.0	34.0	—	—	3.00	戸主

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	47	三戸郡市川村15番地	36.0	33.0	0.81	—	2.19	弟
62	漁夫62	34	三戸郡下長苗村村字八太郎	39.5	36.5	—	—	3.00	長男
63	漁夫63	29	三戸郡下長苗村村字八太郎	40.0	37.0	—	—	3.00	二男
64	漁夫64	23	三戸郡市川村15番地	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
65	漁夫65	38	三戸郡下長苗村村字八太郎	48.0	40.0	4.18	—	3.82	長男
66	漁夫66	37	三戸郡下長苗村村字八太郎112番地	47.0	38.0	—	—	9.00	長男
67	漁夫67	24	三戸郡船村字沼館24番地2号	38.5	35.5	0.34	—	2.66	二男
68	漁夫68	22	三戸郡船村字沼館30番地	38.5	35.5	0.17	—	2.83	長男
69	漁夫69	21	三戸郡船村字沼館2番地ノ内1号	38.5	35.5	0.81	—	2.19	二男
70	漁夫70	29	三戸郡船村字沼館32番地	39.0	36.0	—	—	3.00	戸主
71	漁夫71	35	三戸郡市川村字市川□32番地	38.0	35.0	2.60	—	0.40	戸主
72	漁夫72	29	三戸郡市川村字市川16番地	39.5	36.5	—	—	3.00	戸主
73	漁夫73	25	三戸郡市川村字市川15番地1号	39.5	36.5	—	—	3.00	長男
74	漁夫74	24	三戸郡市川村字下揚107番地	39.5	36.5	0.84	—	2.16	弟
75	漁夫75	46	三戸郡船村大字瀬通リ字二子岩9番地	50.0	40.0	6.94	—	3.07	戸主
76	漁夫76	32	三戸郡市川村231番地内2号	39.0	36.0	0.08	—	2.92	娘養子
77	漁夫77	54	三戸郡下長苗村村字八太郎95番地	90.0	60.0	—	—	30.00	土産ニ道ン中継
78	漁夫78	65	三戸郡下長苗村村字八太郎124番地	90.0	45.0	—	5.0	50.00	手当の名目は漁夫世話料
79	漁夫79	—	—	38.0	20.0	47.14	—	▲ 9.14	残り金9円也証否
80	漁夫80	19	—	31.5	20.5	28.63	—	2.865	—
81	漁夫81	—	—	34.5	28.0	45.46	—	▲ 6.92	外ニ五月二十四日 一金式円也 正金貸
82	漁夫82	—	—	37.5	20.0	15.40	—	2.10	—
83	漁夫83	—	—	90.0	30.0	65.67	—	24.33	前金30円は諸経費に含まれる
84	漁夫84	—	—	36.5	7.0	17.24	—	19.26	前金7円は諸経費に含まれる。諸経費中に5ヶ月間の家賃5円50銭含む
85	漁夫85	—	—	37.5	25.0	47.82	0.5	▲ 10.32	給料額と差引金の整合致せず
86	漁夫86	—	—	34.5	20.0	33.36	—	1.24	前金20円は諸経費に含まれる。諸経費中に6ヶ月間の家賃6円含む
87	漁夫87	—	—	37.5	27.0	47.76	0.5	▲ 9.76	五月二十五日合計金15円ノ証否貸シ当座帳へ写
88	漁夫88	—	—	36.5	—	34.59	—	1.90	—
89	漁夫89	—	石川県珠洲郡松波村	20.0	2.0	9.49	—	10.50	—
90	漁夫90	—	—	27.0	16.0	16.34	—	10.65	飯炊
91	漁夫91	29	余市郡余市町大川町	25.0	10.0	0.40	0.5	15.00	飯炊／手当50銭は外手当／給料額と差引金の整合致せず
92	漁夫92	17	—	26.0	10.0	29.13	—	▲ 3.13	二口計合金15円トナリ右ハ大正六年ノ夏秋給料ノ前金～別頁に5～12月の諸経費44円75銭9厘の記載あり
93	漁夫93	24	桧山郡江差町字五勝手村	34.5	6.2	35.70	—	▲ 1.20	—
94	漁夫94	42	山本郡檜山町檜山123番地	34.5	20.0	0.02	0.5	13.57	養子／給料額と差引金の整合致せず
95	漁夫95	—	—	—	15.0	38.82	0.0	▲ 1.82	給料は52円か
96	漁夫96	20	—	20.0	10.0	—	0.5	10.00	給料額19円は漁期終了後に確定か。手当50銭は差引金に含ます。別頁に夏奉公人として諸経費3円85銭の記載
97	漁夫97	17	—	19.0	8.0	—	0.5	11.00	—
98	漁夫98	14	—	10.0	8.0	—	—	4.50	給料額10円は漁期終了後に確定か
99	漁夫99	17	—	18.0	—	3.10	—	4.90	6月28日雇 下女／18円は夏給料額
100	漁夫100	17	—	11.0	—	11.00	1.5	—	9月8日雇 下女／11円は9月9日～12月30日分の給料／翌7年1月20日解雇
101	漁夫101	14	—	—	—	—	19.00	—	子守

第5表 大正7年中村漁場「貸附帳」氏名ほか一覧

No	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸経費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
1	漁夫1	31	山本郡檜山町檜山32番地	42.0	40.5	3.93	—	—	長男
2	漁夫2	28	山本郡檜山町檜山104番地	41.0	40.0	0.94	—	0.06	長男
3	漁夫3	45	山本郡檜山町檜山63番地	42.0	40.0	2.66	—	▲ 0.66	戸主
4	漁夫4	24	山本郡檜山町檜山73番地	41.0	40.0	0.10	—	0.90	三男
5	漁夫5	33	山本郡柳村242番地	42.5	41.5	1.42	—	▲ 0.42	長男
6	漁夫6	25	山本郡東雲村荷羽田字森下249番地	41.0	40.0	0.89	—	0.11	戸主
7	漁夫7	36	山本郡東雲村荷羽田字森下248番地	42.0	41.0	3.40	—	▲ 2.40	戸主
8	漁夫8	52	山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地	37.0	35.0	1.00	—	1.00	戸主
9	漁夫9	42	山本郡東雲村荷羽田字合ノ口25番地	42.0	41.0	7.27	—	▲ 5.27	給料額と差引金の整合致せず
10	漁夫10	27	山本郡東雲村荷羽田246番地	42.0	40.0	1.37	—	0.63	差引金額は7月6日10銭の書留料追加の額
11	漁夫11	29	山本郡瀬目村大久保台41番地	43.0	43.0	2.31	—	▲ 2.31	二男
12	漁夫12	18	山本郡瀬目村大久保台41番地	36.0	33.0	—	—	3.00	五男
13	漁夫13	19	山本郡瀬目村水澤150番地	32.0	29.0	0.48	—	2.52	五男
14	漁夫14	19	山本郡瀬目村水澤10番地	37.0	34.0	1.35	—	1.65	長男
15	漁夫15	24	山本郡瀬目村水澤135番地	42.0	40.0	0.88	—	1.42	娘養子
16	漁夫16	47	山本郡瀬目村水澤133番地	43.0	41.0	0.62	—	1.38	戸主
17	漁夫17	33	山本郡瀬目村水澤134番地	43.0	41.0	2.10	—	▲ 0.10	二男
18	漁夫18	27	山本郡瀬目村水澤85番地	43.0	41.0	0.27	—	1.73	戸主
19	漁夫19	45	山本郡瀬目村水澤7番地	43.0	41.0	1.88	—	0.12	戸主
20	漁夫20	47	山本郡東雲村須田19番地	44.0	42.0	2.10	—	▲ 0.10	養子
21	漁夫21	47	山本郡東雲村須田屋布添	42.0	40.0	0.67	—	1.33	戸主
22	漁夫22	34	山本郡東雲村須田12番地	42.5	41.0	0.67	—	0.73	長男
23	漁夫23	25	山本郡東雲村須田12番地	42.5	41.0	3.05	—	▲ 1.55	三男
24	漁夫24	22	山本郡瀬目村名潟字山岩子80番地	42.5	40.5	0.89	—	1.21	七男／差引金は7月6日10銭の書留料追加の額
25	漁夫25	26	山本郡能代港町宇柳町新道9番	42.0	40.0	0.89	—	1.11	長男
26	漁夫26	41	山本郡瀬目村名潟字岩子	43.0	41.0	1.95	—	0.05	戸主
27	漁夫27	47	山本郡瀬目村名潟字岩子72番地	43.0	41.0	4.37	—	▲ 2.37	戸主
28	漁夫28	19	山本郡瀬目村名潟150番地	38.5	35.0	1.16	—	2.34	三男
29	漁夫29	27	山本郡能代港町字悪土46番地	43.0	41.0	0.89	—	1.11	孫
30	漁夫30	44	山本郡瀬目村字水澤108番地	43.0	41.0	5.43	—	▲ 3.43	養子
31	漁夫31	16	山本郡瀬目村字水澤108番地	36.0	34.0	—	—	2.00	孫
32	漁夫32	23	山本郡瀬目村名潟143番地	42.5	40.5	1.81	—	0.19	二男
33	漁夫33	19	山本郡瀬目村名潟143番地	37.0	34.0	1.32	—	1.68	三男
34	漁夫34	20	山本郡塙川村塙字大信田107番地	37.0	35.0	1.00	—	1.00	長男
35	漁夫35	21	山本郡塙川村塙字長木沢108番地内1番	40.5	38.0	2.10	—	0.40	二男
36	漁夫36	24	山本郡塙川村塙字大信田108番地	42.5	40.0	2.32	—	0.18	長男
37	漁夫37	20	山本郡塙川村塙字大信田113番地	39.5	37.0	11.55	—	▲ 9.05	三男
38	漁夫38	53	山本郡塙川村塙字谷36番地	40.0	40.0	0.67	—	▲ 0.67	養子
39	漁夫39	26	山本郡塙川村塙字谷46番地	42.0	40.0	0.27	—	1.73	二男
40	漁夫40	18	山本郡塙川村塙字谷46番地	30.0	27.0	0.27	—	2.73	四男
41	漁夫41	21	山本郡塙川村塙字47番地	41.5	40.0	2.01	—	▲ 0.51	三男
42	漁夫42	28	山本郡塙川村塙57番地	42.0	40.5	1.04	—	0.46	養子
43	漁夫43	42	山本郡東雲村村瀬11番地	42.0	41.0	3.81	—	▲ 2.81	長男
44	漁夫44	18	山本郡東雲村村瀬字家後120地	30.0	27.0	0.27	—	2.73	長男
45	漁夫45	30	南秋田郡面潟村野田字□11番地	41.5	40.0	1.30	—	0.20	戸主
46	漁夫46	32	山本郡能代港町出戸町7番地	42.0	40.0	2.06	—	▲ 0.06	弟
47	漁夫47	33	山本郡瀬目村田中40番地	43.0	41.0	0.05	—	1.95	弟
48	漁夫48	25	山本郡東雲村村瀬	33.0	30.0	—	—	3.00	長女
49	漁夫49	34	山本郡瀬目村字水澤178番地	55.0	50.0	0.72	3.0	4.28	弟
50	漁夫50	53	—	100.0	100.0	17.50	30.0	12.50	—
51	漁夫51	35	三戸郡長苗代村字八太郎100番地	45.0	42.0	3.49	—	▲ 0.49	弟
52	漁夫52	35	三戸郡長苗代村字八太郎24番地	44.5	41.5	2.52	—	0.48	長男
53	漁夫53	35	三戸郡長苗代村字八太郎65番地	44.5	41.5	0.89	—	2.11	長男
54	漁夫54	49	三戸郡長苗代村字八太郎	40.0	37.0	—	—	3.00	戸主
55	漁夫55	30	三戸郡長苗代村字八太郎	45.0	42.0	—	—	3.00	二男
56	漁夫56	33	三戸郡市川村231番戸2号	43.5	40.0	—	—	3.50	娘養子
57	漁夫57	30	三戸郡市川村302番戸5番戸	44.0	41.0	—	—	3.00	二男
58	漁夫58	48	三戸郡市川村字古館15番2号地	40.0	37.0	0.27	—	2.73	戸主
59	漁夫59	24	三戸郡市川村字古館15番2号地	43.5	40.5	0.27	—	2.73	長男
60	漁夫60	31	三戸郡長苗代村字八太郎172番地	45.0	42.0	1.25	—	1.75	長男

No.	名前	年齢	住 所	給料 (円)	前金 (円)	諸雑費 (円)	手当 (円)	差引金 (円)	他記載事項／ゴシック字は筆者註
61	漁夫61	21	三戸郡長苗代村字八太郎76番地	41.0	38.0	5.27	7.16	2.27	手当の7円16銭は南部漁夫分旅費
62	漁夫62	20	三戸郡長苗代村字八太郎114地	35.5	32.5	0.94	—	2.06	二男
63	漁夫63	17	—	33.0	15.0	2.58	—	15.42	長男
64	漁夫64	17	三戸郡長苗代村字川原本字小門44番4号地	35.5	32.5	0.67	—	2.33	二男
65	漁夫65	25	三戸郡市川村字325番戸	43.5	40.5	0.27	—	2.73	四男
66	漁夫66	21	三戸郡市川村字橋向63番地3号	43.5	40.5	0.27	—	2.73	二男
67	漁夫67	17	—	32.0	5.0	0.27	—	26.73	二男
68	漁夫68	41	三戸郡長苗代村字八太郎	52.0	45.0	1.36	5.0	10.64	差引額に手当5円含む
69	漁夫69	39	三戸郡長苗代村字八太郎20番地	52.0	45.0	1.29	3.0	8.71	差引額に手当5円含む
70	漁夫70	38	—	52.0	45.0	1.50	3.0	8.50	給料額と差引金の整合致せず
71	漁夫71	37	—	95.0	70.0	0.75	15.0	39.25	差引額に手当15円含む
72	漁夫72	36	三戸郡市川村字市川後32番地	42.0	40.0	2.53	—	▲ 0.53	戸主
73	漁夫73	66	—	95.0	43.0	—	15.0	67.00	—
74	漁夫74	25	檜山郡江差町大字五勝手	42.5	25.0	10.16	—	7.34	長男
75	漁夫75	43	山本郡檜山町檜山122番地	43.5	—	6.07	—	37.43	義子
76	漁夫76	—	—	44.0	30.0	47.10	—	▲ 33.10	30円証貸分のうち10円6月5日入金
77	漁夫77	—	—	45.0	30.0	47.33	—	▲ 2.33	—
78	漁夫78	—	—	46.5	20.0	5.00	—	21.00	給料額と差引金の整合致せず
79	漁夫79	—	—	46.0	20.0	53.42	—	▲ 7.42	—
80	漁夫80	—	—	47.0	30.0	54.40	—	▲ 7.40	—
81	漁夫81	—	—	47.0	22.0	53.20	—	▲ 6.20	—
82	漁夫82	—	—	42.0	20.0	32.29	—	9.71	別頁に6月5日から雇用分の給料及び諸雑費の記載
83	漁夫83	—	—	95.0	46.5	67.90	5.0	32.10	差引金に手当5円含む
84	漁夫84	—	—	43.9	12.0	42.40	—	1.50	給料額は前年分1円90銭含む
85	漁夫85	19	—	36.0	20.5	40.24	—	3.74	給料額と差引金の整合致せず。11月3日6円26銭と差引金合計の10円証書
86	漁夫86	—	—	28.0	15.0	15.15	3.0	15.85	飯炊き／差引金に手当3円含む
87	漁夫87	—	—	70.0	20.0	68.50	30.0	31.50	—
88	漁夫88	25	—	40.0	10.0	26.88	—	13.12	給料額には手当含む
89	漁夫89	18	—	—	—	—	—	0.10	下女／2月10日無断ニテ家出スナル口帰ラザルニ付自然解雇トナリ
90	漁夫90	19	—	26.0	5.0	7.60	1.0	18.40	下女／差引額に手当1円含まず
91	漁夫91	15	—	19.0	6.0	—	—	13.00	子守／大正6年5月29日ヨリ雇
92	漁夫92	20	—	26.0	10.0	—	3.0	19.00	別頁に6月以降草公の雇入分の給料10円手当1円50銭の記載あり
93	漁夫93	—	—	10.5	—	5.25	—	5.50	下女・飯炊／大正7年6月19日ヨリ雇／差引金は病気の代替雇の妹の給料
94	漁夫94	13	—	—	—	—	22.28	—	諸雑費は大正8年度の貸付へ

第6表 複数年雇用漁夫の給金の推移(1) * 漁夫番号は雇用開始の年と各貸附帳の漁夫頭で番号を付したもの

No.	雇用開始年・漁夫番号（初年時の年齢）	住 所	各年別給料（円、小数点以下は銭）					明治33年～“45年までの雇用年ほか
			大正3	“4年	“5年	“6年	“7年	
1	3年漁夫86 (49?)	石川県珠洲郡	21.00	20.00	20.00	20.00		
2	3年漁夫41 (23)	山本郡浅内村	27.00	29.50				
3	3年漁夫08 (29)	山本郡榎村 (2名)	32.00	31.50	31.50	32.50	42.50	43～45年(3年連続)
4	3年漁夫09 (40)		32.00	31.00	31.50	32.50		
5	3年漁夫31 (41)	山本郡澤目村 (11名)	32.50	32.50	32.50	32.50	43.00	37～45年(9年連続)
6	3年漁夫33 (22)		32.00	31.50	31.50	32.50	43.00	39～45年(7年連続)
7	6年漁夫12 (32)				32.50	43.00		
8	4年漁夫30 (33)			31.00	31.50			
9	3年漁夫36 (27)		32.50	31.50	31.50	32.50		
10	3年漁夫34 (22)		31.50	31.50	31.50			
11	6年漁夫43 (21)				32.00	42.50		
12	5年漁夫35 (32)				47.00	47.00	55.00	
13	3年漁夫35 (25)		32.50	31.50	32.00	32.50	43.00	
14	4年漁夫31 (21)			30.50	31.00			
15	6年漁夫23 (17)					25.50	36.00	
16	5年漁夫21 (26)	山本郡澤目村水澤 (4名)			31.50	32.50	43.00	
17	3年漁夫48 (49)		90.00	90.00	90.00	—	100.00	33年～45年(10年連続)／船頭(明治33年, 同42年)
18	4年漁夫28 (19)			25.00	28.00			
19	3年漁夫32 (43)		32.50	32.50	32.50	32.50	43.00	38年～45年(8年連続)
20	6年漁夫32 (24)	山本郡東雲村須田 (3名)				32.50	42.50	
21	6年漁夫33 (33)					32.50	42.50	
22	3年漁夫39 (43)		32.50	32.50	32.50	33.50	44.00	33年, 36～42年, 44～45年(断続して10ヵ年)
23	3年漁夫23 (36)	山本郡東雲村荷羽田 (9名)	31.50	31.00	31.50	32.50	42.00	38～39年(2年連続)
24	3年漁夫21 (40)		32.50	31.50				33～45年(13年連続)
25	3年漁夫18 (23)		31.50	31.00				
26	3年漁夫19 (42)		32.50	31.50	31.50			43～45年(3年連続)
27	5年漁夫17 (24)				31.00	32.50		
28	3年漁夫22 (48)		31.50			37.00		42～45年(4年連続)
29	3年漁夫45 (18)		27.00	28.00	31.50			
30	3年漁夫44 (36)		32.50		31.50			33～34, 36, 38, 40年(断続して5ヵ年)
31	3年漁夫20 (38)		32.50	31.50	31.50		42.00	42～45年(4年連続)
32	3年漁夫29 (37)		32.50	32.50				
33	3年漁夫50 (47)		32.50	31.50	31.50			
34	3年漁夫03 (30)	山本郡東雲村吹越 (6名)	32.50	31.50	31.50	32.50		36年, 38年, 41～43年(断続して5ヵ年)
35	3年漁夫07 (36)		32.50	31.50				34年, 36年, 38年, 39年, 42～45年(断続して8ヵ年)
36	3年漁夫04 (44)		32.50	31.50	31.50			41～45年(5年連続)
37	3年漁夫05 (25)		30.50	30.00				
38	5年漁夫14 (43)				31.50	32.50		
39	5年漁夫13 (32)				31.50	33.00		
40	6年漁夫06 (40)	山本郡東雲村朴瀬 (6名)				32.50	42.00	
41	3年漁夫14 (46)		32.00	31.00	31.00			44～45年(2年連続)
42	3年漁夫13 (23)		31.00	31.00	31.50			
43	3年漁夫10 (27)		32.00	31.50	31.50			43～44年(2年連続)
44	3年漁夫15 (37)		31.00	31.00				
45	3年漁夫25 (42)	山本郡東雲村向能代	32.50	31.50	32.50			33～45年(35年を除いて12ヵ年)
46	3年漁夫75 (26)	山本郡常盤村 (2名)	25.00	25.00		27.00		
47	3年漁夫43 (32)		32.00	33.50	31.50	34.50	44.00	41～44年(4年連続)
48	3年漁夫40 (28)	山本郡能代港町 (2名)	32.50	31.50	31.50	32.50	42.00	42年, 44～45年(断続して3ヵ年)
49	3年漁夫47 (38)		47.00	47.00				42～43年(2年連続)
50	4年漁夫43 (19)	山本郡塙川村		25.00	28.00	30.50		
51	4年漁夫16 (18)	山本郡塙川村比八田 (2名)		25.00	27.00			
52	5年漁夫02 (22)				30.00	32.50		
53	3年漁夫01 (34)	山本郡檜山町 (3名)	32.50	31.50	31.50	34.50	43.50	
54	6年漁夫09 (44)					32.50	42.00	
55	3年漁夫36 (29)		32.00	31.00	31.50	32.50	42.00	44～45年(2年連続)

第6表 複数年雇用漁夫の給金の推移(2) * 漁夫番号は雇用開始の年と各貸附帳の漁夫順で番号を付したもの

No.	雇用開始年・漁夫番号 (初年時の年齢)	住 所	各年別給料(円、小数点以下は銭)					明治33年～“45年までの雇用年ほか
			大正3	“4年	“5年	“6年	“7年	
56	6年漁夫76 (32)	三戸郡市川村 (8名)			39.00	43.50		
57	4年漁夫47 (27)			38.00	38.00	39.50	44.00	
58	6年漁夫71 (35)				38.00	42.00		
59	5年漁夫62 (22)				35.00	38.50	43.50	
60	3年漁夫60 (44)		36.00	36.00	36.00	36.00	40.00	
61	5年漁夫58 (25)				35.00	38.50		
62	3年漁夫55 (31)		37.00	38.00	38.00	39.50	44.50	
63	4年漁夫49 (37)				37.50	37.50	39.00	
64	3年漁夫61 (32)		37.00	38.00	27.00	31.50	42.00	
65	3年漁夫70 (35)		45.00	47.00	47.00	48.00	52.00	
66	3年漁夫69 (33) (18?)		47.00	48.00	50.00		95.00	
67			31.00	32.00				
68	5年漁夫55 (28)	三戸郡下長苗村 (19名)			38.00	40.00	45.00	
69	3年漁夫62 (26)		36.50	38.00				
70	3年漁夫56 (34)		38.00	39.00	39.00	47.00		
71	3年漁夫63 (26)		37.00	38.00	38.00	40.00		
72	3年漁夫53 (28)		36.50	37.50				
73	3年漁夫68 (27)		36.50	37.50	37.50	39.50		
74	3年漁夫71 (51)		90.00	90.00	90.00	90.00		
75	4年漁夫50 (30)			37.50	37.50			
76	3年漁夫72 (62)		90.00	90.00	90.00	90.00	95.00	
77	3年漁夫67 (19)		32.00	33.00				
78	3年漁夫64 (18)		25.00	28.00	31.00			
79	3年漁夫58 (45)	余市郡余市町富沢町 (2名)	36.00	36.00	36.00	37.00	40.00	
80	4年漁夫48 (16)			25.00	28.00		41.00	
81	3年漁夫54 (31)		36.50	37.50	37.50	39.50	44.50	
82	3年漁夫57 (26)		37.00	38.00	38.00	40.00	45.00	
83	4年漁夫87 (16)	旭川区中嶋		—	35.00			
84	3年漁夫06 (31)	宗谷郡利尻村鬼脇村	32.00	31.00	31.00			35～36年、44～45年 (断続して4ヵ年)
85	6年漁夫93 (24)	稚山郡江差町				34.50	42.50	
86	3年漁夫89 (16)	—	19.00	16.00	20.00	26.00		
87	3年漁夫88 (17)	—	22.00					
88	6年漁夫91 (29)	無記載 (20名)				25.00	28.00	
89	3年漁夫85 (-)		—	36.50	36.00	36.50	43.90	
90	3年漁夫81 (-)		43.00	45.00	47.00			
91	3年漁夫79 (-)		35.50	35.50				
92	3年漁夫84 (-)		36.50	37.00	37.00		47.00	
93	4年漁夫75 (-)			35.50	34.50			
94	3年漁夫87 (-)		—	31.00	32.50	34.50		
95	5年漁夫92 (16)				15.00	19.00		
96	4年漁夫80 (-)			34.50	34.50	36.50	45.00	
97	3年漁夫91 (-)		—	31.50				
98	3年漁夫78 (-)		36.50		36.50		46.50	35年、37年、39年 (断続して3ヵ年)
99	4年漁夫91 (-)			—	35.00			
100	6年漁夫99 (17)					18.00	—	
101	3年漁夫80 (-)		36.50	36.50	36.50	37.50	46.00	
102	6年漁夫95 (-)					—	70.00	
103	3年漁夫83 (-)		85.00	—	87.00	90.00	95.00	
104	3年漁夫76 (-)		34.50	35.00				
105	5年漁夫94 (16)				20.00	26.00	36.00	
106	3年漁夫77 (-)		36.50	36.50	36.50	37.50	47.00	
107	5年漁夫93 (13)				8.50	10.00		

第7表 漁夫の母村別構成

住 所	大正 3年	" 4年	" 5年	" 6年	" 7年	各村計
秋田県山本郡浅内村	1	1				2
〃 〃 扇淵村				1		1
〃 〃 金岡村	1					1
〃 〃 榊村	2	2	2	2	1	9
〃 〃 澤目村	9	12	14	21	19	75
〃 〃 東雲村	25	19	21	14	12	91
〃 〃 常盤村	4	2	1			7
〃 〃 富根村	3					3
〃 〃 能代町	1	1	2			4
〃 〃 能代港町	1	2		1	3	7
〃 〃 八森村	1					1
〃 〃 壩川村	2	6	4	8	9	29
〃 〃 檜山町	2	2	3	5	5	17
〃 南秋田郡面潟村					1	1
青森県三戸郡市川村	1	5	6	10	7	29
〃 〃 鮫村				1		1
〃 〃 下長苗代村	16	16	16	11	11	70
〃 〃 舘村				4		4
石川県珠洲郡		1		1		2
北海道旭川区中嶋		1				1
〃 宗谷郡利尻村	1					1
〃 桧山郡江差町				1	1	2
〃 〃 上ノ国村		2	5			7
〃 余市郡余市町大川町				1		1
〃 〃 〃 富沢町	2					2
無記載または不明	19	18	20	20	25	102
各年計	91	90	94	101	94	470

第8表 漁夫の母村構成（明治33年～大正7年：大正2年を除く）

住 所	明治 33年	" 34年	" 35年	" 36年	" 37年	" 38年	" 39年	" 40年	" 41年	" 42年	" 43年	" 44年	" 45年	大正 2年	大正 3年	" 4年	" 5年	" 6年	" 7年	各村計	
青森県二戸郡市川村																1	5	6	10	7	29
〃 〃 鮎村																		1		1	4
〃 〃 下長苗代村															16	16	16	11	11	70	
〃 〃 館村																		4		4	
秋田県山本郡浪内村															1	1				1	4
〃 〃 鳥羽村	8														4	2	3			1	18
〃 〃 金岡村															2						4
〃 〃 柿村															1	1					4
〃 〃 潤目村	22	3	4	6	12	20	17	14	15	18	20	19	21	9	12	14	21	19	266		
〃 〃 東雲村	11	12	7	15	5	17	17	11	17	14	30	30	31	24	25	19	21	14	12	302	
〃 〃 種海村										2	1									3	
〃 〃 常盤村	3	7	7	10	7	7	11	10	15	9	1	3	2	2	4	2	1		99		
〃 〃 苗根村																3				3	
〃 〃 能代町																				4	
〃 〃 能代港町																				45	
〃 〃 八森村	1						1			1			1		1	1	2			6	
〃 〃 焼川村	1	16	24	11	11	15	20	24	20	13	22	19	12	2	6	4	8	9	237		
〃 〃 榛山村										2	5	12	8	10	8	2	3	5	5	62	
〃 〃 藤琴村	1						1	12	6	5	2	4	1	6	1	2	1	2	1	4	
〃 〃 二ツ井村																				1	
石川県珠洲郡																				2	
南秋田郡内川村																				1	
〃 面潟村																			1	1	
〃 梶戸村																				2	
北海道旭川区中鷲																				1	
〃 宗谷郡利尻村															1					1	
〃 桧山郡江差町																		1	1	2	
〃 上ノ国村																2	5			7	
〃 余市郡余市町大川町																		1		1	
〃 〃 富沢町															2					2	
無記載または不明		3								1		1	1	19	18	20	20	25	108		
各年計	47	41	44	45	36	72	75	72	76	78	88	90	78	—	91	90	94	101	94	1312	

<脚注>

- 1) 明治35年、田尻與吉により発行された「余市市街明細地図」の裏面「余市郡地方有名家紹介表」（町内個人蔵）には「マルニ中村源兵衛 余市町大字山確町」と「カネマライチ 中村力蔵 余市町大字山確町」が確認できる。
- 2) 山田健 「余市地方における鍊定置網漁業権の変遷 -『免許漁業原簿』の内容を中心として-」『北海道開拓記念館調査報告』第28号 1989年 P.72-90

大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について

小川 康和

北海道余市郡余市町入舟町21（余市水産博物館）

I はじめに

余市川河口右岸に位置する大川遺跡（第1図）は大正時代からその名が知られており、1958（昭和33）年には名取武光・峰山巖らと余市町郷土研究会などによる学術的発掘調査が行われ、縄文時代晩期の墓壙が5基確認されたのを始め、数多くの遺物が出土した¹⁾。

その後、1984（同59）年着工の余市川改修事業に伴い、1989（平成元）年から1994（同6）年に亘って発掘調査が行われた²⁾。また1998（同10）年からは同事業とともに、大川橋周辺の道路拡幅や街路事業に伴い、同年より2001（同13）年³⁾、2003（同15）年⁴⁾、2005（同17）年⁵⁾と断続的に発掘調査が実施された。いずれも余市町教育委員会を主体とするものである。この1989年からの計12年間に確認された遺構数・遺物量は膨大なものとなっており、墓壙に関しては縄文時代晩期から近世・近代に亘る1400基余りに上る。そのうち縄文時代晩期に属すると考えられるものは、その可能性があるものを含めると869基を数え、墓壙総数の6割以上を占める。その位置は発掘調査区において南西側に集中する傾向があり、発掘区北東側からの検出は殆ど見られず、北側の発掘区に至っては皆無である（第2図）。この位置的な傾向は大川遺跡が立地する大川砂丘の形成と関わっており、より海側に当たる北東側発掘区の辺りは、それまでに形成された砂丘の西端部として拡大し本格的に陸地化して墓域として利用されるのは縄文時代以降からであると考えられる。

本稿は大川遺跡において検出された多時期に亘る墓壙の中で、縄文時代晩期に属すると考えられるものの中に見られる特殊な検出例について紹介し、墓壙の形態的な特徴や伴出遺物の組成などについて分析し、墓壙の埋め戻しの方法などについて考察してみたい。

II 対象事例

<特殊な検出事例>

大川遺跡で検出された縄文時代晩期の墓壙の特殊な検出事例とは、埋土に定型的な封土層が確認されたものである。この封土層に使用された土壤について松田義章氏は「周辺のモイレ岬付近に分布する流紋岩や流紋岩質ハイアロクラスターないし流紋岩質軽石凝灰岩の風化物質起源のもの」であると分析し、また「これらは自然状態の土をそのまま運搬して土壤を埋積したのではなく、何等かの理由で、流紋岩片や、やや発泡した軽石片を人為的に混入させたものである可能性がある」ととも指摘している⁶⁾。この分析により、当該時期の人々が何等かの意図を持って余市川を挟んだ対岸から土を搬入し混合した上で使用した可能性があるという理化学的な証拠を得た。既刊報告書ではこの封土層の土壤を「砂質凝灰岩」や「砂質凝灰岩細粒」、「砂質凝灰岩粗粒」などと表してきたが、本稿では「砂質凝灰岩粒」として統一し報告する。

墓壙の検出状況を詳しく検討すると、遺体を埋葬する際に掘削した土をそのまま埋め戻し、その上面に砂質凝灰岩粒を単に散布したのではなく、埋土の一部に丁寧に埋積し封土としたと考えられるものが少なからず存在する。これについて乾芳宏氏は1998年度の調査報告において当該地域における普遍的な葬法であった可能性が強いことを指摘し、仮称として「大川式葬法」と命名している⁷⁾。しかし869基の晩期墓壙の中には、ごく僅かな量の検出にとどまり周辺の遺構などから偶発的に混入した可能性があるものや、その規模や形状などを含めた検出状況から墓壙である可能性が低いものもある。そのため本稿においては、明らかに砂質凝灰岩粒を「封土」として意図的に利用していると考えられ且つ墓壙である可能性が高い

ものを中心に抽出、その断面図に表れた封土層の形状を分類し、墓壙の規模や主要な伴出遺物の組成などとともに表1に示した。なお、1989～1994年度調査分については未報告のものもあるため、本稿の執筆に当たり発掘現場で取得された実測原図と当時の幾人かの調査者が残した記録を参考にした。しかし砂質凝灰岩粒の混入の度合いは墓壙によって差があり、現場での実測者の主観によって記述が異なる場合も考えられる。そのため本稿では上記の条件に加えて、より濃密な砂質凝灰岩粒層が確認された墓壙を対象としており、「砂質凝灰岩粒混じり」とされる層のみの検出に止まるものは極力省いた。

＜土層断面の分類＞

抽出した墓壙は104基を数え、その断面図中に表れた砂質凝灰岩粒層の形状には一定のパターンが見られる。それらを大まかに以下のように分類し、各群の模式図を第3図に、代表的検出例を第4図に示した。両図ともドットで示した部分が砂質凝灰岩粒層を表している。但し、断面図の取得する位置が統一されておらず、長軸に対しての横断面を取っている場合と縦断面を取っている場合があり、墓壙によっては中心を通らずに偏った位置や長軸に対して斜めに断面図取得位置を設定しているものもある。勿論、状況的にそのようにせざるを得なかったものもあるが、それにより各墓壙で断面図における砂質凝灰岩粒層の表れ方に差異があることを御理解頂きたい。なお各墓壙の断面の分類と詳細や断面図取得位置を表2に示した。A群の中には他群の要素を併せ持つものもあるが、A群の重要性を尊重しA群に属するものとして分類した。各分類に属する墓壙数はA群1類の要素を持つもの8基、A群2類の要素を持つものの13基、B群1類aは29基、B群1類bは19基、B群1類cは8基、B群2類は5基、B群3類は8基、C群1類は6基、C群2類は5基、C群3類は3基となる。

A群 砂質凝灰岩粒層が縦方向に見られるもの

- 1類 墓底のベンガラ・遺体層に達するもの
- 2類 墓底のベンガラ・遺体層に達しないもの

B群 砂質凝灰岩粒層が横方向に見られるもの

- 1類 上面に見られるもの

- a 最上面に別層が確認され、層の断面がU字形・V字形を呈するあるいは層の下面

が緩く落ち窪み曲線を描くもの

- b 最上面にほぼ水平に見られるもの
 - c 最上面から斜めに入り込むもの
- | | |
|----|-------------------|
| 2類 | 中位あるいは遺体直上に見られるもの |
| 3類 | 複数の層が見られるもの |
- | | |
|----|--------------------|
| C群 | A・B群に属さないもの |
| 1類 | 上面の一部にブロック状に見られるもの |
| 2類 | 覆土全体に見られるもの |
| 3類 | 不整形を呈するもの |

III 分析

抽出した墓壙104基の規模・形状や遺体の頭位方向、土層断面の分類、配石の有無、主要遺物などを表1に示したが、抽出した墓壙の数が限られているため、本章では細分化した分類は避け、群毎の分析を行なった。

＜規模・頭位・形状について＞

抽出した墓壙の規模の平均値は推定が可能なものも含めると、長軸1.52m、短軸1.05m、深さ0.62mである。なお、深さについては飽くまで確認された面からの深さであり、墓壙本来の掘り込みの深さではない。断面の分類毎の平均値はA群が長軸1.72m、短軸1.15m、深さ0.73m、B群が長軸1.54m、短軸1.07m、深さ0.61m、C群が長軸1.29m、短軸0.81m、深さ0.53mである。A群がやや大型、C群がやや小型である傾向が見られる。

遺体が確認され頭位方向が判明したあるいは推定可能なものは計63基を数え、そのうち北西を中心とした北から西の方角を向くものが36基(57%)、南東を中心に南から東の方角を向くものが21基(33%)、北東が5基(8%)、南西が1基(2%)である。これについてA群は18基のうち北西側12基(67%)、南東側6基(33%)、B群は38基のうち北西側が19基(50%)、南東側が13基(34%)、北東が5基(13%)、南西が1基(3%)、C群は7基のうち北西側5基(71%)、南東側2基(29%)とB群に比してA・C群の北西側の比率がやや高いが全体傾向に反する程とは言えない。また少数ではあるが、2体～5体の合葬も見られる。

墓壙の形状は楕円形あるいは長楕円形が大半を占め、円形を呈するものは104基中14基(13%)と少数である。A群については21基のうち2基(9%)が円形と推定されており全体の比率を下

回る。また前述した規模の平均値についても、A群の長軸：短軸は100：67と抽出墓壙全体の同比100：69を下回り、やや長楕円形に近いものとなっている。また当該時期の墓壙は全体として、壙底からの立ち上がりは概ね急であり、壁はほぼ垂直に立ち上がるものが多いた特徴を持つ。

上面の配石については104基中56基(54%)で確認されているが、明確に人為的な配置が想起され墓壙の上部構造であると考えられるものはそう多くはない。墓壙上面で大型の礫が確認されたものは、A群は21基中9基(43%)、B群は69基中40基(58%)、C群は14基中7基(50%)で検出されている。

＜出土遺物について＞

抽出したものを含め大川遺跡において検出された縄文時代晚期の墓壙から出土した特徴的な遺物として、壙底部からは握石(にぎりいし)・石製勾玉・石製玉類・サメの歯・石器類など、上面あるいは埋土中からは握石・土器・石製勾玉・石製玉類・石器類・土製品類などが挙げられる。特に壙底部からの土器の出土がほぼ皆無であることと握石の出土は注目すべき点である。

ここで握石について説明をしておきたい。晚期墓壙において遺体直上あるいはその周囲から出土する一面が平坦な径5～10cm前後の半球形の礫石器を表す(第5図-1～16)。一つの墓壙に1～3点の出土が見られるが、当該時期の墓壙全てに伴うものではない。概ね比重の大きな石質を選択し使用しているようであり、明瞭な加工痕や使用痕はない。この定型的な礫石器を、縄文時代晚期の特徴的な遺物として畠宏明氏が千歳市美々4遺跡の調査報告において「人骨に共伴した特異な形態の石器」として注目した⁸⁾。また「握石」の命名については、大川遺跡と同じく余市町内に所在する沢町遺跡(第1図)における宮宏明氏の報告によるものである。沢町遺跡では縄文時代晚期前葉と考えられる墓壙からの出土である44点と遺構外出土の14点の計58点が確認されており、報告中に詳細な記述は見られないが、墓壙における出土状況から被葬者の手に握らされていたものであるとの判断により命名に至ったようである⁹⁾。大川遺跡においては墓壙からの出土である41点を中心に計47点出土しており、果たして全てのものが被葬者の手に握らされていたかについては言及しない

が、便宜上本稿においてもこの「握石」の呼称を踏襲する。抽出された墓壙104基のうち握石が出土したものは覆土出土のG P-474・900を含め25基(24%)、縄文時代晚期に属すると考えられる全ての墓壙869基のうち握石が出土したものはわずかに29基(3%)であることと比較すると、その比率は明らかに高い。各分類についてはA群21基中6基(29%)、B群69基中15基(22%)C群14基中2基(14%)であり、A群における握石の出土率が高いことが言える。

ヒスイや蛇紋岩などを主原材料とする勾玉などの石製装飾具(第5図-17～31)については、抽出墓壙104基のうち29基(28%)から出土している。A群については21基のうち9基(43%)、B群については69基のうち16基(23%)、C群は14基のうち4基(29%)と石製装飾具についてもA群の出土率が突出している。

メジロザメ科がその大半を占めるサメの歯¹⁰⁾については、抽出墓壙104基中13基(13%)にて出土、A群21基のうち5基(24%)、B群69基のうち8基(12%)にて出土、C群については出土していない。握石や石製装飾具と同様にA群における出土率が高い。

土器については当該時期の墓壙底部には殆ど見られず、出土した場合も数点の破片のみである。墓壙上面に土器の集中する範囲が確認された墓壙もあるが、完形のものは稀である(第5図-33～38)。本章では復元不能の破片を除いて、ほぼ完形もしくはある程度復元された土器を対象とした。完形で出土する場合と壊れた状態で出土する場合、双方とも封土としての砂質凝灰岩粒を埋積後に土器を供えた可能性がある。また壊れた状態で出土した土器の中には、意図的に壊されその場所に丁寧に重ね置かれたと思われる例も見られる。抽出された墓壙104基中21基(20%)から出土、A群は21基のうち7基(33%)、B群は69基のうち13基(19%)、C群は14基のうち1基(7%)であり、やはりA群の出土率が高い。時期としては概ね晚期前葉のものであるが、中葉に属すると思われるものも見られる。これらについては前述のように当該時期に属する墓壙の壙底部から土器の出土は皆無に等しく、ほぼ全点が上部あるいは埋土中から出土し詳細な出土状態が不明なものも多いため、本稿では土器型式による各墓壙の明確な

時期までは言及しない。但し大まかな位置的傾向としては、前葉に属すると思われる墓壙は発掘区西側、中葉に属すると思われるものは同南東側に検出される。

抽出された墓壙からは、これらの主要な遺物の他に少数ながら、土鈴（第5図-32）、土製品類（第5図-39）、腕輪などの漆器類（第5図-40・41）、石枕（第5図-42）などの特徴的な遺物が出土している。特筆すべきはG P-900（第6図・写真3⑦）の出土遺物で、大川遺跡の数ある墓壙の中で唯一の石棒の他に握石、石製垂飾具、土器、サメの歯など本稿で取り上げた特徴的な遺物をほぼ揃えている上、大型の合葬墓であることから、被葬者は集落において特別な人物であった可能性が高いものと考えられる。

IV 考察

〈埋葬の工程について〉

砂質凝灰岩粒を埋積し封土層を形成する作業について考えてみたい。まず墓壙の一般的な構築工程として、

- ① 墓壙を掘削する
- ② 遺体を壙底に安置する
- ③ 掘削土を埋め戻す

というほぼ定型的なものが考えられ、副葬品を供える場合は②あるいは③の前後に入るものと思われる。しかし本稿で取り上げた墓壙群は検出状況から推察すると、この一般的な工程に別な作業が加わることがなければ成立し得ない。

B群1類はa・b・cとともに上記工程の③の後に砂質凝灰岩粒を散布・埋積するという作業が付加される。掘削土（砂）に砂質凝灰岩粒が加わり埋積直後はマウンド状を呈していたが、周囲の土壤との密度の差などから時間の経過とともに降下し、a・cは中心付近が落ち窪んだ顕著なものと考えられる。B群2・3類は上記工程の②～③の間に砂質凝灰岩粒を散布・埋積する作業が加わり、場合によっては③の作業が繰り返されるものと思われる。また、配石を伴うものは各群ともにマウンドを形成する最終段階の前後に石を配置する作業が加わると考えられる。

C群については1・3類の中にB群的な要素を持つものが多く、B群と同様の工程を踏むものと思われる。2類についてはA群的な要素があるとも考えられるが、砂質凝灰岩粒の混入の割合が低

いものが見られ、③の工程の際に掘削土（砂）と砂質凝灰岩粒を混合した上で埋め戻す作業を行なったものと思われる。

A群については埋土のほぼ中央に縦方向に見られる場合が多いが、砂丘上に構築されており水はけがよく乾燥し崩落しやすいという条件と併せて考えると、上記の工程に加えて更に複雑な作業を要するものと思われる。第3図A群2類に示したような砂質凝灰岩粒層の下面あるいは側面が上に向かって開き、層自体の厚さがさほど無い場合は上記工程の③以降に二次的な掘削を行なえば構築可能かとも思われるが、砂質凝灰岩粒層の側面がほぼ垂直に立つあるいは第3図A群1類に示したような下底に対して上底が短い台形状を呈する場合などは単純な二次的掘削では構築は不可能であると思われる。

検出状況を検討した結果、導き出した仮説が枠を使用する方法である。これは上記工程における②の後に遺体を囲むように木やゴザなどで枠を設置し、封土層と周囲との「仕切り」を作り構築するものである。しかし深さが1mを超える掘り込みを持つ墓壙などでは、開口部まで一気に埋め戻すとなると枠の設置などに無理が生じると思われる。しかも1998年度調査の墓壙底の木棺痕跡や2005年度調査の墓壙底の木桿痕跡とされるものが検出されたにも拘らず、木質や植物質のものが残存しにくい砂丘上の立地とは言え、砂質凝灰岩粒層の側面や周囲には枠を設けた痕跡などは確認されていない。

そこで手がかりとなるのが第7図に示したG P-463の断面図である。縦方向に入る砂質凝灰岩粒層の中位より上に褐色砂層と砂質凝灰岩粒と褐色砂との混合層の2層が見られるが、その検出状況から推察すると、壙底から上面までを一気に埋め戻すのではなく、上記工程の①・②の後に壙底から中位に至るまでを第1段階として埋積し、その後に第2段階として上位の埋積を行なう工程（第8図）が想起される。間に見られる褐色砂層と混合層の2層は意図して入れたものか偶然入ったものかは判然としないが、段階毎の中間を示すと思われ、G P-463の場合は三段階に分けて埋積作業を行なったと考えられる。この手順を踏めば上記の木枠などを使用する方法も併用が可能であろう。また第一段階として周囲の砂層に比して

より固くしまる砂質凝灰岩粒の性質を生かして、上記工程の①・②の後に枠を使用せずに砂質凝灰岩粒層を遺体の上に積み上げ、その周囲に掘削土(砂)を埋設し、その後に第二段階を同様の手順にて行なうといった可能性もないとは言えない。特に砂質凝灰岩粒層の断面が下底に対して上底が短い台形状を呈する場合は、枠を使用しない方法のほうがより埋積しやすいと思われる。

また明確な検出例は無いが、A群に属する墓壙についても開口部の上に蓋を被せるかのようにマウンド状を呈していた可能性もあるため、第8図には第3段階として図化していることを断つておく。

V まとめ

本稿において縄文時代晩期前葉に属する墓壙の砂質凝灰岩粒を使用した封土層について分析・考察する中からいくつかの結論を得た。要点として、

- ① 封土層の入り方には幾つかのパターンが見られる。
- ② 封土層のパターンと墓壙の規模や形状・遺物の組成との関係に際立った傾向は見られないが、A群は楕円形プランがやや長くなり大型化する傾向が見られ、副葬品の出土率も概ね高い。
- ③ 封土層の形成には通常の埋葬作業に別作業が加わり、特にA群は特殊な工程を経ない限り形成は不可能である。

という3点に整理される。

では、川を渡り対岸から土を運び込む、掘削土と搬入土を混合する、面倒な工程を経て丁寧に土を埋積するといった多くの「時間」と「労力」をかけてまで形成された封土層にはどのような意味が込められており、その封土層の各パターンは何を表すのであろうか。勿論残された者たちが時間や労力をかけて墓壙を構築するのは、被葬者の死を悼む気持ちの表れであると思われる。また、その墓壙に見られる封土層の形状は、文字通り墓に「封」をして死者の魂が蘇り生者たちに危害を加えるのを防ぐ目的なのか、葬送儀礼などと結びついたものか、いずれにしても当時の生死観や葬制を考察する上で重要な類例であることに間違はないと考えられる。

砂質凝灰岩粒を使用した封土層の類例は、現在のところ大川遺跡以外では確認されていない。町

外の遺跡はおろか、縄文時代晩期前葉とされる163基の墓壙が検出され握石や石製装飾具など大川遺跡と共に通した遺物が出土している沢町遺跡においてさえも、封土層は検出されていないのである。これについては大川遺跡が河口近くの砂丘上に位置し砂層を掘り込んで墓壙を構築しているのに対して、沢町遺跡は内陸の丘陵部緩斜面上に位置し凝灰質シルト岩を基盤とするシルト層を掘り込んで墓壙を構築している¹¹⁾という立地上の差が封土層の有無の大きな原因の一つであると思われる。

また各パターンが表すのは被葬者の出自や身分、性別、病症、特に入念に封を施された被葬者は好みたくない死に方をしたものかなどと様々なことが想起されるが、本稿の分析では明解な結論は導き出せなかった。さらに特徴的な遺物である握石のあり方やその意味についても、封土層との関わりも含めて考察の余地は大いにあるが、握石と封土層のいずれも類例が少ないために現状では想像の域を脱さないが、筆者なりの見解を以下に述べておきたい。

本稿で対象とした墓壙には多量の炭化物が検出されたものも見られることから、これらの墓壙は火を用いた葬送儀礼が行われたと考えられる。また多くは厚く入念にベンガラが散布されており、前述の通り勾玉を伴うものも見られる。ベンガラの赤色は生気を与え復活を祈るものであり、勾玉は再生を願うものであるという説もある。また死者に対する哀悼の心情を考慮すると、封土を用いて死者の魂を封じ込めるというのは、「死」に対する畏怖の念を差し引いても矛盾していると感じられる。砂質凝灰岩粒層は形状的には墓壙に封を施したかのごとく見えるが、実は墓壙の構築に関わった人々にとってはそのような意識は無く、死後の世界との境界を設けて惜別の思いを断つためのもであったのかも知れない。また握石については、被葬者の手の位置とは異なる位置からの出土もあり判然としないが、その特殊な出土状況と擦石に似た形状ではあるものの明瞭な使用痕が見られないことから、実用的な利器ではなく祭祀的な意味合いの強いものである可能性が高いと思われる。これらのことから、大川遺跡における縄文時代晩期の墓壙を特徴づける「砂質凝灰岩粒層」と「握石」は葬送に関わる祭祀や儀礼と強く結び付いた

ものと考えたい。晚期前葉において、火を伴う葬送儀礼が執り行われる中で握石を始めとする副葬品が供えられ、埋土には砂質凝灰岩粒層が構築される「大川式葬法」の祖形が確立され、時間の経過とともに火の使用と握石の副葬は見られなくなるが、砂質凝灰岩粒層の構築は受け継がれ晚期中葉の墓壙形態へと移行していくと考えられ、上面に見られる配石についても徐々に減少する傾向が見られる。

大川遺跡の墓制についての様々な疑問はいまだに山積した状態にある。それらに対する答えに少しでも近づく基礎を固めるためにも、今後は未報告となっている検出例を始めとする資料の整理を進め、隨時報告をするのは勿論のこと、他地域の資料や民俗や民間伝承などとの比較・検討を重ねて「大川式葬法」を含めた大川遺跡の墓制の解明に努めていきたいと考える。

<脚注>

- 1) 余市町教育委員会・余市町郷土研究会編 1961『郷土研究No.4 大川遺跡』
- 2) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡における考古学的調査Ⅰ』
2000『大川遺跡における考古学的調査Ⅱ』
2001『大川遺跡における考古学的調査Ⅲ』
2001『大川遺跡における考古学的調査Ⅳ』
- 3) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡(1998年度)』
2001『大川遺跡(1999年度)』
2002『大川遺跡(2000・2001年度)』
- 4) 余市町教育委員会 2004『大川遺跡(2003年度)』
- 5) 余市町教育委員会 2005『大川遺跡(2005年度)』
- 6) 松田義章 1993「大川遺跡における縄文晚期火葬墓の覆土について」『1992年度大川遺跡発掘調査概報』余市町教育委員会
- 7) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡(1998年度)』
- 8) 北海道教育委員会 1977『美沢川流域の遺跡群Ⅰ』
- 9) 青木 誠・宮 宏明 1994「大川遺跡出土の握石とその類例」『1994年度大川遺跡発掘調査概報』余市町教育委員会
- 10) 宮 宏明・青木 誠 1994「サメの歯とサパンペー余市町大川遺跡墓壙伴出例をめぐってー』
『動物考古学』2 動物考古学研究会
- 11) 余市町教育委員会 1989『沢町遺跡』

<参考文献>

- 市毛 繁 1998 『朱の考古学』 雄山閣
岡村道雄 2002 『縄文の生活誌』 改訂版 講談社
乾 芳宏 2002 「縄文時代晚期から続縄文時代への墓壙変遷—北海道余市町大川遺跡を中心として—」
『地域考古学の展開—村田文夫先生還暦記念論文集—』
乾 芳宏 2007 「山岸コレクションの勾玉と大川遺跡」 『玉文化』第4号 日本玉文化研究会

表1 砂質凝灰岩粒層が確認された縄文晩期墓壙一覧

調査年度	墓壙No.	墓頭方向	墓壙の形	断面分類	配石	主要遺物(横底)		特記事項
						主要遺物(上面・埋土)	壺型土器など	
1992	GP-355	長軸 東	短軸 北西	深さ 1.00	北西	B1b+A1	有	2体合葬?
	GP-399	2.23	1.85	1.19	北東	B1a	有	5体合葬?
	GP-402	1.42	0.98	0.56	西	B1a	有	
	GP-404	1.32	[0.70]	0.75	不明	B3	有	
	GP-405	(1.73)	1.16	0.88	南東	A2	有	
	GP-406	(1.85)	1.44	0.99	南東	A1	有	
	GP-411	1.68	1.62	0.97	南東	B1b	有	
	GP-424A	1.32	1.00	0.80	南?	B1a	有	
	GP-432	[1.70]	1.15	0.77	北西?	B2?	有	
	GP-433	1.70	0.76	1.03	南東	A1	有	
	GP-438	1.58	0.88	0.81	不明	B1b	有	
	GP-439	1.35	0.85	0.28	不整	B3	有	
	GP-440	2.82	2.10	0.83	不明	B1b	有	
	GP-442	1.00	0.70	0.80	不明	C1	有	
	GP-445	2.03	1.65	0.73	北西	A1	有	
	GP-447	1.32	0.55	0.26	東?	B1b	有	
	GP-449	1.93	1.30	1.05	不明	B3	有	
	GP-450	1.50	(1.32)	0.51	南東?	B1a	有	
	GP-455	[0.58]	0.89	0.89	不明	B3	有	
	GP-458	1.67	0.86	0.53	不明	C1	有	
	GP-460	1.26	1.12	0.90	南東	C3	有	
	GP-462	1.62	0.95	0.79	南東	B1a+A2	有	
	GP-463	1.39	1.09	0.69	北西	B1a+A1	有	
	GP-470	(1.27)	(0.95)	0.58	南	B1a	有	
	GP-473	[1.95]	1.30	1.01	南東	B1c	有	
	GP-474	[1.35]	1.07	0.32	北東?	B3	有	
	GP-476	1.27	1.01	0.58	北西?	B3	有	
	GP-477	1.00	0.89	0.59	南東?	B1a	有	
	GP-478	[1.20]	1.05	0.70	南東	B1b	有	
	GP-485	1.35	0.90	0.33	西?	B1b	有	
	GP-487	1.05	0.66	0.69	北西?	C2	有	
	GP-488	[1.04]	0.82	0.83	北西?	B1b	有	
	GP-493	1.05	0.72	0.54	不明	B1c	有	
	GP-499	1.57	(1.10)	0.53	南東?	B1c	有	
	GP-505	1.26	0.84	0.45	南西?	B1a	有	
	GP-575	(1.15)	(1.04)	0.70	不明	A2+B2	有	
	GP-583	1.43	0.68	0.34	北東	B1b	有	
	GP-594	(3.65)	12.62	0.54	不明	B1a	有	
	GP-601	(1.88)	(0.95)	0.54	不明	B1b	有	
	GP-603	1.54	(0.70)	0.56	北西	B1b	有	
	GP-637	(1.30)	(0.76)	0.32	北	C2	有	

大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について

調査年度	墓壙No.	長軸	短軸	深さ	頭位方向	墓壙の形状断面分類	配石	主要遺物(壙底)		土製品1, 土器片など	特記事項
								B1a	B1b		
	GP-701	(1.28)	1.15	0.43	西	円形					小ビット2
	GP-775	1.34	1.25	0.52	不明	不整円形					
	GP-730	(1.92)	(1.00)	0.37	不明	長楕円形?	B2?	有			
1994	GP-852	(1.25)	(0.70)	0.62	南東	長楕円形?	C1	有?	握石2? (うち1は痕跡)など	石鎌1, 土器片, 石斧など	
	GP-859	(1.38)	(0.70)	0.51	不明	長楕円形	B1c	有		土器片, 石斧など	
	GP-868	[1.62]	[1.42]	0.59	不明	円形	B1a	有			
	GP-883	(0.77)	0.65	0.59	不明	円形	C2	有	土器片など	土器片など	
	GP-884	0.78	0.42	0.45	不明	長楕円形	B2	有	玉3など	玉器1など	
	GP-887	(2.62)	(2.43)	0.54	不明	円形?	B1b	有	玉2, 勾玉3, 玉8, 漆器1, 石器片など	玉器1など	
	GP-888	(1.25)	0.70	0.50	不明	長楕円形?	B1a	有?	石鎌1, 土器片など	土器片など	
	GP-892	(1.01)	(0.78)	0.40	南東	楕円形?	B3	有	玉5など		
	GP-894	(1.19)	(0.82)	0.40	不明	楕円形?	B2	有	土器片, スクレイバー-1など	土器片など	
	GP-897	(1.12)	0.82	0.29	不明	楕円形	B1a	有	石棒1, サメの歯11, 玉36, 石鎌3, 炭化物など	石棒1, 握石2, 土器片など	
	GP-900	2.06	1.89	0.70	北西	不整円形	C+A1	有	土器片, 炭化物など	4体合葬	
	GP-904	1.58	1.07	0.88	南東	楕円形	B1b	有?	握石2, 石鎌2など	土器集中, 石鎌3など	
	GP-906	1.15	0.65	0.44	東?	楕円形	A1	有?	玉10など	玉10など	
	GP-907	(1.28)	(1.18)	0.57	不明	円形?	B1c	有	玉5, スクレイバー-1, 土器片など	石器など	
	GP-909	1.45	1.04	0.47	不明	楕円形	B2	有	土器片など	土器片など	
	GP-910	1.24	0.78	0.52	北?	楕円形	A2	有	玉器1など	玉器1など	
	GP-911	(1.28)	(0.82)	0.63	南東	楕円形	B1a	有	土器片, 石鎌1など	土器片, 石鎌1など	
	GP-912	(1.14)	(0.92)	0.35	不明	楕円形	B1a	有	握石2? (うち1は痕跡)など	土器片など	
	GP-913	1.57	1.10	0.78	不明	楕円形	B3	有	勾玉1, 玉16, 炭化材など	土器片, 相珍土器など	
	GP-914	1.48	1.27	0.60	不明	円形	B3	有	握石1, 玉10, 離石など	土器片など	
	GP-920	1.76	1.09	0.75	東?	楕円形	B1c	有	玉2など	土器片など	
	GP-923	(1.28)	0.67	0.62	南東	長楕円形	C1	有	石鎌1, 炭化材など	土器片など	
	GP-934	(1.14)	(0.69)	0.34	不明	楕円形?	A2?	有	玉2など	土器片など	
	GP-938	1.29	0.66	0.25	不明	長楕円形	B1b	有?	握石1, サメの歯12など	土器片など	
	GP-939	1.21	0.70	0.50	西	長楕円形	B1b	有	玉など	土器片など	
	GP-946	1.55	1.40	0.53	北東?	円形	B1c	有			
	GP-947	1.36	0.65	0.35	不明	不整形	C2	有			
	GP-949	(1.53)	0.97	0.55	西	楕円形	C3	有	玉3など	玉3など	
	GP-950	1.48	(1.00)	0.64	不明	楕円形	B1a	有			
	GP-954	(1.43)	1.26	0.33	西?	円形?	C2	有	炭化材など		
	GP-957	(1.14)	0.81	0.22	不明	楕円形	C3	有	握石2? (うち1は痕跡)など		
1998	P-1	1.58	1.14	0.65	北北西	楕円形	B1b?	有		土器集中, 土製品など	香戸型土器
	P-2	1.56	0.88	0.44	北北西	長楕円形	B1b	有		石鎌2など	
	P-9	1.87	1.32	0.79	不明	楕円形	B1c	有		土器3など	
	P-11	(1.86)	1.32	0.84	北西?	楕円形?	B1a	有		石斧7, 石鎌3など	壁面に副葬ビット?
	P-16	(1.75)	(1.54)	0.51	北北西	楕円形?	B1a?	有	勾玉2, 玉3など	2体合葬?	
	P-20	[1.14]	[0.88]	0.42	不明	長楕円形	C1	有		勾玉など	遺体を包む有機物?
	P-25	[1.06]	[0.49]	0.62	北北西	楕円形?	B1b	有	玉16など	壺型土器1など	
	P-44	[1.79]	[1.11]	0.75	北北西	楕円形?	B1a	有	土器片など	彩色土器	

調査年度	墓壙No.	長軸	短軸	深さ	頭位方向	墓壙の形状	断面分類	鉢石	主要遺物(鏡)	特記事項	
										玉など	土器片など
2001 本多地点	P-6	[1.53]	0.97	0.72	不明	楕円形	B1a		炭化材など	土器片など	
	P-7	1.28	1.26	0.51	不明	円形	B1a	有	土器片など	土器片など	
	P-14	[0.94]	0.86	不明	不明	B1a			土器片など	土器片など	
2005	P-20	1.86	1.16	0.39	西北西	長楕円形	A2		勾玉1, 玉204など	土器片など	
	P-21	[0.72]	[0.99]	0.58	不明	楕円形?	B1b+A2			土器片, 剥片など	
	P-22	1.37	(1.37)	0.72	北西	円形	B1a		玉2など		
	P-28	1.10	0.81	0.38	不明	楕円形	B1a			石鎚1, 土器片など	
	P-29	1.21	0.72	0.45	不明	長楕円形	B1a				
	P-38	1.61	0.96	0.69	西北西	長楕円形	C1		土器片など	土器集中	
	P-43	[0.52]	[0.97]	0.84	西北西	不明	A2		勾玉1, 玉3など	土器片など	
	P-44	1.20	0.79	0.65	不明	楕円形	B1a	有?		土器集中	
	P-45	1.41	1.01	0.94	北西	楕円形	B1a			石鎚1, 土器片など	
	P-53	1.57	1.55	0.79	不明	円形?	B1a				
	P-65	[1.05]	[1.10]	0.87	北西?	圓形?	A2				
	P-68	1.70	1.29	0.83	西	楕円形	B1a				
	P-70	1.73	1.15	0.49	西	楕円形	B1b				
	P-86	[0.97]	[1.18]	0.41	北西	楕円形?	A1		勾玉1, 玉118など	木鈴痕跡	
	P-93	1.73	1.28	0.71	西	楕円形?	A2		勾玉1, 漆製品など	木鈴痕跡	
	P-105	[1.28]	1.11	0.74	北西	楕円形?	B1a?			木鈴痕跡	
	P-106	1.63	1.04	1.01	西北西	楕円形	B1a?			木鈴痕跡	
	P-108	1.84	1.57	0.74	北西?	楕円形	A2		サメの歯119など	木鈴痕跡	
* 墓壙No.の欄が斜体になっているのは未報告を表す * * 長軸および短軸の数字に付されている()は推定, []は現状を表す											

<第4図掲載遺物>

<第5図掲載遺物>

<第7図掲載遺物>

GP-355出土

GP-455出土

GP-87出土

GP-96出土

GP-951出土

GP-433出土

GP-499出土

GP-505出土

GP-904出土

GP-910出土

GP-913出土

GP-462出土

GP-432出土

GP-914出土

GP-939出土

GP-460出土

GP-42出土

GP-915出土

GP-916出土

GP-917出土

GP-918出土

GP-919出土

GP-920出土

GP-921出土

GP-922出土

<第6図掲載遺物>

1~29 GP-900出土

遺構図は縮尺1/30

1~3・7については縮尺1/5

4~6, 8~29については縮尺1/3

17~31については縮尺1/3

表2 各墓壙における砂質凝灰岩粒層の検出状況一覧

<A群>						
調査年度	墓壙No.	断面分類	断面位置	詳	細	
1992	GP-355	B1b+A1	横断面	上層は最上面を横方向に広がる(厚さ20cm)。下層は埋土中位中央より縦方向に入り込みフラスコ状に広がり遺体層を覆う(厚さ70cm)		
	GP-405	A2	横断面	最上面を中央より縦方向に入り込むが遺体層には達しない(厚さ50cm)		
	GP-406	A1	斜断面	上面を撥却され未確認であるが埋土上位あるいは中央位から縦方向に入り込み遺体層を覆う(厚さ60cm)		
	GP-433	A1	横断面	墓壙の掘り込み外側にも砂質凝灰岩粒層を確認。最上面には見られないが埋土上位よりほぼ全面に広がり遺体層を覆う(厚さ80cm)		
	GP-445	A1	縦断面	上面未確認。埋土中位より縦方向に入り込み遺体層を覆う(厚さ50cm)		
	GP-462	B1a+A2	横断面	最上面はほぼ中央に横方向のムカリが見られるがその下面は絞り込まれて縦方向に入り中位以下は斜めに入り込むが遺体層を挟み中央を縦方向に入り込む(厚さ55cm)。炭化物混入層を伴う		
	GP-463	B1a+A1	横断面	平面図では墓壙長軸に沿って分布。最上面より遺体層まで褐色砂層を挟み中央を縦方向に入り込む(厚さ55cm)。炭化物混入層を伴う		
	GP-488	A2+B2	斜断面	上面は最上面中央からずれて縦方向に入り込む(厚さ30cm)。下層は壁面に沿つて埋土下位に斜めに入り込みベンガラ層を覆う		
1994	GP-904	C3+A1	横断面	最上面より埋土中位まで砂質凝灰岩粒層入層(炭化物・ベンガラ混入)。埋土中位より中央縦方向に入り込みベンガラ層に達する(厚さ30cm)		
	GP-907	A1	偏縦断面	最上面よりほぼ中央を絞り込む(厚さ40cm)ベンガラ層に達する。周囲にも斜めに入り込む層あり		
	GP-910	A2	縦断面	最上面より字形に入り込み(厚さ20cm)B1aに近いが縦方向が強く見られる。その上下面には砂質凝灰岩粒層と炭化物混入層		
	GP-911	A2	横断面	最上面片側に偏り見る(厚さ25cm)が形状としてはB1bとの中間		
	GP-934	A2?	横断面	搅乱により部分的に消失するが上面より埋土下位まで強く見られる(厚さ25cm)		
2005	P-20	A2	斜断面	平面図では墓壙開口部を中心からやや離れて小範囲として検出。最上面中央に縦方向に入り込む(厚さ17cm)		
	P-21	B1b+A2	斜横断面	最上面はほぼ全面を埋土を埋めるが縦方向に入り込む(厚さ40cm)		
	P-43	A2	横断面	最上面中央にやや離れてはあるが縦方向に入り込む(厚さ25cm)。B1aの可能性もあり(I字形の下端)		
	P-65	A2	偏横断面	平面図では墓壙開口部ほぼ全面を覆つように不整形を形成するが縦方向に入り込む(厚さ25cm)		
	P-68	A2	斜横断面	上面は墓壙開口部中央に不整形を形成する。最上面中央より縦方向に中位まで入り込み(厚さ35cm)逆台形を呈す。周囲にベンガラ層を伴う		
	P-86	A1	横断面	平面図で最も上面中央より縦方向に小範囲として検出。最上面中央より縦方向に入り込み遺体層に達する(厚さ30cm)		
	P-93	A2	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がる。最上面中央より縦方向に入り込み遺体層には達せず木郭?直上で止まる(厚さ35cm)		
	P-108	A2	横断面	平面図では墓壙開口部ほぼ中央に不整形を成す。最上面中央より縦方向に入り込み(厚さ40cm)逆台形を呈する		
<B群>						
調査年度	墓壙No.	断面分類	断面位置	詳	細	
1992	GP-399	B1a	横断面	平面図ではベンガラ・炭化物範囲を伴い墓壙開口部と中心がややずれる。開口部ほぼ全面に横方向に広がる(厚さ30cm)		
	GP-402	B1a	斜断面	最上面はほぼ中央より厚いV字形を呈し入り込む(厚さ30cm)。上面の一部にも小さな斜めに入り込む層		
	GP-404	B3	縦断面	一部を搅乱により消失。上層は埋土上位から中央にかけて厚いI字形(厚さ20cm)。下層は中位にやや不整		
	GP-411	B1b	偏縦断面	砂質凝灰岩粒層入層が最上面ほぼ中央が最も広がる(厚さ15~20cm)が、埋土中位にてフラスコ状に入り込む(厚さ10cm)。下層下面は横方向に入り込み(厚さ15~20cm)が、埋土全体にて縦方向に入り込み(厚さ20cm)。湿入層を含むせると埋土全体を覆う		
	GP-424A	B1a	斜断面	砂質凝灰岩粒層入層が最上面よりV字状に入り込む(厚さ10cm)が、埋土中位にてフラスコ状に入り込む(厚さ15~20cm)。下層下面は横方向に入り込み(厚さ15~20cm)が、埋土全体にて縦方向に入り込み(厚さ20cm)。湿入層を含むせると埋土全体を覆う		
	GP-432	B2?	横断面	上面は削平され未確認。埋土中位より遺体層直上に横方向に入り込み(厚さ20cm)。湿入層を含むせると埋土全体を覆う		
	GP-438	B1b	縦断面	砂質凝灰岩粒層入層が最上面の一部を横方向に入り込み(厚さ13cm)。中位にも部分的に湿入層が見られる。下立層に炭化物混入		
	GP-439	B3	縦断面	最上面中央からやや離れて横方向に1層(厚さ6cm)。さらに離れて1層が斜めに入り込む(厚さ3cm)		
	GP-440	B1b	偏縦断面	最上面を横方向に広がる(厚さ10cm)。ベンガラが混入		
	GP-447	B1b	横断面	最上面を横方向全面上に広がる(厚さ10cm)。ベンガラが混入		
	GP-449	B3	横断面	上層は最上面を横方向全面上に広がりB1の特徴を呈す(厚さ35cm)。下層は不整で炭化物層や遺体を覆う(厚さ15cm)		
	GP-450	B1a	縦断面	埋土上位から中央に厚めにI字状に入り込む(厚さ15cm)。周囲に炭化物混入層		
	GP-455	B3	偏横断面	砂質凝灰岩粒層入層が墓壙開口部外から緩やかに入り込む(厚さ15cm)。中位にもやや不整な層が見られる(厚さ10cm)		
	GP-470	B1a	縦断面	一部をGP-467(縄文晚期?)に切られるが最上面より縦やかに入り込む(厚さ8cm)		
	GP-473	B1c	縦断面	上面より埋土全体に斜めに入り込み(厚さ40cm)やや不整形を呈する。ベンガラ層を伴う。GP-499の検出状況に近似		
	GP-474	B3	縦断面	上面をGP-456(縄縄文?)が切られるが上層はI字形を呈すると思われる(厚さ15cm)。下層は混入層で遺体層を覆う(厚さ13cm)		
	GP-476	B1c	縦断面	上面より薄く斜めに入り込み(厚さ6cm)		

<B群>(2)

調査年度	墓壙No.	断面位置	断面分類	詳 細
1992	GP-477	B1a	縦断面	最上面よりU字形に入り込む(厚さ7cm)、最上層は炭化物混入層、GP-505の検出状況と近似
	GP-478	B1b	縦断面	一部をGP-47(未記載?)に切られるが最上面ほぼ中央に横方向に見られる(厚さ14cm)、下面はやや不整
	GP-485	B1b	縦断面	最上面ほぼ全面に横方向に広がる(厚さ7cm)
	GP-493	B1c	斜断面	最上面よりやや直線的に斜めに入り込む(厚さ15cm)
	GP-499	B1c	斜断面	最上面より斜めに入り込み(厚さ25cm)やや不整形を呈する、GP-473の検出状況に近似
	GP-505	B1a	斜断面	最上面よりU字形に入り込む(厚さ12cm)、最上層は炭化物混入層、GP-477の検出状況に近似
	GP-575	B1b	斜断面	最上面より全面に広がる(厚さ30cm)
1993	GP-583	B1b	縦断面	最上面中央に横方向に広がる(厚さ7cm)
	GP-594	B1a	横断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面より埋土下位まで長くいい字形を呈し入り込む(厚さ30cm)
	GP-601	B1b	横断面	横断面
	GP-603	B1b	偏縦断面	最上面全面に横方向に広がる(厚さ20cm)、同層に炭化物混入
	GP-701	B1a	偏縦断面	最上面全面に横方向に広がる(厚さ25cm)、同層に炭化物混入
	GP-715	B1b	偏縦断面	最上面全面に横方向に広がる(厚さ15cm)、同層に炭化物混入
	GP-730	B1b?	偏横断面	現状の最上面ほぼ中央に横方向に広がる(厚さ12cm)が上下に砂質凝灰岩粒混入層が見られる、一部に炭化物混入
1994	GP-852	B2	偏縦断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入、中位に厚めに横方向の広がりが見られ(厚さ5cm)その中にベンガラ層を確認
	GP-868	B1c	斜断面	最上面より緩く斜めに入り込む(厚さ8cm)、その下位層は炭化物層、周囲は砂質凝灰岩粒混入層
	GP-883	B1a	斜断面	最上面よりやや厚めにV字形に入り込む(厚さ25cm)、直下には少貢し炭化物混入層
	GP-887	B2	縦断面	埋土中位から下位にV字形をして広がる(厚さ13cm)、同層もよ貫入その範囲に横方向に通じて広がる(厚さ5cm)、下位層に炭化物混入
	GP-888	B1b	斜縦断面	平面図では墓壙開口部と中心がそれ外にも分布、一部を別遺物に見られるが最上面横方向に通じて広がる(厚さ5cm)、下位層に炭化物混入
	GP-892	B1a	縦断面	一部をJH-11に切られるが上位は縦めにV字形に入り込む(厚さ10cm)のか、下立層に炭化物混入
	GP-894	B3	縦断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒混入、遺体直上に薄く横方向に見られる(厚さ5cm)
	GP-897	B2	横断面	平面図ではは墓壙開口部と中心がそれ外にも分布、一部を別遺物に見られるが最上面横方向に通じて広がる(厚さ5cm)、その上面には少貢し炭化物混入層
	GP-900	B1a	縦断面	上面中央に厚く緩やかV字形に入り込む(厚さ30cm)、その上面には少貢し炭化物混入層
	GP-906	B1b	横断面	平面図では短軸に沿って小範囲を確認、最上面に横方向に見られ(厚さ15cm)炭化物層が斜めに入り込む
	GP-909	B1c	横断面	上面中央より斜めに入り込む(厚さ8cm)、周囲は砂質凝灰岩粒・炭化物混入層
	GP-912	B1a	偏斜断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入層
	GP-913	B1a	斜横断面	上面中央に厚く緩やかV字形に入り込む(厚さ10cm)、その上下に薄い炭化物層とベンガラ層が見られる
	GP-914	B3	偏横断面	上面中央にV字形に入り込む(厚さ10cm)、その上下は遺体層を覆う(厚さ5cm)埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入
	GP-920	B3	横断面	上面は厚めに埋土上位に入る(厚さ15cm)、下層は上位から中位にU字形(厚さ10cm)、ベンガラ層を伴う、埋土全体に砂質凝灰岩粒・炭化物混入
	GP-938	B1b	縦断面	上面片側に偏り横方向に見られる(厚さ10cm)、下面はやや不整
	GP-939	B1b	斜横断面	上面に偏り横方向に見られる(厚さ20cm)横方向にV字形に入り込み、下の層はベンガラ層に達する(厚さ8cm)
	GP-946	B1c	横断面	上面よりU字形に入り込む(厚さ5cm)、上下位層に炭化物混入層
	GP-950	B1a	偏斜断面	上面中央にV字形に入り込む(厚さ10cm)が部分的に厚く入り込む(厚さ30cm)
1998	P-1	B1b?	縦断面	上面では墓壙開口部と中央軸を同じくして広がる、最上面横方向に見られる(厚さ15cm)、下面はやや不整
	P-2	B1b	横断面	上面では墓壙開口部と中央軸を同じくして広がる、最上面中央を横方向に見める(厚さ13cm)
	P-9	B1c	偏縦断面	上面では墓壙開口部と中央軸を同じくして広がる、最上面中央に斜めに入り込む(厚さ10cm)
	P-11	B1a	横断面	上面では墓壙開口部中央に環状に検出、最上面中央にU字形に入り込む(厚さ10cm)
	P-16	B1a?	斜断面	上面より一部を消失、最上面よりU字形に入り込む(厚さ12cm)、下位層に炭化物混入層
	P-25	B1b	斜縦断面	上面中央に横方向に広がる(厚さ10cm)
	P-44	B1a	縦・横断面	上面より一部を消失、最上面よりやや厚めにU字形に入り込む(厚さ20cm)と思われる

<B群>(3)

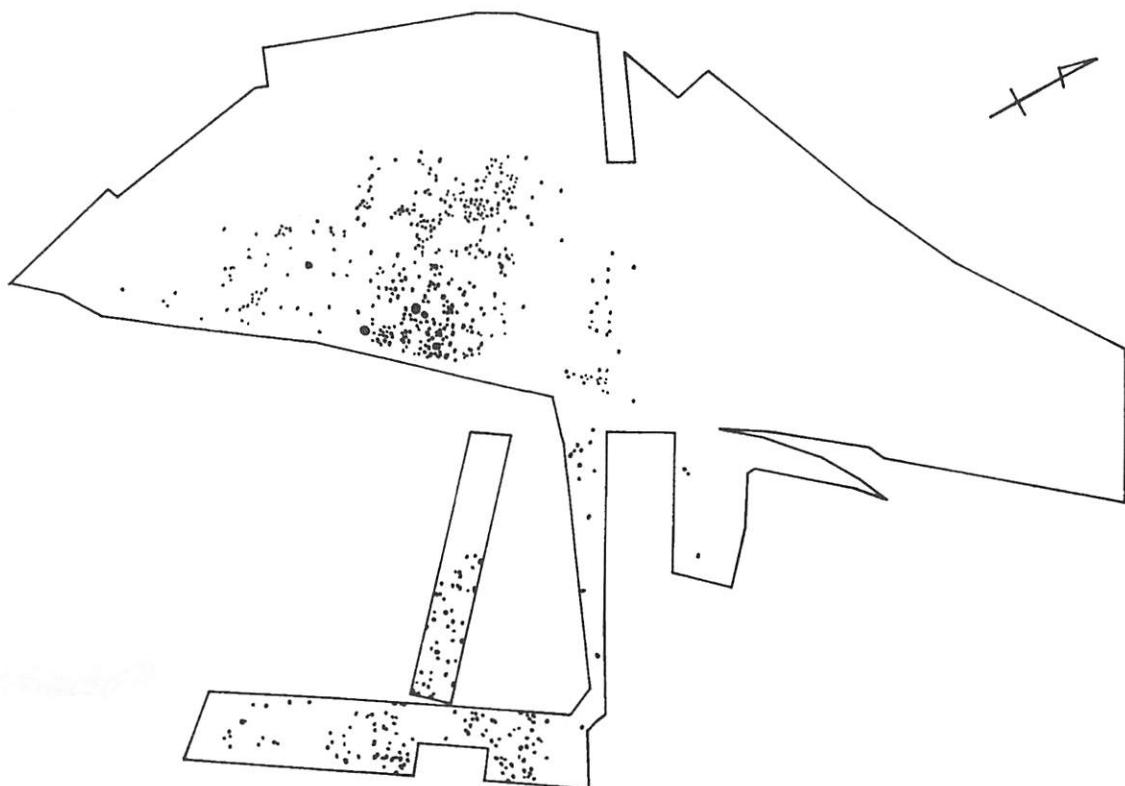
調査年度	墓壙No.	断面分類	断面位置	細	詳
2001 本多地点	P-6	B1a	横断面	平面図では一部を搅乱されるが開口部ほぼ全面を覆う、最上面中央を厚めにU字形に入り込む(厚さ18cm)。上位層は砂質凝灰岩粒混入層	
	P-7	B1a	斜断面	砂質凝灰岩粒混入層が最上面よりU字形に入り込む(厚さ5cm)	
	P-14	B1a	偏斜断面	最上面では搅乱により消失、砂質凝灰岩粒混入層が横方向に厚く広がる(厚さ40cm)。下位層は炭化物混入層	
	P-22	B1a	横断面	平面図では墓壙開口部ほぼ中央に不整形を形成する。最上面中央より字状に入り込み(厚さ20cm)下面はやや不整	
	P-28	B1a	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がる。最上面中央より薄くU字形に入り込む(厚さ10cm)	
	P-29	B1a	横断面	最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ10cm)	
2005	P-44	B1a	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がる。最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ15cm)	
	P-45	B1a	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がり一部が開口部よりはみ出す。最上面中央よりU字形に入り込む(厚さ40cm)	
	P-53	B1a	横断面	平面図では墓壙開口部中央に同心円状を成す。上面より緩やかなU字状を星し入り込む(厚さ5cm)	
	P-70	B1b	横断面	平面図では墓壙開口部中央に不整形を成す。木桿?直上ほぼ中央に横方向に見られる(厚さ10cm), A2の可能性あり	
	P-105	B1a?	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がる。最上面中央より覆土中位にかけて字状を星する(厚さ25cm)	
	P-106	B1a?	横断面	平面図では墓壙と長軸を同じくして広がる。最上面中央より覆土中位にかけて字状を星する(厚さ25cm)	

<C群>

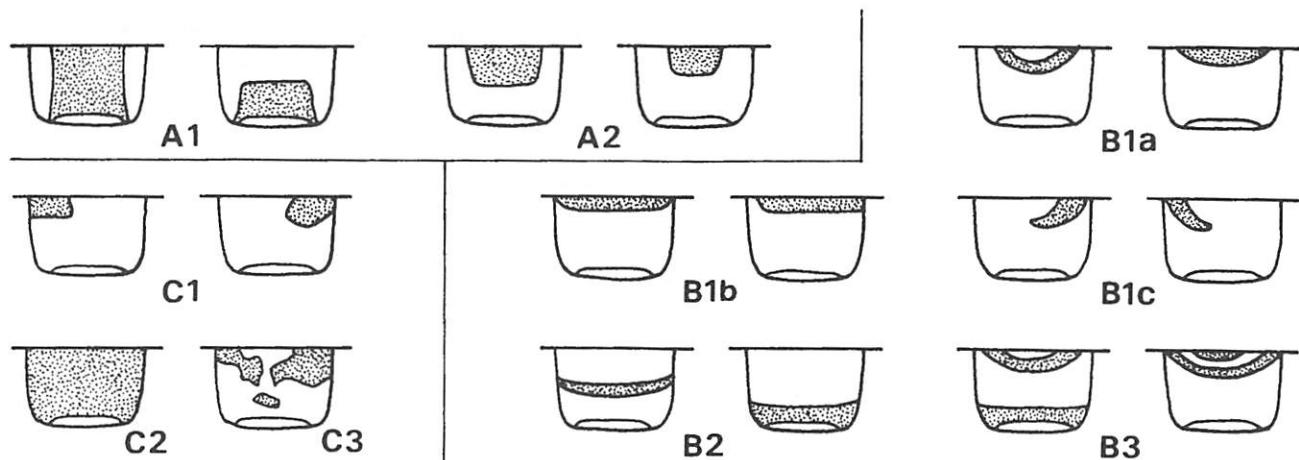
調査年度	墓壙No.	断面分類	断面位置	詳	細
1992	GP-442	C1	横断面	最上面の一部に塊状に見られる(厚さ25cm)。下位層に炭化物混入	
	GP-458	C1	偏横断面	最上面よりやや單めに斜めに入り込む(厚さ20cm)。堆土が混入	
	GP-460	C3	偏横断面	最上面よりやや不整なU字形を星する(厚さ25cm)が頂点で褐色砂層を挟む。埋土下位にも1層確認。B3的要素あり、最上面にベンガラ混入層	
	GP-467	C2	偏横断面	最上面よりベンガラ・遺体層に至るまで埋土全体に入る(厚さ65cm)。上面中央に褐色砂層が見られる(B1b的要素)	
	GP-637	C2	偏横断面	埋土のほぼ全體に砂質凝灰岩粒混入層(厚さ20cm)。炭化物が少量混入	
	GP-839	C1	偏横断面	最上面の一部に砂質凝灰岩粒混入層(厚さ5cm)、埋土中位の一部にも見られる(厚さ12cm)。B3的要素あり、両層の周囲は砂質凝灰岩粒混入層	
1993	GP-884	C2	偏横断面	埋土全体に砂質凝灰岩粒が見られる(厚さ35cm)	
	GP-923	C1	横断面	最上面にブロック状に入り込む(厚さ14cm)	
	GP-947	C2	偏横断面	埋土のほぼ全體に砂質凝灰岩粒が見られる(厚さ28cm)。炭化物が少量混入	
	GP-949	C3	横断面	最上面よりU字状・V字状に入り込む(厚さ5~7cm)。周囲に炭化物・ベンガラ混入層 B群的要素あり、下位層には砂質凝灰岩粒混入層	
	GP-954	C2	横断面	埋土のほぼ全體に砂質凝灰岩粒の混入が見られる(厚さ25cm)。炭化物が多量に混入	
	GP-957	C3	偏横断面	最上面に横方向に見られるが下面は斜め(厚さ15cm)。B群的要素あり、下位層に砂質凝灰岩粒が混入	
1998	P-20	C1	横断面	最上面より小範囲ながら中央とは逆方向に斜めに入り込む(厚さ5cm)	
	P-38	C1	偏横断面	平面図では墓壙開口部と中心がずれ小範囲として検出。最上面中央にロック状に入り込む(厚さ20cm)。B群的要素あり	
2005	P-38	C1	偏横断面	* 墓壙No.の欄が斜体になつているのは未報告を表す	
				* 断面図の取得位置については墓壙長軸に沿うものは縦断面、短軸に沿うものは横断面、向きが合わない場合は斜OOとした	



第1図 大川遺跡の位置(縮尺1: 50,000)

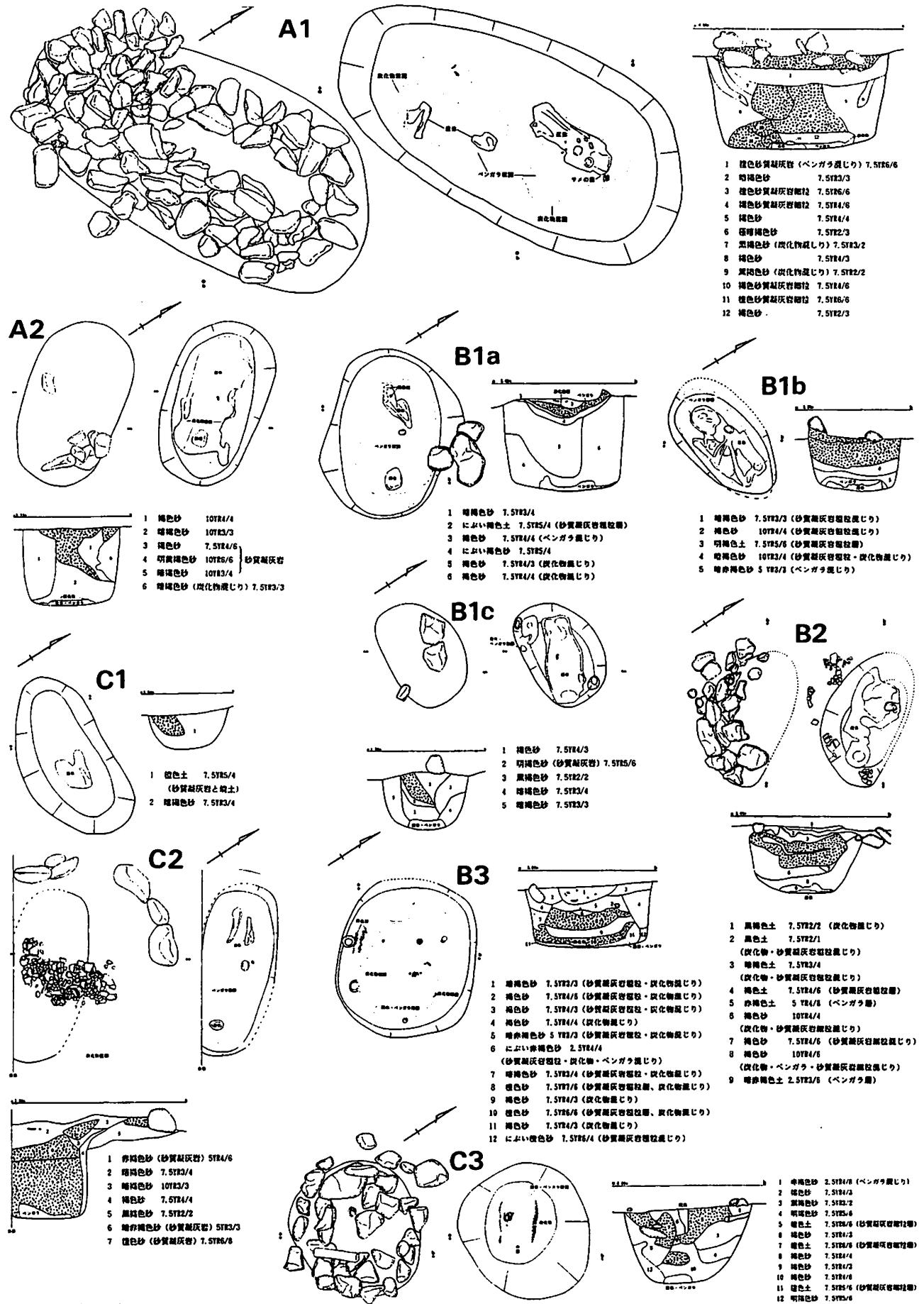


第2図 繩文時代晩期墓壙の分布(縮尺1: 2,000)



第3図 土層断面模式図

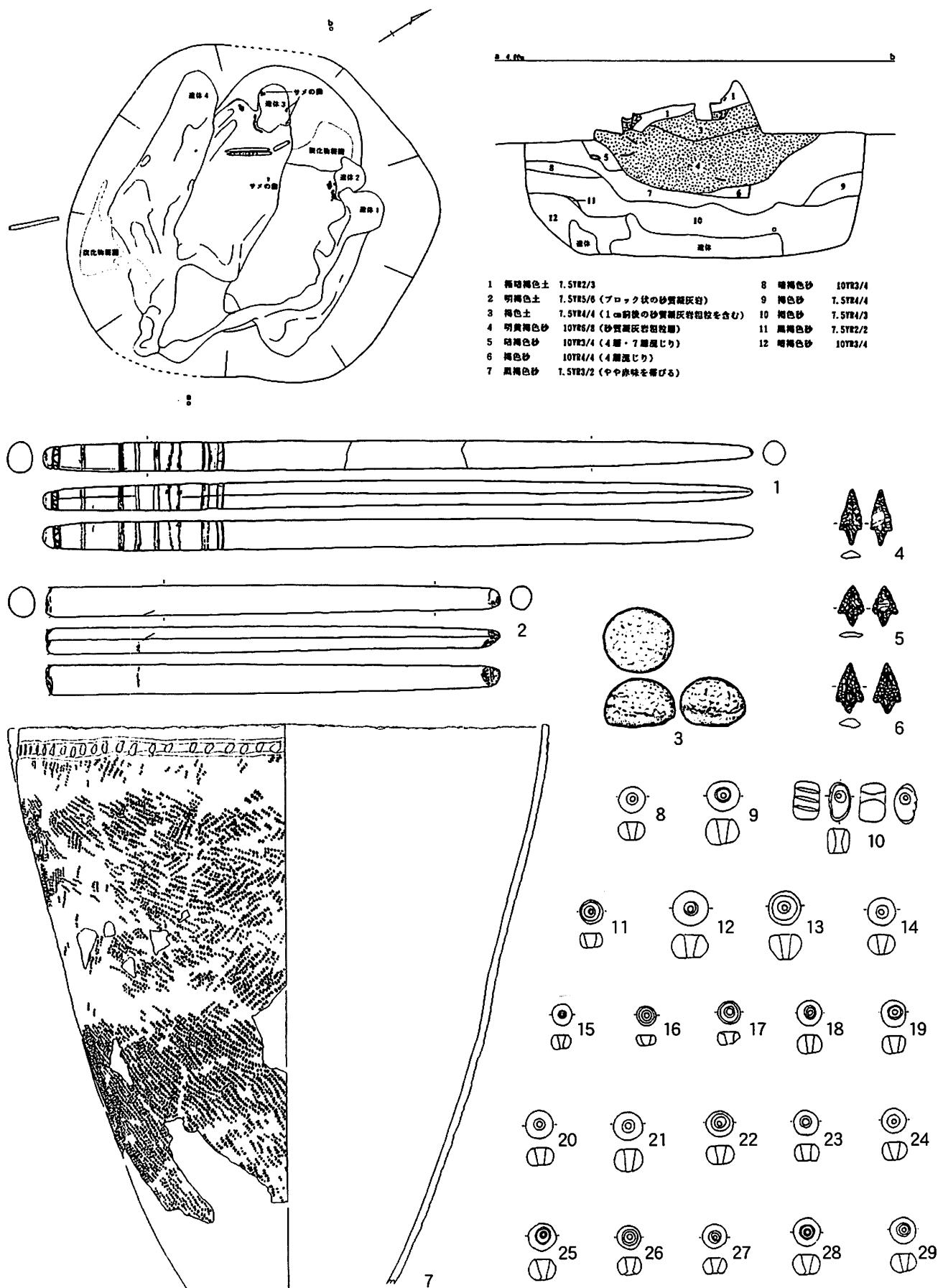
大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について



第4図 各群検出例



第5図 出土遺物



第6図 GP-900の検出状況と出土遺物

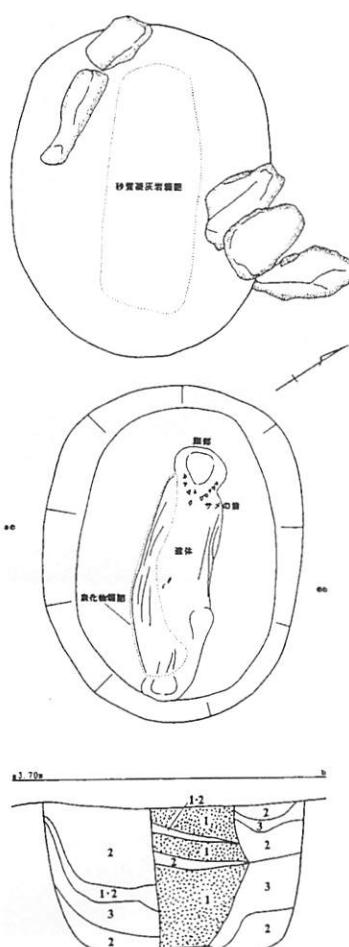


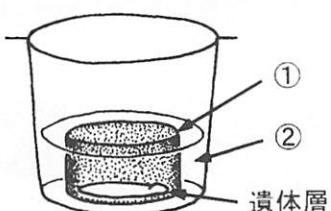
写真1 GP-463断面



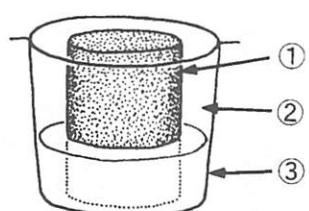
写真2 GP-463全景

第7図 GP-463の検出状況

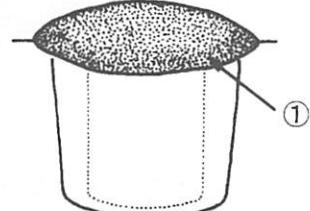
<第1段階>



<第2段階>



<第3段階>



① 砂質凝灰岩粒を埋設
(周囲に枠を設置?)

② 掘削土を埋設

① 砂質凝灰岩粒を埋設
(周囲に枠を設置?)

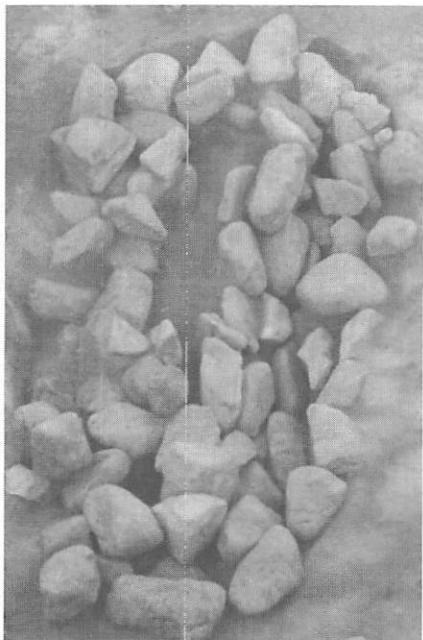
② 掘削土を埋設

③ 第1段階にて埋設済み

① 砂質凝灰岩粒を散布・埋設

第8図 仮説に基づく埋積工程模式図

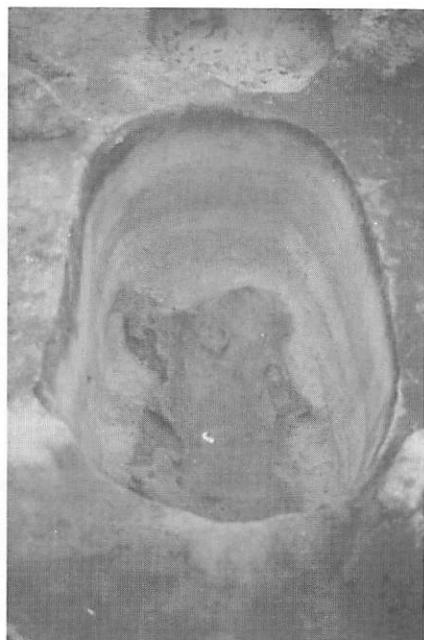
大川遺跡における縄文晩期墓壙の特殊な検出事例について



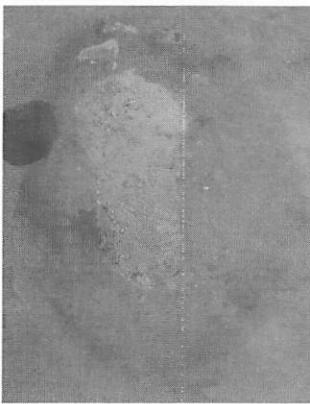
① GP-355 上面



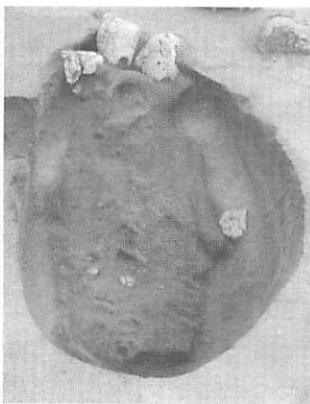
② GP-355 墓底部



③ GP-462



④ GP-583 上面



⑤ GP-583 墓底部



⑥ GP-852 断面



⑦ GP-900



⑨ GP-904 断面



⑧ GP-939



⑩ GP-914 断面

写真3 各墓壙の検出状況

大谷地貝塚出土の遮光器土偶について

乾 芳 宏

北海道余市郡余市町入舟町 21 (余市水産博物館)

I はじめに

平成 19 年 (2007) 6 月に函館市 (旧南茅部町) 著保内野遺跡出土の縄文時代後期後半と思われる中空土偶が北海道では第 1 号、全国では新潟県十日町出土の火焔土器、長野県茅野市出土の土偶に次ぐ 3 番目の考古資料の国宝に認定されたことは周知のことである。この土偶は全長 41.5 cm の大形全身像で、写実性に富み、かつ漆で彩色されているなど精巧に製作された優品である。

今回紹介する土偶は、縄文時代晩期に東北地方に栄えた亀ヶ岡文化特有のもので遮光器土偶と称されているものである。この名前の由来は土偶の眼が極端に誇張されていることから、坪井正五郎 (東京帝国大学理学部教授) が極北地方の民族が冰雪の生活の中で反射光を避けるために使用する眼鏡に類似していると指摘したことに始まり、いつしか一般化して今日に至っている¹⁾。

この土偶は大正 14 年 (1925) に清野謙次 (京都帝国大学医学部教授) が大谷地貝塚を発掘した際に出土したもので初めて紹介されたのは昭和 44 年 (1969) に刊行された『日本貝塚の研究』²⁾ であった。現在は天理大学附属天理参考館に収蔵されており、平成 14 年 (2002) 年 10~11 月に東京都天理ギャラリーで開催された第 117 回展「古代の北海道」において一般公開されたことがある³⁾。

昨年 12 月、筆者は天理大学附属天理参考館を訪ね、収蔵されているこの土偶を実測してきましたので観察と考察をふまえてここに報告するものである⁴⁾。

II 大谷地貝塚と遮光器土偶

(1) 大谷地貝塚の発掘経緯

大谷地貝塚は現在の海岸線から南へ約 600m、登川右岸の標高 5 m ほどの黒川砂丘上に立地する遺跡であり、縄文時代中期後半から後期初頭に編年される余市式土器の標識遺跡でもある。この遺跡は日本

海沿岸に存在する貴重な貝塚であることから平成 12 年 (2000) に貝塚を含めた一帯が国指定史跡となり保存されている⁵⁾。

清野謙次は、岡山県立医学校長兼病院長である清野勇の長男として明治 28 年 (1885) に岡山市に生まれ、京都帝国大学医科大学を卒業後、ドイツのフライブルク大学で生体染色を研究する。帰国後は京都大学微生物学講座の教授となり、昭和 13 年 (1938) に辞職している。昭和 23 年 (1948) に栃木県の厚生科学研究所長を務め、昭和 30 年 (1955) 年に自宅で心臓病により急逝している。氏は大正 11 年 (1922) に生体染色研究に対し、帝国学士院賞を受賞するなど世界的権威者であったが、幼少のころから考古学の趣味をもち、大正 8 年 (1919) に岡山県津雲貝塚の発掘に参加した頃から、出土した縄文人骨に興味を抱くことになった。自ら「私の表芸は病理学、裏芸は人類考古学である」と称していたらしい⁶⁾。

清野が大谷地貝塚の発掘をした頃の日本考古学会 (明治 29 年設立) および人類学会 (明治 17 年設立) の情勢であるが、明治時代末期から大正時代にかけては石器時代における先住民族論争の揺籃期であった。

坪井正五郎 (東京帝国大学理学部教授) はアイヌ民族の伝承から、コロボックル説 (アイヌ語で蘆の下の人) を強調し、小金井良精 (東京帝国大学医科大学教授)、鳥居龍藏 (東京帝国大学人類学教室) は反コロボックル説であるアイヌ説を主張する。その後、清野謙次、長谷部言人 (東北帝国大学医学部教授) は膨大な人骨の研究を基に新たに原日本人説を提唱することとなる⁷⁾。

清野は津雲貝塚の発掘調査以降、氏の研究課題として古代人骨を数多く発掘して、これを計測して日本人種の生成過程を考究すること、考古学と人類学との研究史を訳す目的で学史資料を蒐集して考究すること、古代人骨を発掘する時に出土した文化的遺

物が多数あるので、これらに対して考古学的考察をすることを大きな三本柱とし、『古代人骨の研究に基づく人種論』、『日本考古学・人類学史』、『日本貝塚の研究』でその成果は達成することとなる⁸⁾。

このように全国的に精力的な貝塚の発掘調査をした目的はあくまでも古人骨の収集を意識したもので、その一つとして大谷地貝塚が浮上したのである。

発掘にいたる経緯について大正7年（1918）に寺田貞次（小樽商業高校教授）が「北海道小樽附近古代住民の遺跡に就いて」と題して『考古学雑誌』⁹⁾に大谷地貝塚の報告をしたのに興味を抱いたのが発端である。氏は大正14年（1925）7月初旬に札幌で開催された大日本病理学会に出席。14日～15日に小樽市在住の五十嵐鐵氏（教師）の案内で慶應大学医学部教授川上漸とともに多数の人夫を雇用して発掘作業をしている。遺跡の東部では貝塚、西部では住居を発掘し、貝塚は2尺以上発掘したようであり、貝塚中から頭部を南南東にした仰臥屈葬の不完全な人骨を発見している。しかし、文章による説明のみであるために調査地点や深さについての簡易な図面もなく詳細は不明である¹⁰⁾。ちなみに昭和3年（1928）に刊行された『日本石器時代人研究』¹¹⁾によれば大谷地貝塚を含め、全国（九州～千島・樺太）で789例の人骨を精力的に収集している。

（2）遮光器土偶について

清野は、大谷地貝塚で人骨を入手したことにより、その意図は的中したことになるが、発掘の詳細は不明であり、土偶の出土状況についても記述がない。

氏によれば、「現存長7.0寸強、脚部欠損の大土偶である。淡褐色、薄手縹紋で、製作優秀である。中空に造られて居る。胴は亀ヶ岡式の曲線紋で飾られて居り、頭頂上部には意匠化された鬚を附けて居る。そして頭部には香炉形土器を想はしめる様な形状意匠の穴が前後左右に4個開いて居る」¹²⁾とあり、類例と比較しながら特殊な宗教的信仰に基いて作られたのではないかとしている。特徴的な顔の作りについては、土俗品の類例から必ずしも遮光器を模したものではなく、長谷部言人氏の仮面説を肯定しつつ、兎に角亀ヶ岡文化における眼の表現方法の一型式と結んでいる。

現在は失われた脚部と左腕が復元されており、筆者の実見によれば復元体長29.4cm、現存する体長（頭部から腰部まで）21cm、肩幅16.5cm、体厚5.8cm、器厚約6mmを有する¹³⁾。頭部裏には朱書きでフ

ゴッペと書かれており、発掘当時は余市町字番部小字大谷地であったことから注記されたものであろう。全体に暗褐色を呈し、頭部は膨らみをもち、顔面は温和で優しい感じを受ける。目、鼻、口などは削りによって表現しており、仮面を付けているように見える。両耳に小穴があり、周囲は沈線によって2重円が描かれている。後頭部の左右に開口部が4ヶ所見られ、頸部は太く長く、肩部には縦長の雲形文が見られる。腹部と背部には浮き彫り表現でX字文を中心にして置き左右に渦巻き文が二段配されている。体部の文様上には直径2mmほどの細かな単節RLの原体軸を渦巻き模様に合わせて方向を変えながら施文しているが、撫でと磨耗によって部分的にしか確認できない。

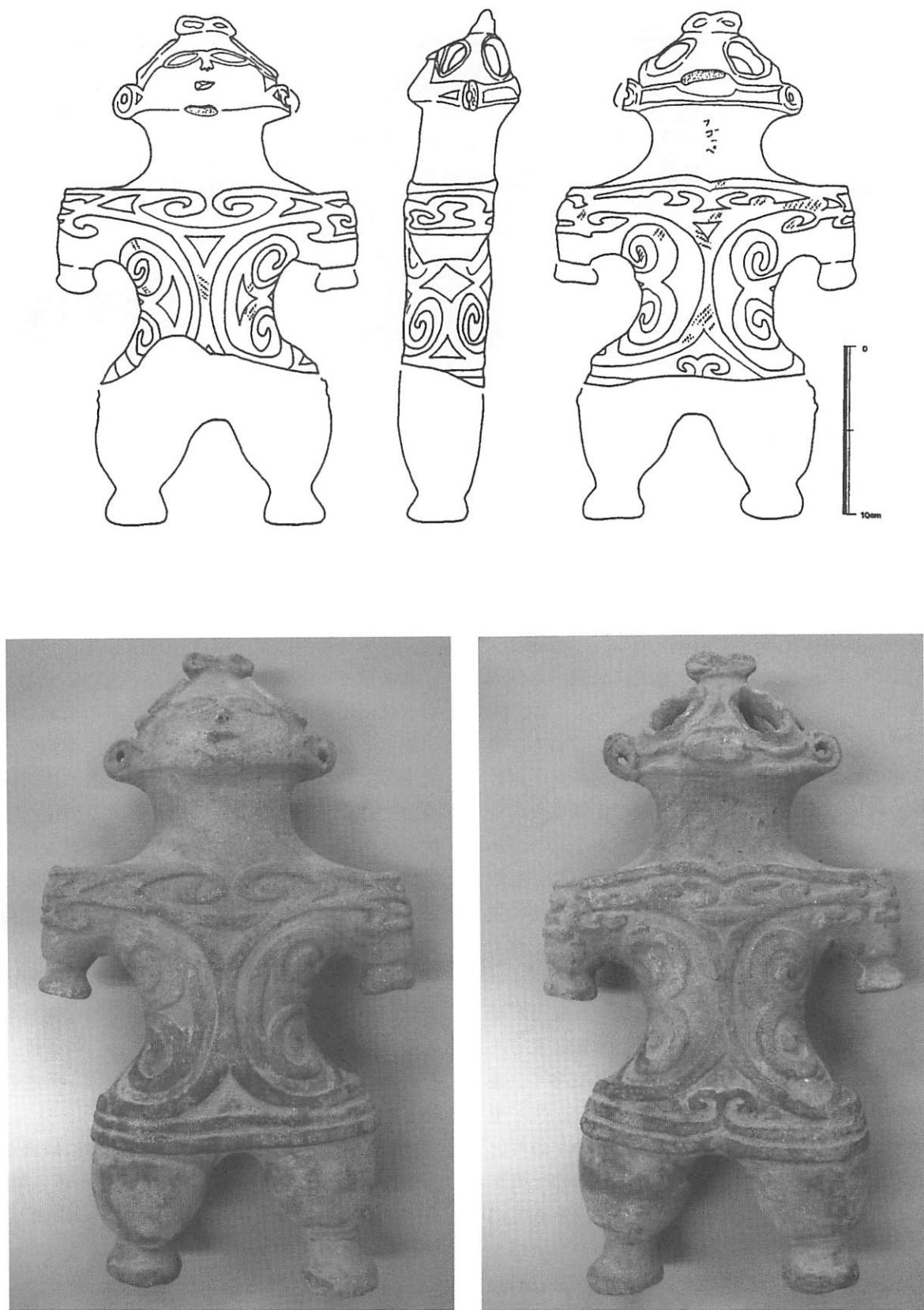
製作工程は接合面や破損状態の観察から、頭部、頸部、胴部、両腕、両脚を個々に作り、それぞれを接合し、最後に頭部を接着した上で、指押えや焼成の割れなどを考慮して後頭部に4つの開口部を作出したものと考える。次に生乾きの状態で表面を磨いてから模様の下書き（なぞり）を描き縹文を施文する。さらに乾燥させてから表面がややの硬くなつた頃に無文部を深さ2mmほど削り、または搔きとりによって模様を浮き彫りにする。そして焼成後に赤色顔料を塗布して完成となっている。

土偶から当時の姿や衣装を推測すると、やや丸顔で髪は頭部の頂部、または後頭部で髪結をしているようで、耳朶には滑車状耳飾が装着しているように見える。体部の模様を衣服とすると渦巻き模様と棘のように見える三角形の組み合わせ、背部下部の小渦巻き模様はアイヌ民族の衣装に見られるシクウレンモレウ、ウレンモレウと呼ぶ文様と酷似している¹⁴⁾。

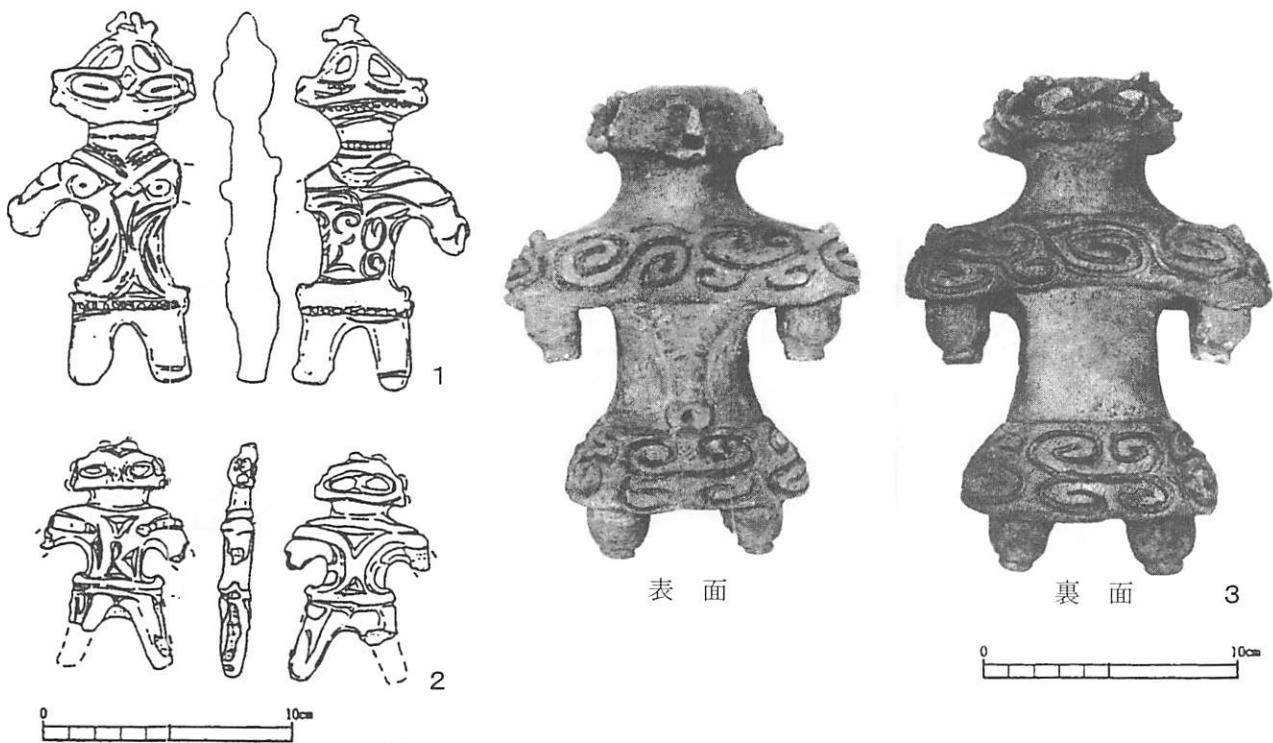
III 縄文時代晩期の土偶

土偶の初現的形態は縄文時代早期の板状を呈する中実土偶であり、中期になると中空土偶が作られるようになるが、東北地方北部では亀ヶ岡文化に伴って遮光器土偶のような異様な中空土偶が出現する¹⁵⁾。

青森県の八戸市是川中居遺跡では中実土偶と中空土偶の比は概ね4対6であり、大形の土偶に後者が多いようであるが、それぞれの遺跡によって相違があるらしい¹⁶⁾。この中空の遮光器土偶は大洞BC～C1式期に盛行し、東北地方北部を中心として北海道から関東・中部地方などの周辺にもその影響を及ぼ



第1図 大谷地貝塚出土の土偶



第2図 類例の土偶(注17より)

1・2 北斗市久根別 A遺跡 3 室蘭市輪西遺跡

しているが、晩期後半になると急速に衰退する傾向にある。

長沼孝は北海道の縄文時代晩期土偶について、亀ヶ岡文化の影響を考慮して大きく「大洞系」と「非大洞系」に分けており、大谷地貝塚の土偶は目の中間に横位の沈線が無いことから表現方法の違いがあるものの前者に相当するといえる。類例として七飯町大中山10、北斗市久根別A、室蘭市輪西遺跡に見られるが、10~20 cm以下の一般的な大きさの土偶である¹⁷⁾。

土偶は全国の遺跡から出土しており、平成12年(2002)の土偶集計によれば総体個数10,683点であり、東日本からの出土が約95%と圧倒的に多く、東北地方と長野・群馬県に集中する傾向がある¹⁸⁾。土偶の大半は頭部、胴部、腕部、脚部などの小破片として遺物包含層から出土するが、ほぼ完形の土偶が埋納された状態で出土した例もある。晩期として山形県遊佐町杉沢遺跡では直径40 cmほどの土坑に土偶を仰臥に置き、平石で覆っているもの、宮城県鳴瀬町黒浜貝塚では土坑に土偶を安置して円礫で囲っている状態であった。稀に青森県三厩村宇鉄遺跡では大形遮光器土偶の体内に小形の遮光器土偶が納められていた例がある¹⁹⁾。

北海道では虻田町高砂遺跡で小土坑に土器と土偶が一緒に出土しているもの²⁰⁾、江別市大麻3遺跡では墓坑と思われる壁際に背中合わせに2個の土偶が出土している²¹⁾。また後期後半の例として著保内野遺跡では、土坑と思われる中から大型の中空土偶が伏臥状態で出土している²²⁾。完形品ではないが、木古内町札苅遺跡では人頭大の川原石が集中した遺構から破損した土偶が廃棄された状態で出土した例もある²³⁾。

小林達雄氏は縄文時代の道具について、他の時代や他の地域ともに共通している日常的な道具を第1の道具、機能や用途の見当が難しい、特殊性、個性を表わす道具を第2の道具とし、土偶を後者の代表格と指摘している²⁴⁾。

土偶の機能と用途について、人為的に破壊された可能性から人身損傷の身代わり、災いからの魔除け、豊饒や安産の祈願とするなどの解釈もあるが、未だ解明にいたっていない。

IV おわりに

大谷地貝塚出土の遮光器土偶であるが、脚部は欠損しているが稀に見る大形の中空土偶であり保存状態が良い。この土偶の製作にあたっては、大川遺跡

出土の香炉形土器を製作する技術を持つてすれば²⁵⁾在地での製作は容易であったと思われる。出土している晚期の土器は積丹半島周辺では浜中大曲式と称する型式²⁶⁾に相当し大洞式の影響を受けつつ口縁部や頸部に押引き沈線を施すこと、異形の器が多いなどの特徴をもっており、東北地方から移住した集団による土器製作は考えられない。恐らく、東北地方および道南地方との交流を通して特異な遮光器土偶を直接に実見してこの地方で製作したように思われる。この大形土偶の用途であるが、少なくともこの遺跡においては集団内での祭りや信仰上において重要な役割を担っていたにちがいない。筆者はかつてヒスイ製勾玉を取り上げて東北地方に栄えた亀ヶ岡文化圏との密接な交流の中で入手し、共有の価値観を有していたことを指摘したことがあるが²⁷⁾、こうした条件の下で遮光器土偶も製作されたと推定したい。しかしながら東北地方の亀ヶ岡文化では岩版・土版と呼ばれる小判形の遺物が多数出土しているが、なぜか北海道では出土しない。同一文化圏にありながらも、ある特定の遺物については地域によ

って受容しない要因があったことは注意すべきである。

町内における晚期後半の土偶は大川²⁸⁾、栄町5²⁹⁾、登川河岸遺跡³⁰⁾があり、次第に厚みのある板状土偶へと変化していくが過程が読み取れる。

縄文時代晚期に東北地方を陵駕した亀ヶ岡文化であるが、多くの信仰的遺物の中で、その象徴的である遮光器土偶の存在感は実に大きく、大谷地貝塚出土の遮光器土偶を前にしてもその存在感の一端を感じることができる。

土偶については究明すべきことが多く、形態の変遷、破損部位の状態、埋設の出土状況などの基礎資料に基づき分析されているが多様な用途や機能については今後の課題となっている。

最後になりましたが、天理大学附属天理参考館の藤原郁代さんには資料の実見にあたりお世話になりましたのでお礼申し上げます。

<脚注>

- 1) 野口義磨 1974「土偶研究史」『土偶芸術と信仰』によると下記の文献がある
坪井正五郎 1880「亀ヶ岡土偶の面貌」『東京人類学雑誌』5-52
同 上 1881「雪中遮光器」『東京人類学雑誌』6-62
同 上 1894「貝塚土偶の面貌の奇異な所以を説明す」『東洋学芸雑誌』150
- 2) 滝野謙次 1969「後志国余市郡余市町畚部字大谷地貝塚」『日本貝塚の研究』
- 3) 天理大学附属天理参考館 2002『古代の北海道』
- 4) 天理大学附属天理参考館に所蔵された経過について滝野氏（注 2）によれば、当時の天理教真柱であった中山正善氏が考古学標本を陳列・整理する参考館を建設し、所蔵している考古資料を永久に保存して学会に役立ててくれること、『日本貝塚の研究』の出版補助をして頂くとの感謝の意をこめて遺物を進上したと記している。
滝野コレクションは考古資料以外にもアイヌ民族資料が大阪府立近つ飛鳥博物館にも所蔵されている。
- 5) a 余市町教育委員会 1998『大谷地貝塚』
b 河野広道 1935「北海道石器時代提要」『ドルメン』4-6
この文献により、余市式土器を型式として明記している。
- 6) a 滝野謙次 1925『日本原人の研究』
b 芹沢長介 1969「滝野謙次の学問と業績」『日本貝塚の研究』
c 春成秀爾 2003「日本人種論と大東亜共榮圏～滝野謙次」『考古学者はどう生きたか』
- 7) 研究者の職歴については明治時代末から大正時代を主として（ ）とした。
a 斎藤 忠 1974『日本考古学史』
b 寺田和夫 1981『日本的人類学』
c 斎藤 忠 2006『日本考古学人物事典』
- 8) a 滝野謙次 1949『古代人骨の研究に基づく日本人種論』
b 同 上 1954『日本考古学・人類学史』上巻
c 同 上 1955『日本考古学・人類学史』下巻
d 同 上 1969『日本貝塚の研究』
- 9) 寺田貞次 1918「北海道小樽附近古代住民の遺跡に就いて」『考古学雑誌』9-3
大正7年（1918）11月には河野常吉（北海道史編纂室）が中心となって北海道人類学会は設立。翌年に『北海道人類学会雑誌』が発刊され、寺田は統編となる下記論文を発表する。
寺田貞次 1919「余市付近の土地と古代住民」『北海道人類学雑誌』1

大谷地貝塚出土の遮光器土偶について

- 10) a 清野謙次 1928『日本石器時代人研究』
b 同 上 1969『日本貝塚の研究』
- 11) 注 10b と同じ
- 12) 注 2 と同じ
- 13) 注 2 文献の土偶写真では脚部が欠損しており、現在は復元されている。修復方法が上手であるために残存部との境が部分的に不明であった。
- 14) 児玉作左衛門 1969「アイヌ衣服文様の形態的特徴」『アイヌ民族誌』
- 15) a 佐藤公知 1956『亀ヶ岡文化』(1976年復刻)
b 角田 学 1998「中空土偶小考」『列島の考古学』
c 青森県教育委員会 1990「まつりと祈り」『北の誇り・亀ヶ岡文化』
- 16) 鈴木克彦 1990「遮光器土偶」『季刊考古学』30
- 17) a 長沼 孝 1999「北海道の土偶」『土偶研究の地平』
b 杉山寿栄男 1929『日本原始工芸』
c 野村 崇 2000「大中山 10 遺跡の板状土偶」『北の考古学散歩』
- 18) 国立歴史民俗博物館 2002『土偶とその情報～国立歴史民俗博物館研究報告書』37
- 19) 江坂輝弥 1990『日本の土偶』
- 20) 峰山 嶽 1967「高砂遺跡の配石造構」『北海道の文化』12
- 21) 江別市教育委員会 1986『大麻 3 遺跡』
- 22) a 小笠原忠久 1976「北海道著保内野遺跡出土の中空土偶」『考古学雑誌』61-4
b 函館市教育委員会 2007『函館市著保内野遺跡』
- 23) 野村 崇 1985「木古内町札苅遺跡出土の土偶に見られる身体破損について」『北海道縄文時代終末期の研究』
- 24) a 小林達雄 1990「縄文世界の土偶」『季刊考古学』30
b 同 上 1996「精神世界を探る」『縄文人の世界』
- 25) 余市町教育委員会 2003『大川遺跡』P-1 出土
- 26) 吉崎昌一 1965「縄文文化の発展と地域性～北海道」『日本の考古学』II
- 27) 乾 芳宏 2007「山岸コレクションと大川遺跡」『玉文化』
- 28) 余市町教育委員会 2000『大川遺跡の考古学的研究』III
- 29) 北海道埋蔵文化財センター 1990『栄町 5 遺跡』
- 30) 宮 宏明 1992「余市出土の重要土偶」『北海道の文化』64-1

<参考文献>

- 五十嵐 鐵 1934『大谷地貝塚之層位的研究』
越田賢一郎 2008「国宝誕生」『北海道の文化』80
天理参考館 2001『天理参考館常設展示図録』
八戸市博物館 1998『縄文の美ー是川中居遺跡出土品図録集』2
弘前大学人文学部 2004『亀ヶ岡文化遺物実測図集』
藤本英夫 1983『アイヌ学の歩み』

史料紹介 北海道立文書館蔵「余市郡諸調」

駒木根 恵藏

北海道余市郡余市町入舟町 21 (余市町史編纂室)

解題

「余市郡諸調」は、場所請負人廃止直後、旧ヨイチ場所に派遣された余市詰の吏員、開拓使少主典堀口金十郎、東邑守節らによって明治 3 年、4 年に作成された報告書である。

原本は、北海道立文書館に収蔵されている簿冊で、半紙 264 葉が袋綴じにされている。簿冊の表紙に「余市郡諸調」とあり、「第一文庫、課名一庶務掛、棚番一イ、棚番号一一二、冊号一二七、冊数一一」と記された古いラベルが貼付されている。

この簿冊「余市郡諸調」は、5 冊の文書を編綴したものと思われる。これを綴じられている順に仮番号を付けて示すと以下のようになる。番号の次は表紙、() 内は文書の中に書かれている作成年月である。

1. 「余市郡諸調」 (午八月)
2. 「余市郡去午年諸調書」 余市詰 (未六月)
3. 「表紙がないもの」 (午三月)
4. 「余市郡当未年諸調書」 余市詰 (未六月)
5. 「余市郡元請負中諸調書上」 (未六月)

次にこれらの文書の概略について述べる。

1 の「余市郡諸調」は、初めに 40 の標目（項目の目次）をあげ、標目ごとに一頁の表紙を付けて、郡の支配に必要と考えた余市の概要や旧場所経営の方針についての調査結果を記載している。各項末に「午八月」とあるので、明治 3 年 8 月に開拓使少主典堀口金十郎によって作成された文書であることがわかる。

2 の「余市郡去午年諸調書」は、表紙の下部に「余市詰」と記されて東邑と小印が捺されている。東邑とは明治 4 年からの開拓使少主典、東邑守節のこと

で、彼によって書かれたことになる。なお東邑は、別の文書では自ら東村守節と記名することもあった。東邑と同時期に余市詰少主典であった三浦直道も何らかの形で文書の制作に関わっていたと思われる。この文書は、明治四年六月に書かれたもので、前の諸調以後の事柄や堀口の触れなかった事項も書き加え、いわば「余市郡諸調」の補完版で、全部で 13 項目になる。

3 の文書は、16 項目あり、一つを除いて各項ごとに 1 頁の表紙が付されているが、1 冊全体を表すべき表紙がない。多分早い時期に失われたものであろう。書かれたのは明治 3 年 3 月で、この簿冊の中では最も早い時点のものであり、ヨイチ場所の経営事務に関する事項が多い。「元運上家帳役の者へ尋の廉々並び答書」とする項目が 4 項あり、他の項もヨイチ運上家の帳役から細部にわたって事情を聴取したものである。最後の項は、堀口少主典の郡（旧場所）の経営・支配についての約 600 字に及ぶ意見具申がなされている。旧場所について開拓史の直接支配より、旧請負人による間接支配が得策であるとした内容である。全体としての堀口によるこの文書は、1 の「余市郡諸調」の下書き的なものとなったと考えられる。

4 の「余市郡当未年諸調書」は、2 の「余市郡去午年諸調書」と同様の形式のもので、東邑と小印が捺されている。13 の目録（目次）があり、文書の末尾に「辛未六月」とあり、明治 4 年の調査事項について五月晦日までの事情を報告したものである。

5 の「余市郡元請負中諸調書上」は、17 項目があるが、目次に相当するものはない。文書の末尾には、「未六月」と年月があり、差出人は「林長左衛門 代久太郎」、その下に捺印があり、宛先は、「余市郡 御開拓 御出張所」とある。そのことからこの文書は、4 の「余市郡当未年諸調書」に添付されたものであ

ることがわかる。内容が前の文書と重複する点もあるが、子年（元治元年）から辰年（慶応4年）までの5カ年のニシン類、サケ類の運上家の出荷量、金額等も記載され独自の資料となるものもある。

以上「余市郡諸調」の編綴の方法と各文書の概要を述べたが、一見無秩序に見える編綴にも当時の吏員の考えが伺える。すなわち1の「余市郡諸調」と2の「余市郡去午年諸調書」が明治3年の正式な調書であるといえる。午三月に書かれた3の「表紙がないもの」は1、2の文書を結果的に準備した文書として扱われたと推定できる。4の「余市郡当未年諸調書」は明治4年の調書で、1、2に続く文書である。5の「余市郡元請負中諸調書上」は、参考資料である。

各文書の調査項目から彼らの関心のあり方と場所から郡への移行期を扱った文書の内容からヨイチ場所の最後の姿を知りえる。

林家文書に文政5年「場所引渡一件」と安政2年「ヨイチ場所御引渡目録」がある。前者は、松前藩の復領時の文書、後者は、第二次幕府直轄時の文書である。「余市郡諸調」は第三の「場所引渡一件」ともいうべき余市にとって最も重要な文書のひとつである。

余市町史編纂室では、昭和47年ごろ当時北海道史編集所所蔵の「余市郡諸調」を解読し、粗稿が遺されていたので、この度それを参考に印字したものである。

解読にあたっては、漢字・変体仮名・合字などは、なるべく今日行われている文字に直した。文書1から3までは枚数が多いので便宜上、各項目に番号を付した。文書のなかで計算の可能なものについては、すべて検算を試み、端数の合わないものは無視したが、足し算等で疑問に思われるものにはママを付し、解読できない文字は□で示した。

「余市郡諸調」は、ひとり余市ばかりではなく、近隣市町村、場所のあった地域、北海道史全体にとっても貴重な資料と考えるので、参考にする場合は、ぜひ原本にあたっていただきたい。

最後に北海道立文書館職員のみなさまからお世話とご教示をお受けしたこととを記し、感謝の言葉いたします。

表紙

余市郡諸調

北海道立文書館所蔵

0	△五ばん 御親領 朱書 余市郡諸調書標目	
	記	
	御備米金及諸品調書	
	非常備品調	
	本陣及蔵々役邸建家調	
	小名里数調	
	岩内越里数調	
	古平山道越里数調	
	社寺数	
	元運上家三役給料手当	
	年寄取締名前	
	永住出稼戸籍	
	役土人名前	
	土人家敷并人別	
	土人え亮渡品定直段	
	土人共え官より給物	
	土人共え元運上家より遣し品	
	年中土人取扱行事	
	網船員數	
	鮑漁場ヶ處	
	秋味漁場ヶ處	
	辰巳歳出產物高	
	当午歳出產物高	
	収稅高及諸御払金調	
	午歳御仕入米井御入用高調	
	年分御入用金凡調	
	浮小物成調	
	除金調	
	本陣諸入用	
	脇本陣諸入用	
	元運上家ニテ未卯諸品貸付調	
	出產物高老ケ年見込高調	
	元運上家仕入品	
	本陣通行入用品凡調	
	脇本陣同断	
	役邸向當繕御入用	
	道橋其外御手入調	
	御備高其外取扱方調	
	老ケ歳繼立人馬遣并賃錢受取高	
	從來収納調	
	從來軽物凡調	
合	從來軽物直段	
	四拾ヶ条	

- 1 余市場所岩内越里数書
覚 フシヨロ境フンコヘ崎より
モイレ本陣迄 一里拾六丁
- スウチ沢迄 一里拾三丁
- スウチ沢より 藤生迄 一里里
- 藤生より ナヲサニ迄 一里里
- ルイケメツ ルイケメツより 屋治川迄 一里里
- 屋治川より ルヘスヘ迄 一里里
- ルヘスヘより 岩内境稻穂崎迄 一里里
- 岩内境稻穂崎迄 一里里
- 合里数七里武拾九丁 一里里
- 右之通ニ御座候 以上 午八月
- 2 余市場所古平越海岸里数調書
覚 フシヨロ境フンコヘ崎より
モイレ本陣迄 一里十六丁
- シリハ崎より フタシコシ迄 参拾毫丁
- シリハ崎より フタシコシより テタリヒラ迄 十七丁
- テタリヒラより シュマトマリ迄 武拾丁
- シユマトマリより ユウナイ迄 十八丁
- ユウナイより フルヒラ境チャラツナイ迄 六丁
- フルヒラ境フンコヘ崎より フルヒラ境チャラツナイ迄
- 合里数四里十八丁
- 右之通御座候 以上 午八月
- 3 余市場所古平山道越里数調書
覚 フシヨロ境フンコヘ崎より
モイレ本陣迄 一里拾六丁
- ヤマウシより フタシコシ山中迄 一里里
- ヤマウシより フタシコシ山中より テタリヒラ迄 一里里
- テタリヒラより シュマトマリ迄 一里里
- シユマトマリより ユウナイ迄 一里里
- ユウナイより フルヒラ境チャラツナイ迄 拾六丁
- フルヒラ境フンコヘ崎より フルヒラ境チャラツナイ迄
- 合里数六里参拾式丁
- 右之通御座候 以上 午八月
- 4 社寺数調書

			調書
—	覺	松前龍靈院末	永全寺
—	禪宗門	曰善光寺末	寶隆寺
—	淨土宗門	以上	
右之通二御座候			
5	午八月		
余市郡年寄取締名前書			
覚			
		年寄役	茂右衛門
		同漁業取締役	三郎治
		同漁業取締役	勘右衛門
		同漁業取締役	治郎兵衛
		以上六人	久右衛門
右之通三御座候	以上		嘉右衛門
午八月			
6	余市永住出稼戸籍人別書上		
—	覺		
—	永住家數 百武拾八軒		烽火台
人別 四百武拾三人			但当領ヤマウシ崎山上三備置候
内訣 男 武百武拾三人			右之通御座候 以上
女 武百壱人			午八月
—	當午年		
出稼越年家數 武拾九軒			
人別 七拾九人			
内訣 男 五十三人			
女 武十六人			
右之通三御座候	以上		
午八月			
7	余市郡役土人名前書上		
覚			
	物乙名	富左衛門	
	物乙名	イコソリキ	
	同小使	サルマ	
	同小使	サントリ	
	以上六人	マクライ	
右之通御座候	以上		
午八月			
8	余市郡土人家數并人別書上		
—	覺		
—	土人家數 八拾三軒		駄駒
此人別 三百六拾七人			百武拾石
内訣 男 百八拾九人			武拾五両
女 百七拾八人			三百本
右之通御座候	以上		三百八匹
午八月			三百足
9	余市郡壱ヶ歳繼立人馬遣員并賃錢請取高凡		
		内訣	
		備米	
		備金	
		備馬	
		備炬	
		備幕串	
		備草鞋	
		右之通御座候	
		以上	
		午八月	
		本陣并廬々役邸建家調書上	
		本陣	
		板倉	
		四間二三間	
		五間二拾間	
		但し者間ニひさし付	
		七間二四間	
		但し前同断	
		武間二四間	
		御役宅	
		内壱軒御出張所付	
		取定役宅	
		七拾坪	
		同心役宅	
		武拾武坪半	
		足輕役宅	
		拾九坪半	
		右之通り三御座候	
		以上	
		午八月	

		人一同え		
—	青酒 濁酒	壺合五勺 壺合五勺	老人二付遣し置候	
—	玄米	武合五勺	秋味網卸当日為祝儀	秋味鮭 大中遣船
—	前同断		老人二付遣し置候	三半船 持府船
—	濁酒	武斗入拾三樽	毎歳ヲムシヤ之節	武艘 六艘
—	諸ミ酒	武斗入拾三樽	男女惣土人え遣し置候	機船 持府船
—	前同断		秋味網卸当日為祝儀	同建網大小 内
—			男女惣土人え遣し置候	三半船 三統
—	右之通ニ御座候	以上		川浜三にて相用候
—	午八月			
17	歳中土人取扱行事			
	但御入費調書共			
—	覺			
—	老土人子持女并拾五才以下相除キ 男女平 土人不殘ニ一月より五月迄四ヶ月鮭漁場え為 相雇候 介抱之義は日々玄米七合五勺		右之通ニ御座候 以上	
	給料造米武俵半より拾五俵迄遣シ候			
	但 漁場引扱之節 漁高ニ応し手当之品			
	遣し候			
—	老土人子持女之義は春中自分漁業致居申候			
—	役土人之義三日変りニ本陣え相詰メ土人取 締致居候 介抱之義は和人同様 外ニ濁り			
—	酒五合宛遣し候			
—	鮭漁場相仕舞六七月自分稼鮑煎海鼠昆			
—	布漁元運上家ニて買受候			
—	八月より十月迄三ヶ月子持女并拾五才以下			
	除キ平土人男女 秋味漁場え為相雇候 介 抱玄米七合五勺			
	給料造米武俵より八俵迄遣し候			
—	十一月中土人共飯料鮭漁りいたし候			
—	十二月より正月中頃迄山仕事 薪其外材木 伐出し 介抱玄米七合五勺 外ニ濁酒五合			
	宛手当ニ遣し候			
	給料造米五俵遣し候			
	右之通ニ御座候 以上			
	午八月			
18	余市郡網船員數調書			
—	覺			
—	建網 四拾武統	永住出稼所持之分		
	三半船 百武拾六艘			
	機船 八拾四艘			
	但 右網壺統二付	三半船三艘 積船式		
	艘ツヽ			
—	差網 武千五百段	永住出稼所持之分		
	三半船 三拾三艘			
	機船 百六艘			
	持府船 七拾艘			

		人一同え		
—	秋味鮭 大中遣船	引網 武統	上余市浜ニて相用候	
—	三半船 持府船	武艘 六艘		
—	機船 持府船	三艘 三統	上余市川ニて相用候	
—	同建網大小 内	五統		
—	三半船 持府船	三統	三川浜ニて相用候	
—	機船 桶船	七艘		
—	右之通ニ御座候 以上			
	午八月			
19	余市郡鮭漁場ヶ所書			
—	覚			
—	字モイレ村			
—	字ハルト口村			
—	字ハマナカ村			
—	字スウチ村			
—	字ヤマウシ村			
—	字シリハ村			
—	字クハチャリ白村			
—	字シユマトマリ村			
—	字ユウナイ村			
—	字チヤラツナイ村			
—	字フンコヘ村			
—	以上 四拾武ヶ所			
—	右之通ニ御座候 以上			
	午八月			
20	余市郡秋味漁場ヶ所書			
—	覚			
—	上余市浜			
—	同川			
—	字モイレ村			
—	字ヤマウシ村			
—	右之通ニ御座候 以上			
	午八月			
21	余市郡辰巳出產物積出高調書			
—	覚			
—	元運上家井二八役			
	浜方永住井出稼鮭			
	高 壱万五千百			

		三拾八石三斗	其外取揚荷物積出高		
		四升三合九勺			
已歲	一	高 壱萬三千八百	前同斷		
		八石六升七合			
		右之通二御座候 以上			
		午八月			
22	余市郡當午歲出產物高調書				
一	高 覚				
	式萬千四百式拾	浜方永住并出稼其			
	三石壺斗式升五	外 鮑鮐取揚荷物			
	合				
	壹萬武千五百石	箇鮮并身丈出石高			
	四千石	鮑々粕出石高			
	七拾式石五斗	干鱈出石高			
	七石五斗	鮀油出石高			
	拾三石壺斗式升五合	干鮒出石高			
	四千八百三拾石	無稅之品			
		但 數子白子出石高			
	メ				
	右之通二御座候 以上				
	午八月				
23	余市郡收稅高并諸御私金調				
一	高 余市郡當年漁業收稅并私金總高				
	式千四百六拾壺石式斗	鮑鮐鮒共			
	九升式合七勺五才	惣收稅高			
	金 五千九百七拾三兩式分二朱	諸御私惣			
		武賀百六拾式文 金高			
	外二				
	金 五百両	當八月より未御入費用見			
	右之通二御座候 以上				
	午八月				
24	余市郡當午年御仕入米并御入用高凡調				
一	当午年御仕込米二付御入用高凡調				
	三百八拾九石七斗八升六合				
	此 九百七拾四俵壺斗八升六合	但四斗入			
	内訳 白米 八拾九石				
	玄米 此 式百式拾式俵式斗				
	三百石七斗八升六合				
	此 七百五拾壺俵三斗				
	八升六合				
	内				
	白米 三拾石式斗四升	本陣之著賄被下分			
	三石五斗	本陣雇人足賄			
	四拾石	通行入用見込			
	メ 同同同	官員願受			
	白米 拾五石				
	八拾八石七斗四升				
25	余市郡年分御入用金凡調				
一	合金 余市郡年分御入用金凡調				
	内訳 四千三百両				
	式百三拾七両				
	千三百九拾式両				
	七百四拾九両				
	九百九拾五両				
	四百式拾七両				
	五百両				
	右之通二御座候 以上				
	午八月				
26	余市郡浮小物成調書				
一	金 觉				
	百式拾六両	建綱四拾式統 真加金			
		壠統三付 金三両宛			
	永 八拾式メ百文	出稼滯在役			
		内惣人數 八百三拾八人			
	但 男 一人二付 永百文	内男 八百四人			
		女 一人二付 永五拾文			
	永 拾六貫九百式拾八文	合船七拾五艘 御役錢			
		五貫七百六拾文			
	永 水住四半敷役 家數 百八拾七軒				
	金 百式拾六両 永百貫七百八拾八文				
	右之通二御座候 以上				
	午八月				
27	余市郡除金調書				
一	金 余市郡除金調書				
	六両三分式朱 出稼商人 御役金				
	拾四両式朱 職人御役金				
	金 拾壺兩壺分 旅籠屋 拾五軒 御役金				
	三拾式兩壺分				
	右之通二御座候 以上				
	午八月				
28	本陣諸入用高調書				

				野木村 漢藏
—	—	味 噌	代 金 三拾 武 両 步	拾 樽 一 朱 三分 二 武 卍
—	—	竹原塩	代 金 五 両	—
—	—	酢 代 金	六 両 武 斗 入	椎 代 金 卍 三分 武 朱
—	—	紅生姜	壹 斗 入	—
—	—	梅 干	代 金 武 両 步 武 朱 同	千 瓶 武 卍 分
—	—	上 代 茶	代 金 武 両 步 武 朱	—
—	—	次 代 金	同 三拾 両	千 瓶 武 卍 分
—	—	蠟 燭	代 金 拾 壱 両 步	七 俵
—	—	わらひの花	代 金 六 貞 夕 入 三拾 両 壱 步	—
—	—	椎 たけ	代 金 壱 両 三分 武 朱	大豆 代 金 七 両 壱 両 武 朱
—	—	千 瓶	代 金 三拾 両	代 金 三拾 三 両 武 分
—	—	ふ ふ	代 金 拾 八 両 三分	メ 代 金 四 百 九 拾 両
—	—	大豆	代 金 拾 壱 両	右 之 通 二 御 座 候 以 上
—	—	代 金	拾 四 両 壱 步 壱 朱	午 八 月
—	—	三百六十 両 壱 分 三 朱		35 役 宅 向 営 繕 入 用 凡 調 書
—	—	右 之 通 二 御 座 候 以 上		— 金 七 拾 両 御 役 宅 四 軒 修 繕 入 用 一 カ 年
—	—	午 八 月		分 凡 如 斯
34	—	脚 本 陣 通 行 人 用 品 凡 調 書		36 道 橋 其 外 御 手 入 調 書
—	—	白 米 觉	代 金 二 百 九 拾 壱 両	— 金 百 七 拾 両 岩 内 古 平 越 両 方 山 道 路 橋
—	—	醤 油	四 斗 入	普 謂 入 用 一 カ 年 分 凡 此 分 其 年 二 寄
—	—	味 噌	代 金 拾 八 両 三 步	風 雨 二 て 萬 水 等 有 之 候 得 は 入 用 も 多 少 相 掛 り 申 候
—	—	竹 原 塩	武 拾 六 両	右 之 通 二 御 座 候 以 上
—	—	酢 代 金	五 両	午 八 月
—	—	紅 生 姜	四 両 武 斗 入	37 御 備 馬 其 外 取 扱 方 調 書
—	—	梅 干 漬	壹 両 三 步	— 觉
—	—	上 代 茶	壹 両 三 分	— 金 武 百 五 拾 両 馬 扱 方 武 人
—	—	次 代 金	武 拾 五 両	御 扶 持 米 紹 料
—	—	蠟 燭	拾 壱 両 壱 步	薪 売 五 拾 メ 夕
—	—	わらひの花	代 金 六 メ 夕 入 三拾 両 壱 步	米 糜 六 俵
				其 外 大 豆 武 俵
				と も 一 カ 年 分 凡 如 斯

一 狐皮 取合	五 枚	高 金壱ヶ年 金八拾両
メ 右之通三御座候 以上 午八月		一 金 挑八両壹分 御用達 長左衛門
40 余市郡從來輕物直段調 余市郡從來輕物直段		永武百拾壹文四分
一 野熊胆皮共 大 一 足分		高 壱ヶ年 金百五拾両 十三ヶ月割
一 同 代錢 一貫八百文 中 一 足分		同 五拾七両貳分 本陣取締役 第吉
一 同 代錢 一貫二百四拾文 小 一 足分		永百九拾貳文
一 頬 代錢 一貫六百八拾文 一 足分		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
一 狐皮 代錢 百四拾文 一 足分		同 三拾八両壹分 帳役 忠治郎
右之通御座候 以上 午八月		永武百拾壹文五分
一一 昨已年十月錢函ヨリ御下渡相成候輕物直段		高 壱ヶ年 金六拾両 十三ヶ月迄
野熊 大一足 金拾両ヨリ金八両迄		同 九拾貳両壹分 手代並友吉
野熊 中二足 金六両ヨリ金五両迄		永五拾八文
野熊 小一足 金四両ヨリ金三両迄		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
右之直段ヲ以御買上之事尤代金之		同 三拾八両貳分
右之内半ハ品物ニテ御下渡之積		永三拾八文五分 通詞伝吉
右之通御座候 以上 午八月		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
一一 野熊 大一足 金拾両ヨリ金八両迄		同 三拾八両貳分 小使虎吉
野熊 中二足 金六両ヨリ金五両迄		永武百拾壹文
野熊 小一足 金四両ヨリ金三両迄		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
右之直段ヲ以御買上之事尤代金之		同 三拾八両貳分
右之内半ハ品物ニテ御下渡之積		飛脚吉三郎
右之通御座候 以上 午八月		永拾九文 料理人久七
一一 余市郡去年諸調書		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
余市諸(東邑)		同 拾三両貳歩 若もの三人
一一 目録		永百九拾六文五分 ヤマコ
一一 去年金調		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
一一 出石高調		同 三拾八両貳分 脇本陣守栄蔵
一一 浮小物成調		永武拾文
一一 開墾調		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
一一 漁場調		同 三拾四両貳分 納仕熊藏
一一 大小船調		永百十五文五分 卯之吉
一一 旧請負人より引継諸色并本陣御収納處其外		高 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
一一 代金調		同 七両貳分 政吉
メ 後志国余市郡		飯炊壱人
一 去年 一 給金調		永百九拾文
高 金 壱ヶ年 金十五両 十三ヶ月迄		高 金 壱ヶ年 但 五月より九月迄 五ヶ月分
同 金十五両 十三ヶ月迄		同 金十五両 十三ヶ月迄
十壹両貳分		同 金十五両 十三ヶ月迄
永三拾九文		御備馬板
但 前同断		未吉

余市郡去年諸調書	余市諸(東邑)
一一 目録	
一一 去年金調	
一一 出石高調	
一一 浮小物成調	
一一 開墾調	
一一 漁場調	
一一 大小船調	
一一 旧請負人より引継諸色并本陣御収納處其外	
一一 代金調	
メ 後志国余市郡	
一 去年 一 給金調	

高金 金十両 十三ヶ月わり
一 同 式両三分 川渡守 徳松
永拾九文三分
高金 但五月より七月迄 三ヶ月分
高金 金十五両 十三ヶ月分
一 同 式拾両三分 漁業取締 年寄 武人
永拾八文 四人
高金 但前同断
高金 三十両ツヽ
一 同 金 六拾両也 手先 両人
但し壹ヶ年分
九月末御本陣御仕法替更ニ御収納余品御取
建後左二
高壹ヶ年 金八十両 十三ヶ月わり
一 金 式拾七両式分 手代 渡辺 専介
永百九十九文壹分
但 九月後半ヶ月より十二月迄閏月と
も四ヶ月半分
高金 金八十両 十三ヶ月わり
一 同 古四両式分 同 山本 忠治郎
永百拾五文式分
高金 但十月より十二月迄閏月とも四ヶ月分
高金 金六十両 十三ヶ月わり
一 同 拾九両 同並 小林 正吉
永武百三十文八分(ママ)
但十月より十二月迄閏月とも四ヶ月
分 外二十二月未手代拝命二付後
半ヶ月御増金共
高金 壱ヶ年 金六十両 十三ヶ月分
一 金 式両壹分 手代並 佐埜 豊蔵
永五拾七文六分
但十二月後半ヶ月分
前同断
一 同 拾八両壹歩 同 阿部 虎吉
永武百拾壹文壹分
但十月より十二月迄閏月とも
四ヶ月分
高金 金三十両 十三ヶ月わり
一 同 九両 通詞役
永武百三十文九分 佐々木 傳吉
高金 但十月より十二月迄閏月とも四ヶ月分
高金 金五十両 十三ヶ月わり
一 同 十五両壹分 小使役 松永 忠蔵
永百三十四文四分
高金 但し十月より十二月迄閏月とも四ヶ月分
高金 金五十両 十三ヶ月わり
一 金 十五両壹分 小使 酒井 清太郎
永百三十四文四分
但し十月より十二月迄閏月とも四ヶ月
分
高金 金三十両 十三ヶ月わり

一 同 壱両 同並 辻村 初三郎
永百拾五文八分
一 同 但し十二月後半ヶ月分
拾両式歩 手代小使 七人
筆墨料 後半ヶ年分
高金 ペ
高金 金拾両 十三ヶ月わり
一 同 三両三分 名主 壱人
永九拾六文壹分
高金 八両宛 十三ヶ月わり
一 金 九両 組頭 三人
永武百三拾文七分
但し九月より十二月迄五ヶ月分
前同断
一 同 式分 十二月新ニ相増分
永百十五文四分
但し十二月 壱ヶ月分
高金 五両ツヽ
一 同 七両一分 百姓代 四人
永五拾七文八分 内壹人 九月より
十二月迄
四ヶ月分とも
但し九月より十二月迄五ヶ月分
合金 六百三拾四両壹分 永武百四拾六文
ペ
〔2〕
一 旧請負人より引継諸色并本陣御収納藏其
外代金調
一 金 八千百三拾四両壹分 本陣脇本陣并
御収納藏其外
高金 金八千百三拾四両壹分 本陣脇本陣
諸道具代金ペ
一 同 七百八拾四両三分
永九十三文八分 本陣脇本陣
高金 千百拾九両式分 諸道具代金ペ
永百六拾文
高金 壱萬〇〇參拾八両三分
永參拾八文(ママ) 本陣脇本陣
高金 ペ
一 〔3〕
一 御仕入品員調
一 玄白米取合 四百四拾七石四斗四升七合
直段平均壹石三付 金十壹両
永五拾壹文式分四厘

一 代 金	四千九百四拾四兩三步	内 訳 ケ
一 金	永八十八文四分 武拾四兩貳分 鮑白米 五俵 永百四拾壹文五分	身欠鮑 胸鮑共 壱万式千七百四拾石壹斗五升三合七勺五才
一 同	升 三斗九升三合 直段 七十勺	此税取立方 壱割六分
一 同	同 拾表	鮑粕 四千六百廿壹石三斗壹升六勺壹才式毛
一 同	升 三斗八升四合 直段 壱石二付	右メ粕之義ハ雨天統ニテ多分之奇り出来伺済之上用捨之分モ有之申候
一 同	永百五十一文三分 小豆 壱俵	此税取立方 壴割
一 此 金	永百武文九分 升 武斗八升	干鮭 鮭共 九拾壹石四斗六升貳合五勺
一 金	直段 七十勺	此税取立方 式わり
一 七拾四兩貳分	味そ 取合	醤油 七石武斗
	直段 廿四たる	白子 数之子
一 同	永百四文貳分 十八兩三分	筈目之類 四千八百三拾石
一 同	味そ 武斗入 十樽	煎海鼠 此分 無税
一 同	直段 金三兩	干鮓 八斗四升
一 同	金一百廿五文 醤油 武斗入 廿樽	秋味鮭 此税取立 漁船壹艘より拾五斤宛
一 同	直段 金壹兩壹分	千〇式拾貳石〇壹升三合三勺三才
一 此 金	永六十八文貳分 百六拾三兩貳步也	右税高 此税取立方 式わり
一 金	越後酒 八十樽	才 才
一 同	直段 金武兩貳分 四百兩也	外 金四拾壹也 昆布役
一 同	大坂酒 八十たる	是是丸船一艘より金壹兩宛 四拾壹艘分
一 此 金	直段 金五兩ツヽ 六百兩也	〔5〕
一 同	木綿類并小間物 四百五拾七兩壹分	税納産物壳松代金調
	永百八十三文八分 残紙釘口々取	鮭類粕共 式千四百三拾六石八斗五勺
一 金	金ダメ高 三十兩一分	直段 百石二付平均
一 同	鱧油 武石武斗 直段 四斗二付	金 五百六拾五兩貳分永百拾四文六分
一 同	金 五兩貳分	代 金 壱万三千七百八拾貳兩三步永百七拾七文八分
一 同	繩蓮代ダメ高 百七十七兩壹分	干鮭 武百三拾貳束
	永武百十九文三分	代 金 武百四拾六兩貳分也
合 金	此金 六百六拾五兩永百五拾三文一分 六千四百四拾九兩壹步	鱧油 武石武斗
	永百拾四文九分	代 金 三拾壹分也
一 出石高調		干鮓 百九拾五斤
一 出産物惣石取揚高		直段 壱斤 金武朱ツヽ
一 二万三千三百拾貳石四斗四升一勺九才式毛(ママ)		代 金 四拾四兩壹分永百廿五文
		煎海鼠 拾五斤
		直段 壱斤二付 永百五十拾六文三分
		代 金 武兩壹分永九拾三文八分
		金四拾壹 昆布役
		是是丸船一艘より金壹兩ツヽ四十一艘
合 金	壹万四千壹百廿(四拾) 七兩壹分永百四	

[外]	拾六文六分			
	秋味鮭税 武百〇四石四斗武合六勺六才 六毛	内 拾八投十月中 新規相増候分		
	右は十一月中現品にて小樽へ相廻申候	宇山田村 秋味建網 同老投		
[6]	浮浜小物成調	字モイレ村 同建網		
	建網冥加金 壱投二付 金三両宛 出稼滞在役 男壱人 永百文	上余市川 同小引網		
	合船役 女壱人 永五拾文	同大引網 武投		
	永住四半敷役 右取立方之義は海官所 御規則通取立之事			
	出稼商人役 上下壱人より 金壱分より武朱迄	鮫建網 六拾投 但 村方所持之分		
	職人役 永住壱人三付 金三朱宛 出稼壱人三付 金壱分式	同差網 内 拾八投十月中 新規相増候分 同川引網 武投 前同断		
	旅客役 壱軒二付 金三分宛	同建網 大小 五投		
[7]	永住出稼戸籍調	内 武投浜三て相用		
	永住家数 内此人別 男 八百〇五人 女 四百四拾武人	三投川三て相用		
	出稼 内此人別 男 四百三十六人 女 五六拾六人			
[8]	開墾調			
	開墾烟地 六万四千九百坪 此反數 廿壹丁六反三畝三歩	[12] ベ 大小船調		
	内 壱万武千九百八十坪 此反數 四丁三反武畝六歩	中橋 磯持三半船 船	百六拾五艘	
	是是午年新ニ相増候分	四百五拾艘	八拾武艘	
[9]	社寺調	馬員調	武百艘	
	稻荷社 松前 龍雲院末 永全寺壱 禅宗 善光寺末 寶隆寺壱	内 八拾壱疋	壱艘	
	淨土宗 東本願寺 掛處	御備馬 武拾八疋	廿三疋	
	右本願寺之義は午年新ニ相増候分	村方馬 五拾三疋	八匹	
[10]	漁場調	馬駒駒	廿疋	
	字浜中村 同鮫建網 拾三投	内 八拾疋	三十疋	
	字山田村 同鮫建網 武拾八投	御備馬 武拾八疋	廿疋	
	字沖村 同鮫建網 拾八投	村方馬 五拾三疋	八匹	
	字フンコヘ村 壱投			
		右は去年諸調書面之通御座候以上 未六月		
(1)	御下ヶ金調書			
	金 千両は 但 去巳年十月廿三日 於 右ハ米穀諸品御差支二付當余市場処備米外品と も一時融通可致旨 烏判官殿より御達二付 御 受仕候處 其節米九拾五石四斗五升 越後酒十 樽 ミそ拾樽 醬由壱斗入拾樽 鮭身欠二四入 五箇相廻申候 就てハ場処人氣ニも相拘り可申 候ニ付御下ヶ金相成申候 上納方之義は当五月 中上納可致旨被仰聞候間 右之趣ア嚴重ニ申達 浜方へ貸下ヶ申候ニ付 当五月は急度上納可仕			

候

〔下げ札〕

一 金 七百両は 但 去已年十一月晦日於
右へ御直支配被遊候趣意二付 漁場為手配之御
用達之御下ヶ金ニ相成哉 上納方ハ矢張前同様
被仰聞候 此段申上置候 以上
午三月

余市

林 少主典
堀口 少主典

(2)

余市元運上家帳役之者え尋之廉々井答振書

余市元運上家帳役之者へ尋之廉書答振廉書

一 元運上家ニ年々遣料何程入用相成候哉

一 右之儀は別ニ有金と申ハ無之 漁入
用之蓬繩共 其外米酒井ニ雜品ニ
至迄現品ニテ松前店元より買下し
候間私どもニテは曉ト惣金高差
當御答申上兼候得共 運上家元ニ
て年々受取仕候高凡左の通

一 動力給料高凡金三千五百拾両 但惣
人別九十人 壱人ニ付金三拾五両

一 位 尤給料手当共如斯
御役々様御通行御見送途番人小遣料

一 同所本陣井廉々其外共修復壹ヶ年何程相掛
候哉

一 運上家井諸儀々入用高凡一ヵ年金
〔下げ札〕此廉取調之上可申候

一 官員權越候節 食料其外雜費何程相掛候哉
一 御役々様御通行雜費高儀は凡一ヵ年

一 平均金八百両余
本陣其外兼て相勧居候者 食料井雜費一ヵ

一 薪炭油年中何程相掛候哉
一 右食料井其外左の通

米 八百七拾八俵 但四斗入
此石 三百五拾壹石武斗

此代金 三千五百拾武両 四斗ニ
付 金四匁

右は本陣井秋味漁中七月より正月迄
越年山仕事共食料分
味噌 百樽 壱樽ニ付 金武両式分

同断ニ付 十三匁匁入
此代金 武百五拾両

醤油 百三拾樽
但 壱樽ニ付 金壹両

同断ニ付 壱斗入
此代金 百三拾両

竹原塙 三百八拾俵

但 壱俵ニ付 三分式朱
同断ニ付 四斗入

此代金 三百三拾武両式分
右は春秋漁中元運上家引越番人并

越年ニ至迄飯菜之見込ニ御座候
薪 八百六拾敷

但 壓五尺横六尺 壱敷付
此代金 七百五拾武両式分 壱敷

三付 金三分式朱
右は本陣井秋味漁場ニテ相用候分

炭 八百五拾表
内 三百五拾俵 運上家手限ニテ
燒立候分

差引て

残炭五百表
此代金三拾武両式分 壱表ニ付

水六拾五文
右は本陣井山道通行家中遣用

油 四拾樽 但 壱樽ニ付 武斗入
此石 八石

内 七樽
是は浜方漁民之内 鮮魚手透ニ漁

候餉大小取合平均壹疋ニ付三勺四
才ツヽ取立候役高
差引て

油 三拾三樽
但 壱樽ニ付
金三両式分ツヽ
同断ニ付 武斗入

此代金 五拾五両式分
此金五千六拾五両

帳役其外飯糸体ニ至迄衣服等之儀如何仕賄
候哉

一 右之儀は働き方ヲ除 帳役手代飯糸文
ケハ運上家支配人より夫々ニ応し仕賄

遣し申候 其他は不残自己仕賄申候

筆墨紙買入高何程ニ候哉
一 右大凡一ヶ年買入高之儀左ニ
半紙 六枚入 五箇

此メ 三拾メ
代金 四拾五両

美濃紙 武東半
代金 三両式分

薄口紙 拾メ
代金 拾武両式分

西之内紙 壱メ半
代金 三両三分

但壹メニ付 金武両式分

糊入紙 壱束
代金 壱両壹分
白半切紙 弐ヶ
代金 弐両贰分
但壹ヶ二付 金壹両壹分
蠅 同 三ヶ
代金 弐両
筆 百対 但 壱本二付 銭三百文
墨 拾伍丁 代金 六両
此金 三分式朱ト永六拾弐文
七拾七両壹分式朱ト永六拾弐文
五分
夜具類買入高一ヶ年何程
右之儀は前件御役々様御通行雜費見込
金之内ニ見込申候

本陣入費
惣高 五千百四十武両壹分
永百八十七文五分
官員賄代何程受取来候哉
右は壹賄ニ付 銭壹貫文請取來候
諸藩士前同断之節は如何
前官員方同様ニ御座候
商用向ニて罷越候もの運上家ニおるて一切
止宿為致申さる由ニ候得共 中ニ
は知者之向も有之 又は漁民之内
へ止宿兼候ものも可有之ニ付 運
上家へ世話願出候節は是迄如何致
來候哉
右之儀有之候節は是迄運上家并ニ
番家等ニて止宿為致申候 尤賄料
は一切無之事ニ御座候
運上家賄之儀は請負人不斷場處ニ居合不申
付支配人一手ニて取賄候哉 又は受負人よ
り万事申付置候哉
右之儀節は万事請負人より支配人
え申付取賄仕申候
運上家ニ不斷罷在 惣体之心配致候もの給
料何れ之廉より差出候哉 矢張運上家雜費
之内より相弁候哉
右給料并惣て元店より差遣 当運
上家よりは差遣し不申
帳役番人ニ至迄引越建家之儀は一己ニて取
住居致候哉 又は運上家より建遣候哉
右之儀は運上家より建遣置申候
土人并ニ土着番人稼方其外浜徒中之者へも
壳渡候品は一ヶ年何程ツヽ金仕入來候哉
土人より取立方は土人介抱之廉ニ
て申上候 番人稼方之分は請負人
より買下し直段之便ニて貸付申
候 浜中儀は當時聊も無御座候.

米酒雜穀は勿論醤油味噌并ニ客用之夜具新
規仕入候分一ヶ年横金高何程ニ相成候哉
酒米穀其外とも御役々様御通行御
入用之分ハ前件御通行雜費へ相廻
申上 其他は多分土人并ニ浜方入
用ニ候間漁番家入用品并土人撫
育方介抱之廉ニて申上へく候
塩味噌之儀は前件本陣其外ニて食
料ニて答申候
客用之夜具新規仕入候分前件御通
行雜費之内ニ給し申上候
番家ト帽夫々建置 番人差遣置候後 如何
ニて所置致居候哉
番家ト被申ハ運上家前壹ヶ所字
ハルトロ壹軒 スウチ壹軒 ヤマ
ウシ壹軒 テタリヒラ壹軒 石泊
壹軒 イウナイ壹軒 都合八軒有
之 漁業之為番人稼方其外土人
夫々割合致差遣置 委細之儀は左
之廉書ニて申上候
前番家ニ罷在候番人ハ年中彼の處ニ居付罷
在候哉 又は漁業中のみニて何月より何月
迄罷在候哉 且又兼申置候人数之内哉 別
ニ差出候事歟 如何
番家付番人食料其外ハ何程相掛り候哉
番家之儀は左ニ運上家前番家壹ヶ
所梁間四間ニ桁間十間半
右ヘ頭役壹人 船頭番人稼方土人
ニ至迄春漁中ハ大凡七拾人余差置
尤建アミ三投ニて漁業仕候
右入用大凡
米 百九拾七表
但 四斗入ニ付 金四両ツヽ
代金 七百八拾八両
薪 百七拾五鋪
但 前件五六ニ付
壹敷 金三分式朱
代金 百五拾三両武朱
酒 小間もの外品取交の入用
代金 三百両
此ヶ金 千式百四拾壹両武朱
油の儀は番家ニて製し相用候間
別段代金差出し不申候 尤前薪之
儀は煮もの寒防等ニのみ用候儀ニ
無之油製し方ニも相用申候
食料之儀は前件本陣并秋魚場ニて
相用候外ニ御座候
給料等は稼方のみ前件ニて申上候
得共 番家丈ケは跡廉ニて申上候
地名 ハルトロ
番家壹ヶ所 梁間四間 桁間八間

右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
土人式十四五人差遣 建アミ壱投
二て漁業仕候 漁後は人数引上ケ
秋漁場へ差廻し留主居之もの斗り
差置候
右入用大凡
米 六拾八表
但 四斗入 壱表 金四両
代金 武百七拾武両
薪 五拾八敷 前件五六二付
金三分式朱
代金 五百四拾両
薪 百武拾敷
此金 四百拾四両三分(ママ)
油其外共運上家前同断之事

地名 ヤマウシ
番家壱ヶ所 但 梁間四間
右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
土人二至迄四拾七八人差遣 建網
武投二て漁業仕候 漁後は留主居
之もののみにて差置 其外は人数
引上ケ秋漁場へ相廻し申候
右入用大凡
米 百三拾五表 但 前件之通
代金 五百四拾両
薪 百武拾鋪 但 前件之通
代金 百〇五両
酒小間 もの外品入用
代金 百八拾両
此金 八百武拾五両

地名 スウチ
番家壱ヶ所 但 梁間四間
右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
土人二至迄四拾七八人差遣 建網
武投二て漁業仕候 漁後は留主居
之もののみにて差置 其外は人数
引上ケ秋漁場へ相廻し申候
右入用大凡
米 百三拾五表 但 前件之通
代金 五百四拾両
薪 百武拾鋪 但 前件之通
代金 百〇五両
酒小間 もの外品入用
代金 百八拾両
此金 八百武拾五両

地名 テタリヒラ
番家壱ヶ所 但 梁間四間
右番家へも前同断 番人稼方土人
迄ニ武拾四五人差遣 建アミ壱投ニ
て漁業仕候 漁後矢張り前同断之
通
右入用大凡
米 六拾八表
但 四斗入壱俵 金四両
代金 武百七拾武両
薪 五拾八敷
代金 五百四拾両三分
酒小間 もの外品入用
代金 九拾両
此金 四百武拾武両三分
油其外は前同断之通

地名 ヤマウシ
番家壱ヶ所 但 梁間三間半
右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
土人迄ニ式十四五人差遣 建アミ
壱投ニて漁業仕候 漁後は矢張前
件之通
右入用大凡
米 六拾八表 但 四斗入二付
金四両
代金 武百七拾武両
薪 五拾八敷
但 前件五六二付
金三分式朱
代金 五百四拾両三分
酒小間 もの外品共
代金 九拾両
此金 四百武拾武両三分
油其外は前同断之通

地名 シュマトマリ
番家壱ヶ所 但 梁間三間半
右番家へも テタリヒラ番家同断
ニ御座候
右入用大凡
米 六拾八表 但 前同断
代金 武百七拾武両
薪 五拾八敷
代金 五百四拾両三分
酒小間 もの外品入用
代金 九拾両
此金 四百武拾武両三分
油其外は前同断之通

地名 イユナイ
番家壱ヶ所 但 梁間四間
右番家へ頭役老人 船頭番人稼方
土人迄ニ式十四五人差遣 建アミ
壱投ニて漁業仕候 漁後は前件申
候
右入用大凡
米 六拾八表 但 四斗入二付
金四両
代金 武百七拾武両
薪 五拾八敷
但 前件五六二付
金三分式朱
代金 五百四拾両三分
酒小間 もの外品共
代金 九拾両
此金 四百武拾武両三分
油其外は前同断之通

右番家へも テタリヒラ番家同断之 通 右入用大凡 米 六拾八表 但 四斗入毫表 金 四	雜物蔵 塩蔵 網織 舟蔵 細工小家 毫棟
兩 代金 式百七拾弐両 薪五拾八敷 但 壱敷三分式朱	春漁場 其外附属之諸道具何程 春漁場八ヶ處
代金 五拾両三分 酒小間もの外品入用 代金 九拾両 此金四百式拾弐両三分	内 本陣前 ハルトロ ヤマウシ シユマトマリ イユナイ 建網 拾式投 古舌網 拾式枚 前縫網 拾式枚 立上ケ網 拾式枚 但五十目百目合て 袋但大小四拾八 八反より十反迄 同鮎但筒付 參拾六枚組 舟大小六拾艘 内三半舟 式拾四艘 橋舟 式拾四艘
一 本陣蔵々何ヶ處有之 間数何程候哉 一 御本陣 壱棟 梁間八間 枠間廿五間	前縫網 拾式枚 但三十目十一尋十一反 立上ケ網 拾式枚 但五十目百目合て 袋但大小四拾八 八反より十反迄 同鮎但筒付 參拾六枚組 舟大小六拾艘 内三半舟 式拾四艘 橋舟 式拾四艘
御備米蔵 壱棟 文書蔵 壱棟 道具蔵 式棟 税納蔵 壱棟 但式戸前有之候て一間之差掛有 之候 網亭蔵 壱棟 酒味噌醤油蔵 壱棟	前縫網 拾式枚 但三十目十一尋十一反 立上ケ網 拾式枚 但五十目百目合て 袋但大小四拾八 八反より十反迄 同鮎但筒付 參拾六枚組 舟大小六拾艘 内三半舟 式拾四艘 橋舟 式拾四艘
一 鮎一 内 荷物蔵 三棟 内 壱棟ハ三戸前有是一間之差掛ケ 壹棟ハ式戸前有是前同断 壹棟ハ壹戸前ニ御座候 雜物蔵 式棟	前縫網 拾式枚 但三十目十一尋十一反 立上ケ網 拾式枚 但五十目百目合て 袋但大小四拾八 八反より十反迄 同鮎但筒付 參拾六枚組 舟大小六拾艘 内三半舟 式拾四艘 橋舟 式拾四艘
秋味漁場手配向雜費何程相掛候哉 一 右ハ春漁取仕舞後春人別不残引上ケ 相廻し漁業仕候 一 右入用大凡 米の儀は前件前件本陣其外食料高ニ 込メ申上置候 薪之儀も前同断ニ御座候 酒あらもの小間もの入用 一代金 式百両 竹原塩 式千五百表	秋味鮎漁業之節如何手配致 尚附属諸道具 何程 一 右は前件申上置候通 春漁廻り候人 教漁後差遣 夫ニ手預り漁業に附属 之品左之通 漁場四ヶ處 余市大浜 壱ヶ所 川尻 壱ヶ所 ヤマウシ 壱ヶ所 五統 建網 五統
代金 式千百八拾七両式分 此合金 式千三百八拾七両式分 秋漁場二付蔵々何ヶ處 間数何間有之候哉 一 漁場小家 壱ヶ所 梁六間 枠十四間半 鮎塩切蔵 壱棟	右何れも糸網大浜ニて相用 糸網は打廻し千間 其他は百五拾 間 是小網小立アミ式統ハ川ニて

相用申候 川尻ヤマウシ分川壹番
之儀は建アミニテ漁業仕候

(3)

余市場所浮小物成高其外出金廉々取調書

貰

入金 百五拾壹両壹分 永武文四分
余市御場處浮小物成 壱カ年分
立高去子年より辰年迄 取
五カ年平均

内
金 九拾七両 建綱壹投ニ付
金 水 武百文ハ 金二両ツヽ取立分
金 五拾四両 是ハ合舟役永住家役
但 永五拾武文四分 出稼其外免判役
但 此分其年三寄 永住家役其外増減も
有之候へハ確定相成不申候

出金 千五百両 元運上家 壱カ年暮方雜費

出金 八百両 本陣井山道通行家御通行御
役々様取扱入用 壱カ年分

出金 九拾両 余市御役處御入用三ヶ年
但 此分其年柄ニ寄諸品相庭之騰低ニ応
御入用高多寡有之申候

出金 四千九百両 土人遣方ニ付 壱カ年撫育
品共見込高凡

出金 百七拾両 岩内越 古平越両方山道路
但 此分其年ニ寄風雨ニテ満水等有之

出金 千六百両 人足六千人
但 此分馬數壹カ年凡式千三四百迄遣方
も有之ヘ共駆ト詰兼候ニ付人足ニ込

申

上候

右之通ニ御座候 以上
午三月

(4)

余市場所漁民より是迄取立候諸税元運上家帳
役之者え尋之廉々答振書余市場所漁民より是迄取立候諸税元運上家帳
役之ものへ尋書并答振

一 鮭類之儀役取立方如何仕来候哉

答 右之儀ハ胴鮭ト身欠ト不取離前ヲサ
ヽキト唱候 二八役と申ハ拾足より壹
疋六分取立仕来候 但二八役之内四分之

用捨仕候

鮭メ粕稅割

但右ノ粕之儀は虫食損じも有之候ニ付
壁ハ五拾玉メ揚候内 改之節模様ニ寄巻

一 雜品改之儀は如何取立來候哉

干鱈式割稅取立來候得共 干揚ケ不申候
分は取立不申候

干鱈 前同断
干鮑ハ漁民ニテ漁り不申候 適々取上ケ
候ても食用ニ相成り申候

煎海鼠 漁民ニテ一切漁り不申候
昆布之儀は是迄漁民ニテ刈取不申候 尤も昨已

仰出ニ付 役取立不申候
雜魚之儀ハメ粕ニ致候得ハ矢張荷物ニ相成り候
ニ付 鮭メ粕同様毫割稅取立申候

一 產物之内無稅之品有之哉

鮭之白子 鮭油 篠目 右鮭之鰓ヲ干上
ケ候品也

此外伐木品都て稅取立不申候

一 (5)

余市元運上家帳役之者え同所夫役之儀尋之
廉々并答振廉書余市御場所元運上家帳役之者へ同所夫役之儀尋
之廉々并答振廉書

一 余市場處ニカ年之夫役定数有之候事哉

一 当所夫役之儀は御触違も無之候得共
壹期ニ付十二ヶ月三人位ツヽ

一 先触面二人足壹人と記し有之自然三人差出
候節は矢張通行役々よりハ一人前之賃錢下
ケ渡候事ニ付 其割は如何致遣し候哉

一 御先触面二人足壹人と記し有之候得
共時宜ニ寄三人又ハ五人も差出候儀
も有之申候 尤も是迄増賃錢請取不

申矢張壹人前之賃錢右人數ニ応し割
渡遣シ申候

一 遠路ヘ罷越候人足共食料草鞋之儀は如何致
遣し候哉

一 遠路ヘ罷越候人足共食料草鞋等ハ去
ル寅年迄ハ運上家より差出候得共其

後ハ自分持ニ相成り申候

一 当場所より岩内其外ヘ相越候人足共 風雨
并ニ吹雪之砌一泊不致候てハ難越節ヘ他場

處ニ至リ泊方如何致候もの哉

一 右他場所ニテ泊方之儀ハ先場運上家
之差図を受 止宿為致申候

一 他場所より相越候人足前同断之節ハ取斗方
如何ニ致候哉

一 右止宿為致方之儀は運上家より差図

致シ 旅籠屋木賃宿渡世之者一同ヘ

夫々割合一泊為致申候

人足其他処行飯米差支候節 買入方ハ如何	但シ	八太郎
致候哉	同	政吉
一 右飯米差支候節ハ其運上家より買入	庭掃除方	若者武人
又ハ借請候節も有之返済方は運上	右人別之内重立者相殘	余は
一 官員より請取候人馬賃錢ハ運上家え下渡シ	御用向又は御通行無之節	業場へ手分ケ加勢仕居候
其後割下ケ之儀ハ如何致遣候哉	脇本陣	漁
一 右御下渡人馬賃錢ハ御先触面之通請	モイレ壱ヶ所	建網
取其人數二心じ割合尤渡方之儀	三箇頭役	作右衛門
は其都度人馬縫賄掛之もの立会ニテ	船頭役	平十郎
相渡申候 但御備馬之儀ハ運上家ニ	メ	蔵
て前同断割合ヲ以テ取置申候	下船頭	松
一 諸藩士又ハ平通行御添触ニテ人馬願出候節	外三雇人	源之助
ハ賃錢如何程受取候哉	男女土人	佐太郎
一 右御添触持參御通行之節は矢張御定	メ	四拾壱人
貨錢受取前同断夫ニ割渡申候	卜口壱ヶ所	武拾四人
一 風順不宜ニ付何れヘ往来致候舟ニ落	メ	佐五右衛門
船之砌人足願出候節は人馬縫触之者	下船頭役	寅吉
ヘ相談之上貸遣し賃錢之儀ハ双方熟	外三雇人	吉蔵
談之上為受取申候	男女土人	拾武人
(6)	メ	要人
午三月 與市御本陣脇本陣役割人別書上	メ	綱武筒
與市御本陣同割人別書上	メ	外三雇人
覺	メ	嘉四郎
御用達	メ	萬蔵
御本陣守并漁業惣手配方	メ	藤五郎
御本陣守并漁業惣手配代	メ	廿七人
同下役	メ	廿六人
通詞役	メ	廿七人
士人差配方	メ	廿七人
御本陣帳役	メ	廿七人
忠治郎	メ	廿七人
手代	メ	廿七人
同山取締役兼	メ	廿七人
久兵衛	メ	廿七人
同手附	メ	廿七人
同山取締役兼	メ	廿七人
久兵衛	メ	廿七人
同台所井戸々取締役 文太郎	メ	廿七人
同蔵廻り手附	メ	廿七人
同前同断	メ	廿七人
仕方	メ	廿七人
同料理方	メ	廿七人
御出張小遣役	メ	廿七人
粧粧師	メ	廿七人
同手附	メ	廿七人
召焚	メ	廿七人
米吉三郎	メ	廿七人
松	メ	廿七人
忠寅	メ	廿七人
助弥	メ	廿七人
清定	メ	廿七人
吉蔵	メ	廿七人
市蔵	メ	廿七人
吉	メ	廿七人
白	メ	廿七人
山	メ	廿七人
メ	廿七人	嘉兵衛
尻場	メ	廿七人
メ	廿七人	嘉兵衛
男雇人	メ	廿七人
三番人	メ	廿七人
十人	メ	廿七人
武筒	メ	廿七人
兵衛門	メ	廿七人

テタリヒラ	壱ヶ所	士人 男女 百五十五人
頭役 船頭役	豊吉	右之通二御座候 以上
下船頭	友吉	(7) 午三月
外二雇人	金次郎	余市場處年寄其外給料手当金伺書
男女土人	拾人	余市場處年寄其外給料手当金伺書
シユマトマリ	壱ヶ所	一年寄 武人
頭役 船頭役	熊五郎	一年此給料壱カ年金何程差遣可然哉
下船頭	留八	村役 漁業取締 四人
外二雇人	兵衛	秤取 此給料前同断
男女土人	拾人	秤取 壱人 此給料手当共壱カ年何程
コウナ井	壱ヶ所	秤取手伝之者 壱人 此給料手当壱カ年前同断
頭役 船頭役	勝五郎	秤取手伝小者 壱人 此給料手当前同断
下船頭	市太郎	山林取締之者 三人 此給料手当前同断
外二雇人	勘太郎	出張處小遣 武人 此給料手当前同断
男女土人	拾人	取締手先役 武人 此給料手当壱カ年前何程
以上	脇本陣八カ所	合金 右之通奉伺候 以上
鍛次場守	初太郎	(8)
手附 同		昨已年余市元運上家手漁方并漁民より諸役取立高取調書
細工場守		昨已年余市元運上家手漁高并漁民より諸役取立高取調書
木引小家守		金 壱万四千九百廿八両壱分永武拾武文壱分
外二職人		此石 三千九百六石一斗八升一合八勺
御備 馬拔方		金 五千四百四拾九両永武百廿八文八分
外二手附		此石 千六百七拾六石六斗八升五合八勺
烟地守		内 但 百石二付平均三百廿五両
外二若者		胴鰯 壱万八千束 元運上家手漁高
川渡守		此石 八百三拾武石五斗 脇鰯 壱万八千束永武百五拾三束
外二若者	壱人 松	此石 八百四拾四石壱斗八升五合八分
少ヘシヘ通行家守		金 武千武百九拾武両三分 永五拾文
帳役		此石 五百七拾三石武斗 但百石二付金四万両
給仕役		内 鮭身欠 千武百六拾本 元運上家手漁高
外二若者 武人		此石 武百七拾七石武斗 同 一千三百五拾本
但し 大御通行有之候節は御本陣より加勢		
参申候		
右同所炭焼	浅次郎	
外二若者	壱人	
惣人數	三百五十五人	
内		
番人	七拾四人	
雇人	百廿六人	

漁民より一役取立高

- 一 此石 武百九拾七石
一 金 三百八拾七両 元運上家手漁高
白子 百五拾本
此石 九拾石 但 百石二付 金四百三拾両
右は漁民より役取立不申候
一 金 五百廿武両毫分ト永武百文
より數ノ子 武百武本 元運上家手漁高
此石 百武拾毫石五斗 但 百石二付 金同断
右は前同断
一 金 百三拾五両 前同断
此石 三拾三石七斗五升 但 百石二付 金四百両
不数ノ子(マニ) 五拾本
右は漁民より役取立不申候
一 金 四百拾四両 元運上家手漁高
筈目 武百五拾七本 但 百石二付 金武百三拾両
此石 百八拾石 但 百石二付 金三百八十両
右は前同断
一 金 武千武百廿九両毫分 永武百廿八文武
分
此石 五百八拾六石七斗四合八勺 但 百石二付 金三百八十両
内 メ粕 六百五拾本 元運上家手漁高
此石 四百三拾七石四合八勺
メ粕 武百武拾本 漁民より取立役
高
此石 百四拾九石七斗 前同断
一 金 六拾壹両毫分 但 東 金三分武朱
干鰯 七拾束
此目方 千七百五拾メ勺
壱東 目方式メ五百勺
此石 四拾三石七斗五升
一 金 武拾五両 但 壱把三付目方式メ勺
昆布千丸 但 壱把三付目方式メ勺
此目方 五拾石 百石二付 金五拾両
此石
右は土人稼方之者諸品等元運上家より兼て
借受有之候ニ付 自分漁致 元運上家ニ壳
渡借品差引勘定致候事
一 金 拾武両 永五拾武文 元運上家手漁
高 鮑 百拾七斤壱分武リソ
但 壱斤金 永百武拾文九分
此石 四斗六升八合四勺八才
此目方 十八メ七百三拾九勺武分
金 二拾八両武朱ト永四拾五文六分
煎海鼠 三百七拾斤五分六リソ

- 但 壱斤二付前同断
此石 壱石四斗八升武合武勺四才
此目方 五拾九メ武百八拾九勺五分
是も昆布同様之事
一 金 三千三百六拾壹両三分永九拾三文
秋味鮓大よりヒン取合千八百廿東
此石 六百三拾四石三斗一升 元運上家手漁高
但 百石二付 五百三拾両
右之通ニ御座候 以上
午 三月
(9)
余市場處建綱冥加并小物成金調
余市場處建綱冥加并小物成金調
一 建綱冥加金 但 壱投二付 金 三両
ツ、
去子年より辰年迄五カ年平均毫ヶ年
一 金 九拾七両永武百文
小物成金 是は合船役永住家役并出稼
人役其外切手錢等也
前同断毫カ年分
金 五拾四両永五拾四文四分
右之通ニ御座候 以上
午 三月
(10)
(表紙が失われたと思われる)
余市場處土人へ旧来よりラムシヤト唱 官より
被下品当元運上家よりも差遣候品有之ニ付
是迄之定員調書
一年々七月頃夏ラムシヤ之節官より被下品
越後酒 五斗三升
是は乙名脚乙名共三人 壱人二付三升ツ
小使四人ニ土産取武拾壱人 都合武拾五
人 壱人分武升ツ、被下置
惣乙名より土産取迄武拾八人ハ焚飯一汁
武菜善部ニテ為給候
前同断
一 蕁煙草 武拾八把
是は前同断 武拾八人 壱人二付壹把ツ
一年々ラムシヤ之節官より被下品
越後酒 九斗七升
是は平土人老若 九拾七人土人壹人二付

	一升ツヽ被下置	同	一升ツヽ被下置
前同断		同	濁り酒 弐斗四升武合五勺
一 小刀 芽枚ツヽ		前同断	
是は役土人より平土人十五才以上 百四拾七人 壱人ニ付前同断芽枚ツヽ被下置		同	越後酒 弐斗四升武合五勺
一 候		同	是は女土人男女小児ニ至迄 百九十四人
木綿針 五本ツヽ		同	壱人ニ付 壱合武勺五才ツヽ前同断之通
是は女土人壱拾五才以上 百武拾三人壱		同	為飲申候
一 越後酒 四斗八升五合		同	濁り酒 四十八升武合五勺
是は女土人男女小児ニ至迄 百九十四人		同	是は前同断 百九十四人壱人ニ付武合五
壱人ニ付武合五勺ツヽ被下置候		同	勺ツヽ前同断之通為飲申候
同 三升		同	玄米 六斗
是は正月元日 年始ニ罷出候節 役土人		同	是は平土人より(ママ)以上男女小児ニ
小使六人 壱人ニ付五合ツヽ被下置候		同	至迄前同断為給申候
同 三升		同	外ニ惣乙名より平土人迄組合ニテ壱人
是は八朔御礼ニ罷出候節 前同断被下置		同	ニ付越後酒四升ツヽ是は彼等春秋備
候		同	之給料ヲ以勘定之節元運上家へ相弁可
年々ラムシヤ之節		同	申候
同 壱斗武升		秋味綱卸し当日秋ラムシヤト唱ヘ夫々	
是は惣乙名より脇乙名迄三人 壱人ニ付		貸付仕候 尤別段介抱は夏ラムシヤ同断	
四升ツヽ元運上家より遣申候		仕来候事	
年々ラムシヤ之節		土人男女七歳未満之ものヘハ綿入芽枚	
同 越後酒 三斗武升		ツヽ為寒防 官より被下置き候事	
是は小使役三人 壱人ニ付四升ツヽ元運		夏秋兩度ラムシヤ之節ハ前段之外 其	
上家より差置申候		願二人戸見計諸々酒 外ニ濁り酒とも夫々ニ差遣仕来ニ御座	
同 四斗武升		候	
是は土産取土人廿壱人 壱人ニ付武升ツ		右之通御座候 以上	
ヽ前同断 差遣置申候		午二月	
同 九斗七升		(11)	
是は平土人老若 九拾七人 壱人ニ付壹		余市場處土人共ニ介抱并被遣方元運上家帳役	
升ツヽ		之者え尋之廉々答振書	
前同断差遣置申候		余市場處土人共介抱并ニ被遣方元運上家帳役	
同 四斗八升五合		者へ尋之廉々答共	
是は女土人男女小児ニ至迄 百九十四人		病老土人介抱は如何致來候哉	
壱人ニ付武合五勺ツヽ差遣申候		病土人之儀は病之輕重ヲ見計 薬用為仕	
葉煙草 三拾把		全快迄は一日玄米武合五勺味噌添救助と	
是は惣乙名より小使土産取土人迄武拾八		して差遣置候	
人 乙名三人丈ケ武把ツヽ小使土産取		老土人之儀は漁中自分漁業罷在候得共	
土人は壱把ツヽ元運上家より差遣置候		漁後元運上家へ參り夫々相勵候へは一日	
同 越後酒 弐斗四升武合五勺		壱人ニ付米七合五勺ツヽ介抱差遣置申候	
是は平土人九拾七人 壱人ニ付武合五勺		但老病之者は勿論 子持女土人脇本陣雇	
ツヽ 介抱ニ前段外ニ元運上家より為飲		ニ不相成ものえは夫々建アミニテ取高見	
申候		計へ 飯料として差遣置申候	
		病土人老土人有之節は撫育方之儀壱ヶ年左	
		ニ 古着壱枚 造米拾表 木口キ烟草十式玉	
		白木綿武筋 木綿半反 同糸半把	
		土人共出産之節ハ運上家より如何取計遣候	

役土人小兒出産之節は越後酒一升濁り酒
武升玄米武升木綿五尺為祝儀差遣申候
平土人小兒出産之節は越後酒武合五勺濁
り酒壱升米壱升木綿五尺前同断差遣申候
前同断死去之節如何
役土人死去之節は酒武升濁り酒四升米八
升木綿武丈為香典ト差遣申候
土産取土人前同断之節は越後酒一升濁り
酒
四升玄米八升木綿壱丈前同断
平土人前同断之節は清酒五合濁酒武升米
升四
升木綿五尺差遣申候
女士人男女小兒前同断之節は清酒武合五
勺
濁酒五合玄米一升 木綿五尺差遣申候
役土人遣方如何仕来候哉
役土人手当之儀申上候
米 三石三斗六升
但 壱人二付五斗六升ツ、
此金
是は役土人六人え役料として八升ヲ一表
ト定分 壱ヶ年壱人ニ付玄米七表ツヽ四
恰式表旧来より差遣申候 六人ニテ三日
変り土人取締御通行為送迎 本陣え詰居
り食用之儀は和人同様本陣ニテ三食為仕
候
平土人遣方如何仕来候哉
米 百五拾武石六斗
此代金
是は二月より五月迄四ヶ月 秋は大体九
月より十一月迄秋漁取仕迄三ヶ月春秋漁
事中男女凡百六拾人造米ト唱 八升入
壱表ニ定壱人前拾式表ツヽ差遣 壱人分
金拾武両ニ当る別ニ春漁引扱之節は漁
之模様ニ応じ夫々酒木綿其外品手当ニ差
遣申候
女士人之儀は春漁之節脇本陣ニテ取上ケ
鮭ヲさかし白子數之子手当トシテ壱樽ニ
付米壱升ツヽ給料外ニ差遣候
米百四拾壱石六斗
此金代
是は二月より五月迄四ヶ月分
凡日數百十八日積り男女百六拾人
飯米但壱ヶ日ニ付壱石武斗 壱人二付
七合五勺
米 百八右
此金代
是は秋九月より十一月迄九拾日積り男女
百六十人 飯米
但 一日前同断 壱人二付前同断
但 メ 男女土人漁後 被遣候節は一日壱人

分七合五勺
米穀其外諸品之直段合は如何之仕組ニテ差
遣來候哉
直段之儀は古來より金錢ニテ差引改候事
無之漁中給米井ニ買入品等替り米等ニテ
取立來候 就て土人共より買入候品直段
左ニ
並海鼠 数 三百三拾ニ付
鮑 同 五百ニ付 米 壱斗武升
外割鮑 壱束武百疋結 壱束付 但 大中小ニ不拘
鮭白子 壱樽ニ付 米 武升
同数之子 前同断 米 武升
筈目 目形廿壹メタ目ニ付 米 武升
出し昆布 五メタ目ニ付 米 武升五
合
一 楪早切 拾本ニ付 米 武升
但 長 三間半ニ定メ
楪柄 壱本ニ付 米 壱升
薪 但 長 五尋ニ定メ
但 五尺五寸四方之定メ 尤薪之儀
は他場所ト違 上薪は無御座 たも
き ならの木 外木品は都て半直段
古來より定メ
越後酒 壱升ニ付 米 武升と換
る
粧 濁り酒 壱升は 前同断
地廻り烟草 壱升ニ付
木口キ烟草 壱玉ニ付
白木綿 黒木綿
染木綿 同
古手 網
白縫糸
古手着物
内
上壱枚
中 同
次子共同
木綿針
大鍔
膳
土人製造之諸品
是又如何之仕法相立取立申來候哉
右之儀は左ニ
厚子壱枚土人共より買入候節
代米 八升

此金 三分永五拾文
但 四斗入二付金四両

一 獣皮之儀は是迄御軽ものト唱 土人ト
モ 取獲候分は御役處え上納 左え代米御
ケ相成居申候
熊皮 代米 二斗四升
此代金 武両壹分ト百五十文
同 胆 目形 壱又二付
獺皮 壱枚二付 代米 武升五合
狐皮 壱枚三付 代米 武升
此代金 永武百分也

(12)

余市市場處役土人名前書并家數人別書

余市御場處役土人名前書
右之通ニ御座候
午 三月
惣乙名 留左衛門
脇乙名 イコンリキ
同 小使 サルマ
小使 サントリ
以上 六人

余市御場處土人家數并人別書
一 土人家數 八拾三軒
此人別 三百六拾七人
内 訳 男 百八拾九人
女 百七拾八人

右之通ニ御座候
午 三月

余市御場處出產物并諸品仕入高代差引書面

覚
入金 壱万四千九百 鮑荷物 鮑 鰐 昆布
武拾八両壹歩ト 三千九百六石一斗
永武拾武文壹分 八升武合八勺目
但 元運上家手漁井ニ
惣民より取立候二八役とも
惣高如斯

入金 九拾両 余市御役處御入用

品代御下ヶ三相成候分
昨日年分 御詔合御役々様方へ
買上品御下ヶ之分 前同断
御通行御役々様方
賄代本陣ニて受取候メ高
山道通行家分前同断並旅人
往来賄料メ高
漁民へ諸品貸付取立之廉
番人稼方へ諸品貸取立高
余市川渡錢取立高
永廿武文壹分
此處へ
出金 壱万五千両 元店より仕入品代
已年分メ高凡

（下げ札） 仕入品并代盛共元店買入ニテ
相

分り兼候間 松前え問合之上可
候事

出金 千式百両 場処限リニテ
此ベ 壱万六千式百両 仕入品代メ高
出金 武千八百七拾三両 場処運上金
出金 武千百三拾九両 錢壹メ八十八文
出金 武千百式拾一両 錢七百文
出金 六百五拾両 番人稼方 百六拾壱人
金子ニテ給料差遣候メ高
米 六百三拾四表 前同断 全ク米ニテ
前同断 全ク米ニテ
差遣候直段卯年より
已年迄三ヶ年平均四
十五又五分
是ハ元店より家族の
者へ遣分
番人稼方人数百六拾
壱人之内年ニ四分通
帰國之節登り下り路
用差遣候 但 登り
下り共壱人二分 金
五両シ、

出金 武百式拾五両 稼方之者より薪六百
是ハ冬分飯料運上家
より差遣手当三代ら
セ買入申候 昨已年稼方之者為手

出金 五拾一両武朱

当錢	貳百廿五文	前同断	買入申候		代金	四十四三分永五十文	
合金	貳万四千貳百五拾九兩一分			金	三四拾兩	前同断遣候	賄物金積り
	貳朱卜永	貳百九拾六文		凡	貳拾五兩位	前同断人別前同	
出入差引残高							料理人
金	五千四百三拾六兩	貳朱卜永		金	五兩	右 諸事小遣同断	
	百七拾三文九分	(ママ)		外	ニ手当賄物代は金貳三拾兩位	飯焚	
右之二御座候	以上			正仕着セ遣候			別段盆
午 三月				右之通ニ御座候			
(14)				午 三月			
余市本陣付役々給料手当書上							
余市本陣付役々給料手当							
御用達 壱人							
金式拾兩							
米拾五表ツ、支配人代 通詞 両人え							
代金 八十四兩 但 壱石十四兩見込							
金 百四五拾兩ツ、別段場処表ニて為手當							
ト差遣候							
外ニ賄物 壱人ニ付左之通遣候							
走身欠ニ四入 五本 より數子廿五ヶ勿							
鮓切込 貴梅 一樽 鮓寿、三樽							
塩敷子貳斗入 一樽 干鮓 貴東							
干鮓引 廿束 昆布 拾ヶ勿							
新巻 五束 鮓筋子 三樽							
但 飯米并賄物も現品ニて遣候							
入金 貳百式拾四兩							
下げ札							
給料見込之處ハ是迄之振合を 以取扱可申哉 多分之事ニ付 一応是迄之高申上候 人員は 先帳有之候							
金式拾兩							
米拾五表ツ、 帳役 壱人							
代金 八十四兩 重手代 三人							
外ニ賄物 壱人ニ付金積り凡五拾五兩位							
米拾式兩表ツ、 手代役五人							
同金 六十七兩							
金 八九拾兩 前同断 壱人ニ付遣候							
外ニ賄物 壱人ニ付金積り凡五拾兩位前同							
金八兩断遣候							
米拾表ツ、 給仕方							
同金 五十六兩							
金 四五拾兩前同断遣候							
賄物金積り凡三拾五兩位 壱人ニ付前同							
金七兩遣候 人別ハ別紙ニ差遣候							
米八表ツ、 小遣							
以上							
右之通ニ御座候							
午 三月							
余市御場処土人名前							
覺							
烽火台							
但 当領字ヤマウシ山道ニ備置							
右之通ニ御座候							
午 三月							
余市御場処役土人名前							
惣乙名							
留左衛門							
イコシリキ							
サルマヘ							
マクラ井							
六人							
余市御場処土人家数并人別							
覚							

土人家数
此人別
内訳 男 百八拾九人
女 百七拾八人
右之通三御座候
午 三月

覺
支配人代 松前城下 第 吉
通詞 南部 釣谷浜 源 八
帳役 松前城下 忠次郎
外二稼方番人共 百七拾七人

右之通三御座候
午 三月

余市御場外漁業取締年寄役名前
覚

次郎兵衛
茂右衛門
三郎次
勘右衛門
久右衛門
嘉右衛門
以上 六人

右之通三御座候
午 三月

余市御場外永住并出稼人戸員數

永住人家数 百拾四軒
此人別 男 五百三拾人
内訳 女 弐百九拾四人
武百三拾六人

已年越年
出稼人家数 六拾三軒
此人別 男 弐百四拾八人
女 百六拾七人

右之通三御座候
午 三月

⁽¹⁶⁾
上 堀口少主典

玄米四千俵 但 余市本陣年分見込手配
方 御通行各官御役々
様方土人撫育是迄支配
人番人極上唱候子供迄
凡入用

是は年分見込仕入仕候得共 過分ニ相成り
ニ付過分之儀は是迄漁業之砌浜方ニテ差支

候得共融通仕来申候事
シカリベツ 但 御小休所老ヶ所 是は
其所家守奉湯家具類相
賄申候 外器掛壁椀之類ハ矢張本陣より相廻
し申候事

同所 笹小屋と申老泊所 但 老ヶ所 是ハ万事薪炭
喰料御通行御役々様方
御取扱之者不残余市本

近年府藩県諸御役々御通行多ニも相成旁以
余市場所ニても岩内越忍路又古平越等と申
何も難山道繼立伝馬人足凡五千六百人程年
分遣松申候故 全島蝦夷西地之内難場所ト
申事

昨已年私儀北海道後志国余市郡被仰付九月
廿日東京出立 同十月十五日場所着仕候迄
は永住之者七拾七軒外無之ニ付追々申

論 当時ニ至り百七軒迄ニ相成申候
右は先般御布告被仰出候趣意柄聊相背候者老人
も無之候得共余市場所之儀は前条之通永住人
員少ニて漁業中斗出稼者多之場所ニ御座候故詰
合役々未熟之様ニ思召も被為在候得共何分派
相続相成兼候趣 相成べく御儀ニ御座候ハヽ薪炭
喰料諸品迄 是迄之通當老カ年斗りも被仰付
被下置候はては漁業手配方等ニも差支可申候哉
ニ奉存候 先般御変政被仰出之通ニハ役之儀
元請負人漁場之儀も浜方並ニ上納可致旨相達置
候得共 内実難渋之模様相見へ申候 就ては本
陣ニテ是迄召仕居候支配人同代脇本陣守通詞番
人手先船頭年々定式雇番人百拾余人之者ヲ先般
御達御座候通 弥御生育被遊候哉 其外土人之
儀も同様被遊べく候哉 右之件々具ニ奉伺置候
はては何分ニも私共心配仕居申候 憚多くと候
得共土人始番人船頭通詞等之儀ヲ御直育被遊候
ては却て朝廷御手數何斗り歟御費ひ相當候て
格別御國益ニは相成間敷御儀と奉存候 右は諸
場所共是迄運上金と相唱候上納金場所々納來の
高ヲ御調場所之甲乙ニは有之候得共是迄之上
納高え御目的ヲ以 上納増相成候様 場所之詰
合役々尽力いたし簾々不相立様御仁政ヲ施し大
道行広政を被遊候ハヽ 万代の御益御國之御民
安穏益々以數万之民舉て 天帝ヲ仰可奉守護仕
哉に奉恐伏候 恐惶謹言

午 三月 余市詰 堀口 少主典
此段乍恐愚心付候迄之處御謹流し奉願候

余市郡當未年諸調書

余市諸(東邑)

目録

一 一 一 一	產物出石高調				
一 一 一 一	御仕入品御定調				
一 一 一 一	御收納金手代小遣員調				
一 一 一 一	本陣守へ歩方下方規則				
一 一 一 一	御受負人より引継諸品并本陣御收納藏々代				
一 一 一 一	金調				
一 一 一 一	浮小物成調				
一 一 一 一	開墾調				
一 一 一 一	漁場調				
一 一 一 一	大小船調				
一 一 一 一	戸籍調				
一 一 一 一	社寺調				
一 一 一 一	漁網調				
一 一 一 一	馬員調				
一 当未年					
一 一 一 一	產物出石高取				
一 一 一 一	出產物惣石取揚高				
一 一 一 一	三萬武千九拾四石七升五合武勺				
一 一 一 一	内訳ヶ				
一 一 一 一	壹萬四千九百九拾壹石壹斗三升				
一 一 一 一	筒鱈身欠出石高				
一 一 一 一	壹萬千百〇六石四升三合武勺				
一 一 一 一	鮭メ粕出石高				
一 一 一 一	五千九百九拾六石四斗五升武合				
一 一 一 一	無税品白子				
一 一 一 一	数ノ子并種目				
一 一 一 一	出石高				
一 御仕入品御定調					
一 金 千五百六拾壹兩					
一 永百武文九分	米 武百四拾武石				
一 直段 壱石二付	六斗四升				
一 金 六兩壹分永百八十三文八分					
一 同 武百〇武兩式分					
一 同 金 壱兩式分	餅白米 四拾五表				
一 同 金 壱兩式分也	朱肉 黑肉 五拾匁				
一 同 同 金 壱兩式分	朱墨 武拾丁				
一 同 三兩式分	印墨 廿丁				
一 同 三十五匁					
一 同 三兩也	三十式匁 秤 壱本				
一 同 壱兩三分永百廿五文	同 壱本				
一 同 百八兩三分	三實匁 同 三本				
一 同 醬油					
	百四拾五たる				

一 一 一 一	四拾八兩也	味噌	式拾四樽	
一 一 一 一	五兩永百四拾七文	大豆	式俵	
一 一 一 一	三九兩也	小豆	三表	
一 一 一 一	三拾四兩也	白砂糖	式挺	
一 一 一 一	七拾七兩式分	番茶	七拾子	
一 一 一 一	廿五兩式分	中茶百四拾子		
一 一 一 一	大蠶	三箱		
一 一 一 一	三廿五兩式步	三六朱	三箱	
一 一 一 一	六六兩永百廿五文	魚油	廿四樽	
一 一 一 一	半し	白半切	七千枚	
一 一 一 一	式兩式分永百廿五文	蠶半切		
一 一 一 一	五千枚			
一 一 一 一	六兩壹分	薄口紙	百丁	
一 一 一 一	七兩也	美の紙	七拾子	
一 一 一 一	四兩式分	墨	三拾六丁	
一 一 一 一	九兩壹分永百廿五文	筆	三百対	
一 一 一 一	五十兩也	国分萬	千玉	
一 一 一 一	七拾式也	阿わ粉	九箱	
一 一 一 一	三兩三分	草鞋	三箇	
一 一 一 一	武百六拾六兩壹分	八實匁		
一 一 一 一	同 金 三百四拾兩	炭	八百五拾武俵	
一 一 一 一	九百拾八兩三分	薪	百七拾敷	
一 一 一 一	同 六兩式分永六拾文	酒	七百三十五たる	
一 一 一 一		長帳	百枚	
一 一 一 一		武百枚	五冊	
一 一 一 一		五拾枚	卷冊	
一 一 一 一		百枚	四冊	
一 一 一 一	同 同 同 拾八兩也	口紙	メ	
一 一 一 一	武拾四兩	竹原塩	廿四俵	
一 一 一 一	百六拾八兩三分	尺長蓮	四百五拾束	
一 一 一 一	同 金 四拾三分	丈繩	七拾丸	
一 一 一 一	廿四兩式分	中間繩	百七拾丸	
一 一 一 一	同 同 拾兩也	大間繩	式拾丸	
一 一 一 一	三分永武拾文	正婦	拾斤	
一 一 一 一	四千武百六拾壹兩永三拾九文九分	手代		
一 一 一 一	同 同 拾兩也	渡		
一 一 一 一	同 同 並	林辺		
一 一 一 一	同 佐	基	專	
一 一 一 一	整	正吉	輔	
一 一 一 一	並	藏		

同	通 詞 役	阿 部	虎 吉	一 杜寺 調	稻 荷 社	松 前 龍 雲 院 末	毫 棟
同 小 使	佐 々 木	忠 藏	吉	余 市 總 鎮 守	淨 土 宗 門	曰 善 光 寺 末	永 全 寺
同 同 並	辻 酒 松	初 清 太 郎	三郎	淨 土 真 宗 門	當 五 月 晦 日 迄 新 二 相 増 候 分 無 之	東 本 頤 寺	寶 隆 寺
メ 八 名	村 井 永	忠 太 郎		漁 場 調	字 浜 中 村	鮭 建 網	拾 三 投
右 本 陣 守 ハ 為 步 方 下 方 規 則	右 有 合 金 凡 見 込	御 収 稅 高 凡	永 半 文 六 分 三 千 四 百 拾 石 壱 斗	同 同 同 同 同 同 同 同	山 白 村 沖 村 フ ソ ベ 村	鮭 建 網	拾 八 投
右 有 合 金 凡 見 込	金 壱 萬 三 千 六 百 四 十 両 三 分	御 収 稅 高 凡	永 半 文 六 分 三 千 四 百 拾 石 壱 斗	山 曰 村 モ イ レ 村 上 余 市 川	秋 味 鮭 建 網	壹 投	壹 投
但 百 石 二 付 立 直 段 平 均 凡 金 四 百 両 也	金 千 三 百 六 拾 四 両 永 七 十 七 文 八 分	被 下 候 分	同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同	同 大 引 網	同 小 引 網	三 投
此 壱 わ り				上 余 市 浜	當 五 月 晦 日 迄 新 二 相 増 候 分 無 之	壹 投	壹 投
一 旧 受 負 人 引 繼 諸 品 井 本 陣 御 収 納 藏 其 外 一 式	一 金 壱 萬 ○○ 參 拾 八 両 三 分	永 參 拾 八 文	一 漁 網 調	鮭 建 網 六 拾 投	永 住 出 稼 所 持 之 分	一 漁 網 調	六 拾 投
惣 代 金 メ 高			同 差 網	同 差 網 六 拾 投	當 五 月 晦 日 迄 新 二 相 増 候 分 無 之	同 差 網	武 千 五 百 枚 同 断
一 浮 小 物 成 調	一 建 網 真 加 金 壱 投 二 付 金 三 両 宛	一 戸 役 錢 壱 軒 二 付 永 三 拾 五 文 宛	一 漁 船 調	三 半 船	百 五 拾 九 艘	一 馬 具 調	八 十 三 足
一 戸 籍 調	此 人 別 内 男 四 百 五 拾 三 人	出 稼 家 数 三 百 七 拾 人	同 建 網 大 小	同 建 網 三 百 九 拾 九 艘	八 百 四 拾 七 艘	馬 內	武 拾 六 足 駒 壱 拾 七 足
一 開 罩 調	内 五 軒 当 年 新 二 增 候 分	此 人 別 内 男 六 拾 武 人	馬 具 調 三 百 九 拾 九 艘	川 崎 船 三 百 九 拾 九 艘	五 艘	御 備 馬 武 拾 六 足 駒 九 足	九 足
一 開 罩 地	六 万 六 千 三 百 六 拾 五 坪	此 反 數 廿 芒 丁 四 反 五 敏 五 步	馬 內	中 遣 船	三 艘	村 方 馬 五 十 七 足 駒 三 十 三 足	三 十 三 足
(ママ)				檻 船		但 し 昨 午 年 より 武 匹 減 但 し 去 午 年 より 三 足 増	武 拾 四 足
内 千 四 百 六 拾 五 坪				船 船			
此 反 數 四 反 八 敏 八 步				船 船			
是 是 当 五 月 晦 日 迄 新 二 相 増 候 分							
メ							
上							
辛 未 年 六 月							

余市郡元請負中諸調書上

一	党	永住 四半敷役 壱軒二付 商人役 壱人三付	錢三十文
一	産物	職人役 壱人二付 旅籠屋冥加 壱軒二付	壹步武朱 壹步也
一	産物出調	炭釜役 壱釜二付 運上金	壹步武朱 壹步也
子	年鮑類	金 七百四十五両三歩也	運上金
丑	年同	但し別段上納金共	
寅	年同	合金 武千武百廿七両武步也	寅年増金
卯	年同	合金 武千九百七十三両壹歩卜永百六十	
辰	年同	文也	
合	石	給金調 支配人 金 五拾両 通詞役 外三金 百四五十両手當	米拾五俵
但	平均壹ヶ年 高直段	帳役 外三金 百武三十両手當	米十五俵
代	金 武萬九千〇六十四両壹歩卜	重畠人 外三金 百兩位之手當	
		船頭役 外三金 七八十両位之手當	
一	同 子年鮑	稼方之者 外三金 四五十両位之手當	
子	年同	但 小使之者 右召使之内より幼年之者	
丑	年同	取立候ニ付少々之手當 仕着せニて遣	
卯	年同	浜役給金調 右は掛け家改之節 早切數多少ニ不拘	
辰	年同 石	壹改メニ拾本ツヽ用捨仕置候 外別段給	
合	壹ヶ年 合金一百四十石六斗武升武合七勺	料無御座候	
但	高直段	家作調	
代	金 武五百四十八石六斗武升武合七勺 直段百石二付 金 武百五十両也	本陣 御備蔵 諸色藏	壹棟
分	浮小物成	荷物藏 米藏	武棟
	建網冥加 合船役	雜板木 脳本陣	壹棟
	三半船 特府船	川貝シヘミ蔵	壹棟
	磯船 合船	ヨイチホウベイ蔵	壹棟
滞	在役 中遣船	雜物藏 荷物蔵	壹棟
在	男十五才已上	小漁元家	
役	女 同	雜藏 壱棟	
	錢百文	塩蔵	
	錢五十文	錢蔵	

		御備物調	メバシケ	船藏	四棟	鮭漁場	字ヤマウシ	老ヶ所
		戸籍調	メバシケ	細工小家	八八棟	字モイレ	ヨイチ川	老ヶ所
		ハルト口	メバシケ	小休所	九ヶ所	字ノホリ	字ホシノホリ	老ヶ所
		幕	メバシケ	玄番家	百廿石	字シユフント	大浜中引綱	老ヶ所
		串明鞋	メバシケ	馬金米	百廿五両	昆布場所	宇モイレ	老ヶ所
		三百本足	メバシケ	三百本足	百廿八疋	大浜中引綱	ヤマウシ	老ヶ所
		百本	メバシケ	百本	百廿五疋	但此分別紙相認メ奉申上候	シユマトマリ	老ヶ所
		スウチ村	メバシケ	ハマナカ村	廿六軒	漁場押借地調	ユウナイ	老ヶ所
		五拾三軒	メバシケ	漁民廿六軒	男女四十九人	魚網調	鮭建網	老ヶ所
			メバシケ	男女廿九人	男女八十九人	鮭大引綱	四拾式投	老ヶ所
			メバシケ	男女廿九人	男女九十九人	同川小引綱	式千五百枚	老ヶ所
		但し農民商人并旅籠屋渡世之者共迄如此ニ	メバシケ	男女廿九人	男女百八十八人	同建網大小	五三投	老ヶ所
		御座候	ヤマウシ	シリハ村	男女三十一人	大小船調	式艘	老ヶ所
			ヤマウシ	漁民拾三軒	男女三十人	中遣船	百六十五艘	老ヶ所
			シリハ村	漁民三軒	男女六十三人	三半船	八十一艘	老ヶ所
		ユシタリヒラ	メバシケ	漁民三軒	男女五十五人	牛馬調	馬惣高	七十八疋
		ウナイトマリ村	メバシケ	漁民三軒	男女十一人	内	八百艘	老ヶ所
		土人家数	八十一軒	男女百九十四人	男女三十三人	御備馬	廿八疋	老ヶ所
			メバシケ	男女三百八十五人	男女三百七十九人	已年出石高調	五百疋	老ヶ所
		出稼人	メバシケ	男女六百十式人	男女六百十式人	鮭類	三千八百八石六斗七合	老ヶ所
			メバシケ	男女七十老人	男女六百八十三人	右之通元請負中諸調書上候	七十七石六斗六升六合	老ヶ所
		出稼家数	九十八軒	男女式百老人	男女三百〇六人	未六月	以上	老ヶ所
			メバシケ	男女三百〇七人		林長左衛門	代久太郎	印
		開墾調	メバシケ			余市郡		
		烟地	五万百五十式坪			御開拓		
		此反數	十七丁三反六步六厘			御出張所		
		社寺調	メバシケ	淨土宗 賀隆寺				
				右は文久元酉年十月建立ニ相成申候				
				禅宗 永全寺				
				右は文久二亥年十二月建立ニ相成申候				
				稻荷社 壱棟				
		漁場調	メバシケ					

平成19年度博物館活動報告

1. 運営

(1)組織

余市水産博物館(余市町教育委員会 社会教育課)

(平成20年1月31日現在)

教育長	武藤 寿	学芸員	浅野 敏昭
社会教育課長	永井 克憲	社会教育係長	小川 康和
社会教育課主幹	松井 正光	嘱託職員	山下 明子
水産博物館館長	乾 芳宏	嘱託職員	山田 稔
社会教育課主幹 (社会教育主事)		嘱託職員	玉川 義美
		臨時職員	

文化財専門委員(5名)

文化財関係施設管理運営委員会(7名)

委員長	本郷 保寛	委員長	川端 有
副委員長	梶 政泰	副委員長	田村 政司
委員	林 満	委員	近藤 芳二
委員	見野 久幸	委員	野中 伸隆
委員	澤野 宗一	委員	竹内 昌俊
任期	(平成19年12月1日～21年11月30日)	委員	稻船 仁
		委員	瀧澤 義三
		任期	(平成18年4月1日～20年3月31日)

(2)平成19年度の主な活動状況

4月18日	文化財ボランティア説明員研修(～19日)	8月29日	金沢学院大学文化財学科見学
4月26日	道文化財埋文担当者会議(～27日)	9月2日	「日本の中の異文化研究会」講演(法政大学)(乾)
5月10日	黒松内婦人防火クラブ見学案内(乾)	9月5日	山口県産業技術センター、フゴッペ調査
5月30日	資料調査(積丹町佐藤家)(浅野)	9月8日	文化財ふれあい事業「土器の見方」(乾・小川)
6月6日	文化財施設管理運営委員会	9月27日	道博協学芸職員研修会(乾)
6月8日	石狩・後志・空知地区博物館等連絡協議会	10月11日	「海山川の記憶」映写会(於公民館)(浅野)
6月13日	特別展資料調査(北大附属図書館)	10月22日	文化財パトロール(～24日)
6月19日	埋蔵文化財試掘調査(～20日)(乾)	11月12日	文化財専門委員・管理運営委員町外視察(小樽)
7月7日	北海ソーランまつり協賛無料公開(8日)	12月12日	「海山川の記憶」映写会(登寿の家)(浅野)
7月10日	大川遺跡発掘調査開始	12月13日	「海山川の記憶」映写会(山田農改センター)(浅野)
7月12日	歴史探訪講座(～14日)(乾・浅野)	12月14日	道新取材「鮭大漁概況之図」(於俱知安)(浅野)
7月18日	道建築士会道央ブロック協議会講演(浅野)	1月18日	青森放送取材(福原漁場)
8月21日	特別展開始(～10月14日)	1月23日	史跡福原漁場ほか屋根雪下ろし

(3)文化財施設利用状況

平成19年度文化財施設見学者数(別表参照)

2. 教育普及活動

(1)展示活動

- ・平成19年度博物館特別展「海山川の記憶—地図と写真に刻まれたふるさと—」
期間：平成19年8月21日（火）～平成19年10月14日（日）
展示資料：北海道大学附属図書館所蔵の古地図・近現代の絵はがき及び古写真・昭和30年代を中心とした観光パンフレットほか

(2)教育活動

- ・文化財ふれあい事業

9月8日 文化財ふれあい事業「土器の見方」（乾・小川）
10月11日 「海山川の記憶」映写会（於公民館）（浅野）
12月12日 「海山川の記憶」映写会（於登町寿の家）（浅野）

(3)学芸員の館外活動

- ・館所蔵資料を使用した社会科及び総合学習への授業協力や講師の派遣依頼を受けて町内外での報告会などに参加活動した。

月 日	活動内容	活動場所	担当者
平成19年7月12日（木）	フゴッペ洞窟の歴史について 中央公民館（歴史探訪講座）	乾館長	
平成19年9月3日（月）	余市川流域の擦文集落 法政大学（日本の中の異文化研究会）	乾館長	
平成19年10月23日（火）	余市町の歴史について 余市町立沢町小学校（5年生）	浅野学芸員	
平成20年1月22日（火）	おたる案内人講座 小樽商科大学講義室	浅野学芸員	
平成20年1月22日（火）	おたる案内人講座 小樽商科大学講義室	浅野学芸員	
平成20年1月25日（金）	余市の歴史と文化財について 中央公民館（平成19年度町民講座）	浅野学芸員	
平成20年2月3日（日）	なつかし写真の映写会 水明閣（余市鮮魚買受人組合）	浅野学芸員	
平成20年3月1日（土）	水産試験場と余市町 中央公民館（北海学園大学開発特別講座）	浅野学芸員	
平成20年3月16日（日）	ニシン漁場の働き手 小樽市総合博物館研修室（小樽学ニシン再考）	浅野学芸員	

3. 資料収集活動

平成20年1月31日までの受入資料は文書資料（書籍）4点、生活資料11点、記録資料146点、水産資料1点、産業資料15点、美術資料7点、文書資料34点の計218点であった。

4. 調査研究活動

(1)大川遺跡発掘調査

担当：乾 芳宏

平成19年7月11日から8月10日まで、180m²の範囲を調査したところ、縄文時代晩期後半で基壇14基が確認され、副葬品に土器、石器、ヒスイ玉などが見られた。

(2)大谷地貝塚出土の土偶調査

担当：乾 芳宏

大正14年に大谷地貝塚から大形土偶が出土しており、所蔵している奈良県天理市天理大学付属天理参考館を訪れ、調査を行った。

(3)余市町史編纂事業関連の調査

担当：浅野敏昭

余市町史の編纂事業に関わって、積丹町佐藤家所蔵の明治期ニシン定置網関係文書一式の撮影を行い整理及び解説作業を行った。

(4)文書調査

担当：浅野敏昭

明治以降の町内漁家の漁場経営に関する文書資料（川内家、中村家）の調査を引き続き行い、並行して関連する写真資料などの整理を行った。

<別表>

平成18年度文化財関係施設入場者数

(下段の数字は平成17年度)

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	847	180	99	119	1,245
	881	198	298	183	1,560
5月	1,870	462	234	387	2,953
	1,954	491	276	394	3,115
6月	1,225	524	342	691	2,782
	1,558	681	565	867	3,671
7月	2,185	982	503	968	4,638
	2,793	1,277	538	1,221	5,829
8月	2,146	687	208	600	3,641
	2,425	777	306	580	4,088
9月	1,939	767	356	470	3,532
	2,089	1,048	394	630	4,161
10月	1,343	447	455	612	2,857
	1,699	549	348	629	3,225
11月	520	109	120	111	860
	643	168	114	158	1,083
12月	127	30	13	42	212
	97	13	30	64	204
1月	126	24	15	20	185
	41	12	17	13	83
2月	174	24	26	33	257
	63	18	26	32	139
3月	276	67	70	70	483
	267	67	58	46	438
計	12,778	4,303	2,441	4,123	23,645
	14,510	5,299	2,970	4,817	27,596

平成19年度文化財関係施設入場者数

施設名	フゴッペ洞窟	旧下ヨイチ運上家	余市水産博物館	旧余市福原漁場	総計
4月	1,071	283	104	167	1,625
5月	1,620	394	163	278	2,455
6月	1,523	526	426	570	3,045
7月	2,164	1,020	522	1,025	4,731
8月	2,416	585	448	538	3,987
9月	2,012	497	323	565	3,397
10月	1,282	566	354	467	2,669
11月	427	89	209	163	888
12月	169	52	36	41	298
1~3月	平成19年度より冬季閉館				
計	12,684	4,012	2,585	3,814	23,095

余市水産博物館研究報告 第 11 号

平成 20 年 3 月 31 日 発行

編集・発行 余市水産博物館
〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21
TEL & FAX 0135-22-6187